

決 算 特 別 委 員 会 (3 日 目)

1. 開会及び閉会 令和元年9月24日(火) 午前9時30分 開会
午後5時36分 閉会
2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室
3. 出席した委員
- | | |
|------|------|
| 委員長 | 増田順弘 |
| 副委員長 | 内野悦子 |
| 委員 | 杉本訓規 |
| 〃 | 吉村始 |
| 〃 | 谷原一安 |
| 〃 | 川村優子 |
| 〃 | 岡本吉司 |
| 〃 | 西井覚 |
- 欠席した委員 なし
4. 委員以外の出席議員
- | | |
|----|------|
| 議長 | 藤井本浩 |
| 議員 | 梨本洪珪 |
| 〃 | 奥本佳史 |
| 〃 | 松林謙司 |
| 〃 | 吉村優子 |
5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名
- | | |
|--------|------|
| 市長 | 阿古和彦 |
| 副市長 | 松山善之 |
| 教育長 | 杉澤茂二 |
| 企画部長 | 吉川正人 |
| 総務部長 | 吉村雅央 |
| 総務財政課長 | 米田匡勝 |
| 〃 主幹 | 中文字子 |
| 税務課長 | 椿本真司 |
| 収納促進課長 | 和田善弘 |
| 市民生活部長 | 前村芳安 |
| 保険課長 | 新澤明子 |
| 〃 補佐 | 葛本康彦 |

環境課長	庄 田 康 則
産業観光部長	早 田 幸 介
都市整備部長	松 本 秀 樹
都市計画課長	奥 田 雅 彦
建設課長	安 川 博 敏
保健福祉部長	巽 重 人
社会福祉課長	林 本 裕 明
長寿福祉課長兼	
いきいきセンター所長	中 井 智 恵
健康増進課長	東 錦 也
こども未来創造部長	中 井 浩 子
教育部長	森 井 敏 英
学校給食センター所長	油 谷 知 之
上下水道部長	西 口 昌 治
下水道課長	井 邑 陽 一
水道課長	福 森 伸 好
会計管理者	門 口 昌 義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	関 元 瞳
〃	福 原 有 美

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 認第1号 平成30年度葛城市一般会計決算の認定について
- 認第2号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 認第3号 平成30年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 認第4号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 認第5号 平成30年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 認第6号 平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定について
- 認第7号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 認第8号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 認第9号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 認第10号 平成30年度葛城市水道事業会計決算の認定について

開 会 午前9時30分

増田委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、金曜日に引き続き決算特別委員会を開会いたします。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いいたします。また、各委員におかれましては、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は、議事進行上できるだけ謹んでいただきますようお願いを申し上げます。

理事者におかれましては、答弁者は必ず挙手をいただき、委員長が指名した後、初めに、質問者が変わるごとに所属、役職名、氏名等を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願い申し上げます。なお、答弁者については部長または担当課長でお願いを申し上げます。

それでは、議案審査に移ります。本日は一般会計決算の総括質疑から行います。総括質疑は市政全般に係るものとなりますようご留意をいただきますよう、お願いを申し上げます。

質疑はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 おはようございます。どうぞ、きょうもよろしく願いいたします。

きょう、2つ質問をいたします。1つが、私、この決算委員会に今回初めて臨んだわけなんですけど、まず目的意識をとということで、特に流用のことについて、件数のこととか、このあたりについて、意識をして、最初臨みました。で、そのときには、特に件数のことについて意識をしておったんですが、副市長もご答弁いただいて、そのようなことを伺っておりますと、件数だけではないんだと、いわゆる、個々個別のことで、いわゆる緊急性であり、それから必要性、あと軽微性、これについて見てほしいというふうなことを伺いまして、なるほどなと思っただけで伺ったところでございます。

特に、現場で職員の方が執務に当たられておりますと、執務時間というものが限られているということもあると思いますので、その中で、どうしても取捨選択をしなければいけない。本来であれば、まあ言うたら、議会を通して、補正を組んでというのは我々の立場ではあるんです。議会としての立場ではあるんですが、限られた時間の中でやっていくというふうなことで、軽微性ということも含めておっしゃったのではないかなというふうに思います。

まず、私は現場の方で、合理的に、かつ、やはり人間ですのでモチベーションも維持しながらやっていただきたいというふうに思うわけなんですけど、もう一度、緊急性というのは非常にわかりやすいんですが、必要性、流用の、こういうときに必要性がある。あるいは、こういうものは軽微性のあるものとして判断をするというふうなことについて、どのようなことが念頭に置いておられるのかということをお尋ねいたします。

それから、2つ目なんですけど、今度の監査委員の方からも意見が出ていますが、まず、コスト意識を持ってほしいということと、もう一つ新たな税財源の創設、発掘、確保に努めてほしいという意見が出ております。以前から、行政の方に伺っておりますと、特に人口増ということと、あと、企業誘致ということがよく私伺っておりますけど、そのあたりにつきま

して、今後どのように考えておられるか、これについてお尋ねします。

以上、2点でございます。よろしく願いいたします。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。吉村始委員のご質問の1点目、流用についての考え方についてご答弁を申し上げたいと思います。

先だってより、ご答弁申し上げてきましたように、あくまで、みだりにやるものではありません。必要性、緊急性、軽微性ということも申し上げましたが、そのようなことを十分に念頭に置きながら、これは最終的には、その長の判断として、市長の判断としてさせていただくと。一たび流用いたしますと、それも含めて、当然、予算現額、予算になりますので、予算に対するその決算として、どれだけ執行できたか、できていなかったか、その理由が何であったか。予算に対する決算としてのご審議は当決算委員会でご審議いただく。そのような議会の監視機能との役割分担になっていようかというふうに認識をしているところでございます。

さて、具体的な基準というお問い合わせでありましたけども、なかなか、やはり個別具体的にそれぞれ1件1件判断をしておりますので、なかなか難しゅうございますが、説明の中で、私こういつていたと存じます。まずは、予算は款、項、目、これは目的別の分類でございます。目的別の分類の中では、さらに目の下に事業という考え方もございます。これらは、やはり、そもそもの年度当初からの予算の目的でございますので、この目的から逸脱をするような内容、これはもう明かにその予算執行において予定がされていないわけでありますから、そんなものに使ってはいけないだろう。あるいは、そんなニーズが出てくれば、当然、補正予算でご審議いただくか、あるいは本当に緊急性がある場合には、臨時議会、お願いするか。それも間に合わなければ、専決あるいは予備費という格好になろうかと存じます。

したがって、目的の範囲内で、ただし、これも説明内で申し上げたことでございますが、予算の編成をしております時期が、大体11月ごろから始めまして、最終固まるのが2月中です。で、そこで最大限予測しました次年度のさらに年を変わって、3月の末までに起こり得ることを想像して予算の見積もりをするわけでありますが、その予算の見積もりの中で予定外、目的どおりなんだけども、そのお金の使い方として、ちょっと節が違うよといったことなどが出てまいります。で、たまたま、こう、ご披露いただきましたが、端的な例といたしましては、例えば、議会の先生方の議員研修の件で、議員の研修をするという目的どおりのことを実施なさっております。ところが、最終段階で、やはり時事問題について、議会でどこに視察先を定めるか、どのテーマでやるかということ、まさにそれは予算のときにはそこまでわからないということで、時事問題に関して、議会の方で行き先までセット、選定された結果が、当初は電車等を使って、これは節で言いますと旅費になりますけども、旅費を使って予算は見積もっておりましたが、行き先の関係があつて、これはバスで行く方がいいだろうと、バスをチャーターすると、これは同じ研修視察であります、使用料及び賃借料に変わります。で、使用料及び賃借料に流用されたと、まあ、そういったものでございまして、こういったことにつきましては、まさに軽微であり、目的にも全然、目的どおりの

執行であります、その使い方が変わったということで軽微といった判断になろうかと存じます。こういったもの以外につきましては、やはり緊急性、必要性の中で判断をしていくものと思っております。

委員のご質問はその軽微な例は、具体的な基準がどうだったかといったご質問であったかと存じますが、逆に必要性につきましては、全てに共通する概念でございますので、やはり緊急性、そういったものを個別に判断をして実施していくものと思っております。

以上でございます。

増田委員長 早田部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ただいま、委員の企業誘致という部分でございます。これにつきましては、京奈和自動車道も開通の方、しております。そういったことも踏まえて、今後、奈良県の企業立地推進課等と協議しながら、今現在の中でも国道筋のところには、以前、建物が建っておったけども、今は閉鎖しておるといふ空きスペースもございます。そういったところの問い合わせには、積極的に商工観光課として対応させていただいて、1社でも多くの企業を誘致するように努めてまいりたいとそうように考えております。

以上でございます。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 企業誘致の方につきましても、また引き続き、今までもご努力されていると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

で、また、かねてから副市長もあるいは市長も、ルールを守るといふことについては厳しく臨んでおられるというふうな、私、理解をしております。例が適切かどうかわかりませんが、例えば、帳簿をつける簿記の勉強をして、実際に実務になると、実務とやはり理屈とは違ってくるというふうなこともあるかなと。そういうふうなちょっと雰囲気もあるかなと思つて、伺っておったんですが、とにかく現場の方がスムーズに合理的に作業といひますか、執務に当たられるよう、今までやっておられると思ひますけども、引き続き、またどうぞよろしく願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 おはようございます。よろしく申し上げます。私の方から、3点ほど全体にかかわることで質問させていただきます。

決算の審議ですから、私としては、数字に間違いがないかどうか、それから、予算が適正に執行されているかどうか、さらには、その事業が市民にとって本当に成果が上がるものになっているかどうか。そういう観点から、私も準備してまいりましたし、この決算委員会でも、そういうことでしっかりと皆さんから意見が出されてきたと思ひます。質問もされて、確かめていった、いい審議になったと私は思ひますけれども、その上で、私は執行がどうだったか、適正な執行がどうだったかということを中心に今回は決算書を見させていただきました。いわゆる不用額が非常に多額に出ているもの、これがどういう理由になっているのか

ということについて、1つ1つ質問させていただいたわけでありますけれども、その中で1件、ほかの部分は費用の節減のために不用額が多く出たとか、あるいは、やむなく突発的な事象によって事業を推進できずに、それで不用額が多くなったとか、それぞれきちっとした理由がございましたけれども、1点、体育施設費の中の工事請負費につきましては、これについては職員の懈怠によるもので執行できなかつた。なおかつ、その件につきましては、8月末でしたかね。新聞に葛城市の市の職員の懲戒があったことが新聞報道されました。そのことについて、私ども、具体的に新聞報道だけありますから、中身もよくわからなかつた中で、この決算委員会の中で初めて指摘があつて、そのことが出てまいりました。私は、このことはいかかなものかなというふうに個人的には思うところであります。つまり、予算執行が不十分にできなかつた理由がそういうことであれば、事前に説明があつてしかるべきではなかつたのかなと思いますので、そこら辺のお考えはどういうものなのかということについて、これは市長なりにお尋ねしたいと思います。

2つ目は、私も一般質問で質問させていただきましたが、葛城市の経常収支比率が大変悪くなつております。この間、合併して以来、サービスは高く、負担は低くということで旧町のそれぞれのいいところを全部維持しながら、財政運営やつてきて、ここまで来たわけあります。全国的にも住みよさランキングで34位ですか。そういう公共サービスの高いまちになっているわけでありますけれども、その一方で、この財政の硬直化が進んでいるということでもあります。この決算委員会でも、実質単年度収支をお伺いしましたけれども、4年連続赤字になっておりますし、実質収支率も1.9%、大体3%から5%が余裕のあるという財政でありますけれども、そういう指数を見ても、非常に厳しい状況になっていると。その中で、この決算におきまして、つまり今年度1年間、どのように節減の努力をされてきたのか、その職員の意識も含めて、この経費の節減の努力、そういうことに対して、どのように取り組んでこられたということについて質問をしたいと思います。

3つ目は、これ、ちょっと個別にもかかわることになって、そのときにお伺いすればよかつたんですけども、人口ビジョンについての委託料が執行されております。これは、人口ビジョンというのは、基本的に今後我々が市政のあり方を考える上で、施策を考える上で、非常に基本的な調査だろうと思います。これをなされたということで、これについて、既に成果品が上がっているのかどうか。そのことについてお伺いしたいと思います。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 委員のご質問、多岐にわたりますので、1つずつ答えていきたいと思つています。まず、ご指摘いただきました体育施設の件でございます。ご存じいただいておりますように、職員の懲罰をいたしました。といいますのが、もうこの件につきましては、正直申しわけないといひますか、情けない話でございます。本来でしたら、当然執行していないといけない部分、それと、まして緊急性があつて12月に補正予算を組んだ。補正予算を組んで、なおかつ、それが未執行であつたということは、非常に大きな問題だと感じております。私、議員も長らくさせていただいていたんですけども、私の場合は、予算というのはどちらかといひますと、その行政のセンスを見るように実はしてました。それで、決算といひますのは、実はその

行政の誠実さを見るようにしていました。まさに、その誠実さが執行できなかったということにつきましては、非常に申しわけない思いでございます。

委員ご指摘のように、それを事前に議会の方にとりご意見、これからまたちょっと参考にさせていただきたいと思っております。決算数字が固まりまして、大体6月、7月、固まりますので、ですから、もしお伝えするんでしたら、そのタイミングというのはあったのかなという理解をしておりますので、その辺はこれから考えていきたいと思っております。

それと、経常収支比率等、かなりカウントの仕方で実は1.数%、従前とはカウントの仕方が変わりましたので、数字的には悪い数字にはなるんですけども、それも含めましても、やはり1.数%は現実として、前年よりか悪くなっているということでございます。

私、市長に就任させていただきまして、実は予算編成、平成29年、平成30年、2回、平成28年度は前任者の予算編成でしたので、2回させていただいたうちの平成30年度を見ていただいたわけでございます。その中で、実は、平成29年度は大鉈を振るいました。とにかく、まず我が身を削る。行政内部の方のある種、むだを、できるだけ排する部分に重点を置いた予算編成をいたしました。その中で、やはり、削れる部分がかかなり少なくなってきたのかなという思いをいたしております。その中で、災害等ありまして、実際には経常収支とは関係ないんですけども、予算ベースではマイナスになったというのは、まあまあいろんな出来事がありまして、返還金等の問題もありましたし、国保会計の制度が変わった問題もあったんですけども、かなりその部分で言ったら、出る部分が厳しくなっている。公債費の部分で、やはり出費がかさんできている。それと、やっぱり扶助費の部分が伸びてきている。扶助費が非常に大きいなというのは、ちょっと数字を見て驚いたんですけども、その部分についてはやはり当面これは続くということを理解しないとイケない。

じゃあ、その中で、どのように財政運用をしていくのかと申しますと、やはり、出と入りのバランスを図っていかないといけない。その中で、できるだけ行政サービスは堅持したい。それを避けた中で、行政コストをどのように下げていくのかということやと思うんですけども、なかなか厳しい状況に来ているというのは事実でございます。ですから、短期的にやれることと、やはり長期的にやることとの前提を分けた中で、対応していく必要があるであろうと感じています。

長期的には、先ほど吉村委員の方からもご質問ありましたが、財政的な、入りをふやす作業というのは、これはやはり年数がかかっても必ずやって行かないといけない作業でございます。それが、まさに企業誘致であり、人口ビジョン、5万人都市構想の話に加わっていくわけなんですけども、そこへ行くまでの短期の間に、どのように財政運営していくのかというのが、これから数年、大変な作業になると思っております。行政コストとしては、もうかなり絞れるところは絞りました。と申しますのが、従前ですと、大体人件費の方で毎年5,000万円ずつぐらい、団塊の世代の方が定年退職を迎えられるに当たって、その分がある種、若い方の人件費に変わりますので、何もしないでと申しますか、それはないんですけども、一定の割合の職員の何て申しますか、職員数を維持していく中ではその部分での減額というのは見れたんですけども、それがもう見えなくなっている状況がありますので、じゃあ、

新たな分野で何を削っていくのかということ、やはり考えていかないといけない状況に入ってくるのは事実でございます。

その辺をこれから、再度練り直していかないといけないのかな。これ2年やりましたので、大体財政の方向というのは、見えてきましたので、ある種、民主党政権から自民政権の中で、それと葛城市の場合は合併したという、ある種恩恵の部分がございましたけども、その恩恵の部分がなくなっていくことに対する対応を、どのようにするのかというのは、早急に検討を重ねて実施していかないといけないという思いでございます。

あと、具体的には人口ビジョンの話はそちらでもらうのかな。

増田委員長 吉川部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの人口ビジョンの件でございますが、平成30年度の事業といたしまして、人口ビジョンの見直しを行っております。結果も今出ております。この人口ビジョンの活用につきましては、今年度策定いたします新総合戦略の方で、活用していくことになってございます。この新総合戦略の方でございますが、地方創生交付金事業に係る分で、平成31年度、令和元年度以降で、どのような事業をしていくかということ、策定していくことになってございますけども、その中で、人口ビジョン、あるいは市長が申し上げております人口5万人構想ですか、その方に向けた事業、どのようなものやっていくかというのを検討していく中で活用していくということで、近々この策定委員会を開催していきますので、その中で公表していくことになっていこうかと思っております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 人口ビジョンの件は個別で委員長のお許しを受けて、ちょっと今答弁していただきましたけども、これは、ぜひ議会の方にも、何らかの形でその成果品については、説明なり、していただきたいと思っております。これは、もう本当市政の基本的資料だと思いますので、この点についてはちょっと要望になりますけれども、よろしくお願いいたします。今後、市政のことを考える上で非常に大事なことになりますので、お願いしたいというふうに思っております。

それから、最初に質問した件でありますけれども、なかなか削るところも少なくなってきたというふうなお話でありました。それで、財政硬直化の件でありますけれども、この点については、私は入札制度契約についての改革を一般質問で取り上げました。公共事業等の入札及び契約の適正化に関する法律、適正化を促進する法律、いわゆる入札契約適正化法が施行されてもう10年近くなるわけでありまして、他市では、入札契約制度の改革を通じて、行財政改革を進めている市町村、それなりに成果を上げているわけでありまして、人件費についても厳しくなってくる。もう削るところはなかなかないというふうになれば、あとは、住民サービスのところに、いよいよ入っていくというふうなことになる前に、私はこの入札契約については、これは国の方針でありますから、この法律のみならず、適正化のための、それを図るために指針まで出しているわけでありまして、葛城市はその点で、大変、私はおこなっていると思っておりますので、この点について、一般質問でも述べましたけれども、改めまして、

この入札について、どのようにお考えかということをお聞きします。

ちなみに、昨年度平成30年度、入札結果の一覧表、ホームページであります。私は、もういつも入札率を出しているんですけども、年度当初のいわゆる通年の業務については99.5%、98.9%、99.1%、98.9%、98.9%、93.5%、98.4%、90.5%、これ4月23日の執行分です。全部95%以上のものが、あるいは、その前後のものがあって、唯一72.4%の落札率があるぐらいです。その次の24日分についても95.8%、94.2%、99.5%、95.8%、96.7%、90%、その中に69%とか71.1%が混じっているという状態であります。

つまり、本当にこの入札の落札率は、これでいいのかということでもあります。これは決算委員会の中でも議論があったところでもありますから、この入札についてのお考え、これについてどうお考えになっているのか。これは財政を節減していく上で、行財政改革の上で、これ私は避けて通ることができないと。そのために、第三者委員会である入札監視委員会を設置なさいと。これは国の方針でありますけれども、葛城市はいまだ設置していないわけでありまして、この入札に対する取り組み、経費節減の観点から、どうお考えになっているのかということについて、お伺いいたします。

最後になりましたけれども、最初にお伺いした、要は執行が職員の職務懈怠によって、できなかった件につきましては、行政としてはそれなりにけじめを取られたということでありましょうけれども、そういうことが二度と起きないように、今後ともよろしくお願ひしたいとご意見申し上げまして、1つ質問をさせていただきます。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

入札の件につきましてのご答弁を申し上げたいと存じます。

既に私ご答弁申し上げていると思いますが、入札制度につきまして、これが正解と唯一無二の正解はないと存じます。例え話として、本当に完全な人間ばかりが集まって運用すれば、総合評価落札方式もすぐれた方式の1つであるということも申し上げたと思いますが、やはり、いろんな状況、いろんなケースがございますから、いろんなことは常に研究検討は続けていかなければいけないと存じます。その意味におきましては、委員の方からご提案いただいております入札制度監視委員会につきましても、十分に研究をさせていただきたいと存じます。基本的には行政が行った入札の結果について、ピックアップして、言ってみれば、入札専門の監査委員のような権能であろうかというところが、まず、あろうかと存じますが、それ以上につっこんで、例えば、入札の方法なり方式なりをアドバイスさせていただける機関であるとすれば、また、それに対する人選でありますとか、その委員の見識を十分にそこについても、どう評価をしてお願ひをしていくかなど、運用におきましては非常に難しい問題がいろいろあると思いますので、研究をしてまいりたいと存じます。

それと、もう1点、入札、透明性を追求すればするほど時間と手間、入札そのもの、制度を執行するための行政の具体的な予算、あるいは、人件費も含めた全体のコストもかかってまいりますので、そのあたりも十分踏まえながら、契約の内容、目的、規模等と照らし合わせて、適切な方法を探っていくということについては、もう委員おっしゃるとおりでございます。

ますので、日々研究を続けてまいりたいと存じます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 研究していただけるということですので、ぜひ研究していただきたいと思うんでありますけれども、この点につきましては、全国の事例が数多く出てきております。つまり、各自治体が取り組みを始めて、かなりたってきて、いろいろと我々も情報を手に入れることができるようになっております。一般質問でも説明しましたけども、奈良県下では5市が既に入札監視委員会、第三者委員会を持っておりますし、また、適正化を図るための事項、方針、閣議決定している方針に定められているさまざまな事項を、完全に実施している自治体も出てきて、そのやり方等もかなり経験が積まれていると思いますので、そういうことも参考にし、ぜひ、研究を進めて形にしていきたいと思っております。

私もこれ、勉強し始めましたけど、大変なことです。入札契約については、そもそも、設計仕様書をつくって、予定価格をつくる、その単価から、見積もっていくという作業から始まりますし、入札の方法もそうですし、業者選定のこともそうですし、どこまで一般競争入札するかどうか、それは行政の手間、先ほど、副市長おっしゃいましたけども、そういうコストがかかる問題、どうするかとか、非常に解決しなければいけない問題が多々あるわけがありますけれども、先進的な事例を、先進的に取り組んでいるところのホームページを見ますと、いわゆる、これは透明性、競争性、公平性、公正性、この4つを確保しなさいというのが、この入札適正化法の本来の目的でありますから、ホームページにその1つ1つどういう改革、改善をやっていったか、全部年次ごとにホームページに掲載しています。そういうふうに取り組んでいるところは、つまり、市民の方にもわかるようにしている。こういう入札の改革をしています。物すごい細かいです。専門的で。だから、もう十数年にわたって、ずっと掲載し続けている先進的な自治体もあるわけがあります。

私は、この市民の皆さんに、予算執行のあり方について、しっかり理解していただくこと抜きに、住民サービスを切り捨てるということは、あってはならないと私は思います。ですから、本当に性根を入れて、この入札契約についての改革、これは本当に行政の根幹にかかわる問題になるので、大きな取り組みになろうかと思っておりますけれども、強く要望申し上げまして、私の質問、終わります。

増田委員長 他に質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願いたします。私からは、全体的に、私、議員にならせてもらって、まだ2年なんですけど、勉強不足はちょっと否定できないんですけども、各種団体の補助金について、全体的についてお聞きしたいです。ちょっと僕、いろいろ調べてもらったら結構出てくるんですけども、補助金対象になっている団体というのは、葛城市、今、何団体あるんでしょうか。

あと、それと、補助を充てるために、どういった予算組みをされているのか、ちょっとお聞かせ願いたいです。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部の吉村でございます。

今、手元に、その各種団体補助金を支出している団体の総数の資料を持ち合わせておりませんので、後刻報告をさせていただきたいと思っております。その予算の獲得といいますか、予算編成上、こういった形で予算編成をしているのかということでございますけれども、各所管しております部、課の方から要求が出てまいります。その要求の内訳といたしまして、各団体の前年度の執行状況、それから、歳入の状況等を把握した上で、この団体に対して、いかほどの補助金が必要かというところの審査をした上で、予算要求がされているものというふうにご認識をしております。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。今のご答弁でしたら、そしたら繰越し等はないということなんですかね。それやったら、いいんですけど、何が言いたいかといいますと、僕もいろいろ調べてもらったら、もうすごい数の団体が出てきて、皆さん、すごい活動されていると思うんですけども、ただ、時代の流れとかありまして、余り活動していない団体とかも、しっかり管理できているのかなという思いでお聞かせさせてもらったんですけども、そういった活動内容とかも、ちゃんと全体的には把握できているものなんでしょうか。これ、最後、1個だけお聞かせください。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。繰越金、その団体の繰越金があった場合の予算編成ということでございますので、その点について、まず、お答えをさせていただきます。それぞれの団体の歳入の状況、それから、当然歳入ですので、繰越金の状況、こういったものも含めて、歳入歳出の状況を見せていただいた中で、繰越金が多いようであれば、補助金を幾分かカットするといった形の運用はさせていただいておるところでございます。

以上でございます。

増田委員長 杉本委員、よろしいか。

杉本委員 よろしくないんですけど、最後に、先ほど答弁してもらった活動の内容とかはちゃんと把握されているという前提で、また来年の予算もちょっと僕の勉強不足で申しわけないんですけど、何をしている団体かとか、僕わからないんで、また予算のとき聞かせてもらうかもわからないんですけども、そのときはよろしく願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 おはようございます。よろしくお祈いします。

総括ということになるかどうかわかりませんが、まず、財政の状況について、平成30年度一般会計を見せていただいて、一般会計の基金総額44億2,354万3,000円。そのうちの財政調整基金21億4,233万5,000円。平成29年度の一般会計の基金45億7,593万4,000円のうち財

政調整基金22億3,068万2,000円ということで、前年度に比較して一般会計の基金、約1億5,000万円ほど減額になっておる。財政調整基金で約8,800万円ぐらゐの減額、平成28年、平成29年の場合は比較しますと3億2,000万円の減額ということで、毎年2億円弱程度は目減りしてきておる状況にあるわけでございます。

まず、市税を見てみますと、平成17年、合併当時の市税は42億4,200万円程度です。それから、5年後、平成21年43億6,000万円程度。9年後の平成25年で40億6,700万円で、目減りをしている。平成29年で41億1,600万円、本年度で40億9,700万円という形で、いわゆる市税が減少してきておる。1つの要因については、大きなシャープの関係があつて、いわゆる固定資産税が若干減つてきておるかなと。いわゆる償却資産も減つてきておる。法人税も減つてきておる。こういうような原因で落ち込んでくるという形になっておると思います。

しかし、市県民税につきましては、一部増収になってきていると、こんなような今の状況であります。

また、地方交付税につきましては、平成17年、今の合併時29億3,860万円の交付税が5年後の平成20年になってきたら30億4,470万円、それから、平成21年になりますと33億1,290万円、これは合併特例債の償還の始まりではないかなというふうに思います。平成22年で36億7,370万円、平成23年から平成28年で39億6,800万円から40億円、で、平成29年で41億7,550万円、平成30年で41億3,850万円です。こういうふうな交付税の推移というか、なつてきておるわけございまして、令和2年、来年、交付税も一本算定に変わってくるということだと思います。

合併当時、一本算定になったら、5億円程度、影響が出てくるということでやかましく言われておつた。ところが、やはり合併した市町村、なかなか財政がよくなるというようなことから、国の方も少しですけども、地方に財源が回るように手厚い処理がされてきた経緯があるわけでございます。

今後、葛城市のいわゆる市税は40億円前後推移するのではないかなというふうに思われます。また、交付税も一本算定になってきたら、金額的には下がってくるというようなことです。先ほど、答弁もあつたと思いますけども、こういうことですので、今後の財源対策といひますか、どういうふうなお考えをされているのか、企業誘致というようなことで質問もありました。それも1つの方法かなと思いますけども、どういう考え方を持っておられるんか。

それから、予算の執行の状況であるわけですけども、副市長の方からも流用の問題で答弁ありました。当初予算に計上して内容がしっかり把握されているのかな。予算執行、もう一度、点検する必要があるのではないかなと。事業のまず発注時、いつ発注をして、いつ完了するんか。計画を立てた執行が本当にできているんかな。特にその管理職の職員におきましては、正確に執行の仕方が職員にも指導される状態にあるのか。例えば、こんなん言うていいんかどうかわからんけど、数年前に相撲観光創造事業という事業がありました。その中で、会計管理者ここにおつたと思うけども、債権者登録されていない。そういうふうなときでも支払いされたということを聞いております。証拠がないので、余りはつきり言いませんけども、会計管理者わかっていると思うけども、例えば、こういう処理をされたということになって

きたら、やっぱり執務上、問題ではないかなというふうに思います。

やっぱり職員も皆一生懸命やって、仕事をしてもらっておるわけです。ところが、一部の職員でいわゆる誤った行為というんか、そういうふうなことになったときに全ての職員が信頼を失ってしまうというようなことやから、やっぱりある程度緊張感を持った仕事をすべきではないかなと。今、今年になって、コンプライアンス研修、何回かされたということやけども、私はコンプライアンス研修は大事やというふうに思います。しかし、執務の研修も大事ではないかなというふうに思いますので、その辺の考え方。

次に、その入札事務、先ほど谷原委員の話もありました。特に昨年、今年にかけて、入札の不落が多くなってきている。それで、行政全体として、なぜ不落になるのか。不落になって、今後どのような改善をされるのか。それと随意契約、平成30年度につきましても非常に多い。一概に随意契約がだめやということを私は言うておりません。市が有利な場合については、私は随意契約すべきやというふうに思っております。先ほど言いました随意契約、大いにせいとは言わんけど、随意契約なんで、やはり市が有利な金額で契約できる。これが1つの随意契約の、確定ではないですけども、考え方やというふうに思いますけども、そういうことのない、随意契約も多い。その辺で、どういうふうに思われるんかということでございます。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 財政の方、かなり過去の経緯をおっしゃっていただいて、まさにそのとおりにやと思っております。当初から申し上げていますように、平成の大合併というのは非常にいびつな合併でございました。人口3万、あの当時3万5,000人で葛城市が誕生したわけなんですけども、本来の市の要件はやはり人口5万人なんです。ですから、やはりその人口規模を抱えるだけの財政基盤を持たないと、市という形態を維持していくのは、まず難しいであろうという予測はしております。

ですから、ある種中長期的なビジョンとしては、その規模をいかに達成するのかということが大切であろうという考え方を持っております。その中で、委員ご指摘のところ、もう正直なことを言いまして、使ってしまった金は今さら戻せないということなんです。ですから、合併特例債、限界まで使っておりますので、その部分の返還は、もう必ず消化していかないといけない。ですから、過去に財政計画を出していただきましたけども、その影響を見ますと、もう、あの当時は平成35年ぐらいまで出たんですかね。そうしますと、基金がないような状態まで行くという財政シミュレーションでした。それも、FM計画が入っていない状態でしたので、更に厳しいであろうという予測はしております。

その中で、今朝、毎週朝に週明けの第1の朝の会議では部長会やるんです。その中で1つ、来年度の予算編成等の指針といいますか、その部分と、1つ財政コストを将来的に下げるべき大きな要因となるものは何かという話を実はしました。といいますのが、行政内部で持っておりますマイナンバーカード、もう背番号制ですよ。国民が全て背番号で管理されております。これっていうのは、民間企業で言いますと、多分何千億、何兆円の利益を生み出す部門なんです。各社ともに、そのデータベースを確保するために囲い込みをやっている。い

ろんなカードが囲い込みをやるという作業をしている。もう行政そのものは完璧なデータベースを持っているんです。ですから、これを民間企業並みに活用すると、そのマイナンバーカードというのは数兆円の利益を発生する分野であると、私は理解しております。

じゃ、それを行政は民間企業のような活用はできない。できないけども、じゃあ、その行政にとって最大限、民間企業的な利益を生むような方法は何なのかといいますと、実は行政コストを下げることです。ですから、各分野においてマイナンバーカードの研究を始めなさいという指示を出しました。これは葛城市単独では、多分できるものとできないものがありますけども、これは将来的に非常に行政コストを下げる可能性を持ったものやという理解の仕方しております。ですから、使ったものはもう返していかないといけない。それと、もう今の人口構成で言いますと、あと、さらにやっぱり10数年は扶助費関係の増というのは見込まれる中で、それをどう消化していくかということになると思います。当然のことながら、その間、ある種一定規模の財源を確保できるまでは、積み上げてきた基金を取り崩すことも、やはりそれは具体的な作業としてはあり得ることだと思っております。できるだけ、基金を取り崩しを少なくするという取り組みは今までやってきましたけども、ある一定の割合で、それは取り崩しながら、中長期的なビジョンの姿に持っていく過程をたどる必要があるであろうという認識は持っております。

委員ご指摘のとおり、ほかの委員もご指摘のとおり、いろいろいただきました。まず、行政内部、サテライトスタジオ的なものもバツサリ切ってきましたけども、行政サービスとして落ちないといいますか、それを余り影響のないものは、もう大鉈振るって切っていったんですけども、これから、さらに行政内部で何が切れるのかということも考えていかないといけない。その中で、行政コストをどうやって下げていくのか。それと、やはり最終的には、市という形態をどうやって維持できる姿に持っていくのかということが、葛城市の将来の姿であると私は感じております。

以上でございます。

増田委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。

2点目の予算執行についての問いでございます。確かに、各それぞれの担当課から発注の際の業者選定委員会への案件の提出が年度始まって、ちょっとおくれ気味なっているといった状況は否めないところではございますけども、今後どうするのかというところでございます。一般質問の中でも答弁をさせていただいたとおり、全体的な予算執行の状況というものを、把握するような仕組みづくりを検討いたしておるところでございます。なお、それぞれの部、課におきましての執行管理というものは、従前にも増してそれぞれの担当部、課の方で厳重に執行管理をしていただくということ。それから、それぞれの担当者の認識を改めるという部分でもございますけども、その予算執行、補助事業の執行ですとか、予算の執行について、それぞれ県の市町村総合事務組合の方で研修等も機会があるわけでございますので、そういった研修の機会、それから、県の事業担当課の補助事業等の取扱いについての研修といったものも、積極的に出席をしていただいて、それぞれの認識を改めていただき、再認識

をしていただいて、早期発注、早期完了を目指していただくような形を取ればというふうに考えておるところでございます。

それから、3点目の入札事務につきましてでございますけれども、確かに不落が多い状況がここ1年程度続いているところは認識をいたしております。それぞれ個々の案件で内容が微妙に異なっているところがございますが、概して震災関連で技術者ですとか、必要な部材がそちらの方に重点的に流れているといったことも原因の1つではないかというふうに感じておるところでございます。そういった意味からも、先ほど2点目でご指摘いただいた、できるだけ、年度早期の発注といった形で、品物ですとか、技術員の手配が可能なようにという思いも持っておるところでございます。

それから、随契の関係でございますけれども、確かに随契の数は、それなりにあるのかなというふうには感じておるところでございますけれども、ここ最近につきましては、その随契の理由を明確にした上で、業者選定委員会で審議を1件1件しているという状況でございますので、みだりに随意契約に頼るということではないというふうに感じておるところでございます。

以上です。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 財政の状況については、市長の方から答弁をしていただきました。なかなか、財源をふやすというのは非常に難しい。まず、今、市長の話、考え方では、いわゆる民間企業を取り入れたような、行政のコストを下げていく。一番これは大事なことやと思います。今、削減されていないということはないですけども、どうも予算見えていますと、余裕のある予算かなというふうに思ったりもしております。

そのようなことですので、できるだけ全てが全部一遍にできるということはないと思いますし、また、基金の取り崩しも、今すぐにやめるというようなことはできないと思います。どうせ、ある程度の基金は取り崩さないと予算組みはできひん。取り崩して予算組みをやった。決算の段階で幾ら戻すんか。これも大事なことやと思いますんで、今、市長おっしゃるように、取り崩しをして、幾ら戻すのかということをやっぱり、コストを下げるというんか、そういう努力もされて、戻せるような方法をしてもらったらなというふうに思います。そうしないと、なかなか、すぐに「はい、わかりました。こっだけ財源ふやします。」そんなうまいことはいかへんことはよくわかっております。

部長の方から話ありました、いわゆる入札、予算の執行の状況であるわけですけども、業者選定の中で、いろいろ審議をしているということですけども、結果を見て、私は批判をしているということはないわけですけども、部長おっしゃるようないろんな仕組みづくり検討しているんやというようなことですので、しっかり、検討していただいて、いわゆる平成31年、半分過ぎましたけども、後の半分についてはきちっとやってもらいたいというのと、入札の関係で、1つの上げ足取るのやないですけども、大きな震災あるいは災害が起きたということで、その部材が不足している。これは職員からよく聞きます。しかし、私はそれだけではないと。やはり先ほど言うたように、発注の時期が非常に悪い。例えば、7月までに発

注をする。例えば、教育委員会であれば、もう4月に早急に発注しないと、夏休みに工事を終わらそうと思ったら、とてもやないけど、5月や6月に発注しとったんでは、できることはない。

で、今のトイレの問題についても、どういう認識をされているのか知らんけども、私は時期に問題があったんでないかなというふうに思うのと、多分、夏休み中に完了さすという考え方を持ってはったと思う。しかし、なかなか、どこもクーラーの問題、あるいは洋式トイレの問題、今、やかましく言われているわけやから、どこもその仕事は多くなっている。そうやって来て、よその市町村が先に発注されたら、なかなか業者もついていけない。これが実態ではないかなというふうに思いますので、そういうようなことも含んで、よく検討してもらったらというふうに思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 よろしくお願ひいたします。私の方から、いよいよ1週間後に消費税10%になるという事で、この決算書を見せていただいて、プレミアム商品券事業がございます。周知の方もしっかりと、新庄庁舎と當麻庁舎へ申し込まれた方が受け付けに来られて、南都銀行の方で多分商品券をかえていただいてということになります。

皆さんには、2万円で5,000円のプレミアムということなんですけれども、これ、分割もあるとお聞きしております。4,000円払ったら1,000円プレミアムついて、いただくということなども周知をしていただいていると思うんですけれども、来年2月29日まで申し込み期間がありますので、しっかりと周知をしていただきたいなと思うことと、もう1点は、今回、決算委員会で、さまざま、皆さん、ご質問がありました。その中で、私もこっちにいただいている、この成果表なんですけれども、過去にどなたか議員さんが質問されていたと思うんですけれども、この成果表をいろんなご意見をいただいて、わかっている、いろんなご意見をもっともこの成果表に載せていただいて、次の決算委員会にはもっとも充実した議論ができるんじゃないかなと思います。

何が言いたいかといいますと、成果表の充実に努めていただけたらなど。資料をもっと、聞かなくてもわかるような資料立てをしていただいたら、もう少し理解も、もっとも聞きかかったことも理解できるようになるんじゃないかなと思います。資料の方、もっと分厚くなくてもいいので、詳しく載せていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

増田委員長 成果に関する報告書に関して。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。まずは、内野副委員長のご要望、ご意見については、しっかりと受けとめて、対応してまいりたいと存じます。その中で1点、審議中にご紹介した件ではございますが、もともと制度上は、実は正式書類はこちらの方でございまして、決算書の方でございまして、決算書の説明資料としての任意に工夫している様式がこちらでございまして。これが突合が非常に、こちらが節別でさらに説明欄に説明が書いておりますので、な

かなか符合といいますか、照合しにくいといったところが、まずは、わかりにくさの原因の1つかと存じます。これにつきましては、本年度令和元年度の予算編成から新たな予算編成システムを導入しております、その関係で既に予算の説明書の方につきましては、説明書の説明欄が事業別に組まれて、さらにその節内訳が載っているという形を既に委員の皆様ご覧いただいているかと存じますが、来年度、令和元年度の決算からは同じシステムを使った決算に変わりますので、委員のご指摘はこちらももっと工夫できるだろうということであろうかと存じますので、それは、引き続き検討してまいりたいと存じますが、こちらとこちらの決算書のそもそも、どこどこが照合しているのかという件につきましては、来年度から、この決算書の決算のこちらの欄の方が事業別の組み立てで、まず出てまいるようになりますので、こちらとこちらを、どの件がどうなんだということを照合していただく意味ではわかりやすくなるかなと存じます。

いずれにいたしましても、必要な議論を短時間にさせていただくために、逆に言いますと、パズルを読み解くような作業を委員の皆様にしていただくところについては、できるだけそれを避けるようなことはできないかということについては、こちらの方も引き続き研究検討させていただきとう存じます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。

内野副委員長 ありがとうございます。結構です。

増田委員長 ほかに質疑ありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、続いてさせていただきます。

先ほど、吉村委員から予算の流用の問題について質問されました。副市長の方からいろいろ説明をしていただいて、おっしゃることも理解はできるわけですが、私の言いたいのは、一言ですが、今の決算を見て、流用はやむ得んなど。議会のバスのことをあげられたさかいね。それは、そんなことは我々もわかっている話やけども、やっぱり流用にそぐわないようなものの中にはあったわけです。だから、やっぱりこんな小さい、国や県と違う3万7,000人の人口、予算規模150億円から160億円、こんな小さな市町村で、流用はあかんとは言わへんけども、やっぱり先ほど説明しているように予算執行において予算の中身をしっかり頭に入れたら、そのぐらい流用は必要でないかなというように思いますので、今後、絶対しませんというようなことはできへんので、流用の仕方はしっかり検討して、できるだけ少なくするという答弁をいただきたいと思います。

2点目は、ちょっと先ほどははしりましたけども、庁舎内の組織の変更というのか、機構改革、なぜ、これを言うかといいますと、なかなか技術屋、土木であろうと農林建築、技術屋が採用しても、なかなか来られないという実態があると思います。ですから、なかなかこの事業が進まない。いわゆるまちづくり、まちづくりは道つけるだけがまちづくりでないですけども、なかなか進まない。やっぱり行政の中で、なぜ進まないかという検討はしてもらっていると思います。

私は1つ思うのに、技術者が少ないということになれば、今の農林課と土木課、いわゆる技術系、現場の仕事、こういうような仕事は1つの課の一つまとめてしまう。もちろん、農林と土木と設計の内容が若干違うけども、今、農林の方も建設に近いような金額になってきているので、大きな違いはないと思います。ですから、1つの課をつくってはどうかというふうに私は思います。で、今その現在、農林、土木でやっている、いわゆる事務系といますか、例えば、境界明示であるとか、そういうようなものも財産管理も一つにしていく。今、管財課で財産管理、入札、やっておられる。4人かな。人数も少ない。やっぱり入札も数が多いとなってきたら、なかなか消化できへん。そやから、例えば、管理課なら管理課という課をつくって、財産管理、入札あるいは土木の事務、農林の事務、農業委員会は別格ですんで、これはできないけども、そういうようなものを一つの課にして、ある程度の人数をそろえて、執行していく。こういう方法が考えられへんのかなというふうに私は思いますので、一つ、そういうふうな課の設置も検討願えたらなというふうに思います。

最後に3つ目ですけども、先ほど谷原委員から出てきた職員の処分の問題、8月31日付で各新聞に処分されましたよと。内容につきましては、課長職で給料10分の1、減給1カ月。その上司であった部長が嚴重注意。その下の課長補佐、口頭注意。こういうようなことが新聞に出ている。中身の詳しいことは、今、谷原委員が言われるように決算までわかりませんでした。

私は個人的な意見かもわからんけども、今回の事案については、課長が休暇というんか、病気であったんかどうかわからんけども、長期休暇をされておった。事業の執行におくれが出てきた。そういうようなことから、課長が不在やった。その中で、どの課とは言いませんけども、その課長補佐が先頭に立って、一生懸命、私は、仕事をしてこられたというふうに思います。その間、台風もありました。あるいは、また、8月に行われた中学校サッカーの全国大会もあって、芝の問題もありました。いろんな形の中で一生懸命、この課長補佐は頑張ったというふうに私は思います。本当に、夜も徹して頑張ったんじゃないかと私はそういうふうに感じております。

ただ、教育委員会として、もちろん手伝いもされたかわからんけども、教育委員会としての、その課、一部長、その課長補佐に一生懸命仕事をした課長補佐まで処分を受ける。これが本当に正しいんか。懲罰委員会、委員長は副市長。委員は誰や。各部長でなっている。そんな中に何の意見も出えへんのかと。いや、これはおかしいとか、例えば、この10分の1が正しいんか。いやいや、もうちょっときつい処分をすべきやというふうになるのか。そりゃ、いろんな意見が出て結論がこうなったかもわからんけども、今のこの処分をきて、職員みんなに私は聞いていないけども、一部の職員からこれはほんまに妥当な処分かなということを目にするわけです。私は何も課長補佐ばかりをかばうつもりも何もないけども、一生懸命仕事して、その人間が処罰を受ける。どんな処罰であろうと、やっぱりこれは、私は行き過ぎではないんかなと。議会が、議員がこんなことをかばう面倒も何もない。それはよくわかっています。しかし、その辺も今後考慮した中でやっていかないと、やっぱりこう職員として感じ方がいろいろ私はあると思うんです。その辺はしていかないと、やっぱり職員の規範も欠

けてくるというようなことですので、その辺も答弁をお願いしたいと思います。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

岡本委員の質問、3点ございましたが、まず1点目でございます。流用につきましては、これは委員もお述べのとおり、あるいは、私も当委員会で再三ご答弁申し上げているとおりでございます。やはり件数で議論なされるべきものではないと存じますが、できるだけ、これはやはり予算執行の見積もりと、それから、現実でどういった事情が起こったのかということの、ある意味、その差なわけでございますので、そこはまずはしっかりとした予算編成を行ってまいりたいと存じます。また、執行につきましては、その遵法意識を現に各職員持ちながら、しっかりとそれは執行に取り組んでまいりたいと存じます。

それから、2点目の技術職員の話であります。先ほど総務部長の方から、この執行のおくれの関係で、震災関係で資材とともに技術者がと申し上げましたが、これは工事の規模に応じて、その業者からの請負業者側に技術職員の設置を、経験も踏まえて、このような経験をされている技術職員は何人置いてくださいと、要望、それもその仕様の中に要求事項として入れておるわけでございますが、残念ながら、その執行がなかなか入札が成立しない背景には、民間事業者の技術職員もやはり震災の復興の工事の方に流れておるということで、なかなか市が求める要件を満たす形の技術員、それぞれのゼネコン初めとして、あるいは建設、土木のいろんな事業者それぞれ技術職員は多数抱えてはいらっしゃるんですけども、当市が要求をする、いろんな形の公共事業での経験年数が何年以上であるとか、そういった要件を満たした形の方が既に別の受注事業に張りついておられて、なかなか応札していただけないような事態もあるようでございます。したがって、そのあたりにつきましては、経験要件等、見直しをしながら2度、3度と入札をしながら、最終的に入札が成立したといった件も多ございますので、その点、ちょっとご紹介をしておきたいと存じます。

それとあわせて、いずれにしましても、委員の方からは少ない、今度は、発注側の市の体制として、なかなか技術吏員が十分でない中で、工夫してやれないかというところについては同感でございます。土木職員につきましては、県庁との共同採用も踏まえ、いろいろな手法で募集をしておるところではございますが、なかなかよいご縁に巡り合わないといえますか、逆に言いますと、その統計データを持ち合わせておりませんが県も含めて、なかなか行政を志望していただく方が多くないといえますか、民間に流れているのではないかというふうな感触は感じておりますが、引き続き、採用の努力をするとともに、今ある市の中での限られた技術職員のいろんな連携なども考えながら、場合によっては委員からご提案いただいていますような、その組織的に工夫をすれば、もう少し、有効に効率的に技術職員のパワーといえますか、力を使えるのではないかというところについては、ご提案の趣旨を踏まえて、引き続きこちらについても研究検討してまいりたいと存じます。

それから、3点目の職員に対する処分の件でのお問い合わせでございます。当該職員につきましては、教育委員会所属でございますので、任命権者が教育長ということでございますので、また後ほど、場合によったら教育長からも答弁申し上げたいと存じますが、委員ご紹介のと

おり、懲罰委員会を庁内で設けておりました、教育委員会の方から懲罰委員会に対して、諮問がございました。懲罰委員会自体は委員長は私でございます。個々の審議の内容について、それぞれ余り詳細につまびらかに、この場でご答弁申し上げるのが決算委員会としてふさわしいのかどうかということは存じますが、公平性ということ、あるいは、過去にも同様のケースについて、いわゆる懈怠等を犯したのかどうか、いろんなことをきちっと議論もして、公平性の観点からも判断をして、それぞれ実際に処分の内容についても差もついておりますし、そういった中で、適正な判断をしたものと思っております。

ちなみに、当該課長補佐につきましては、これは、いわゆる法律用の懲戒処分のグループの中ではなくて、いわゆる訓告と、注意をすると、以後気をつけろといったことでございますので、これは法律上の処分ではございません。それから、どれだけの職員からの声が、私ではなく委員に届いているのかわかりませんが、統計的に、このことについて、一々、この処分の結果、皆さんどう思いますかというアンケートは当然職員に対してはしないわけでございますが、そういったことではなくて、懲罰委員会を構成する私を初めとする各管理職がしっかりと厳正公平を旨として、今後とも、これは身内を処分するわけでございますから、非常につらい作業ではございますが、ここは客観的にしっかりと今後も判断をしまいたいと存じます。

以上でございます。

増田委員長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、委員からご指摘の職員の処分の件でございますけれども、処分の前に、本当に今回の決算委員会でも、さまざまご指摘を受けておりますような、予算執行、未執行とか、それも補正まで組んでいただいた予算について執行ができなかったと。この点については、本当に心からおわびを申し上げたいというふうに思います。その都度、私の方もその辺の予算の執行等につきましては、確認をしていたつもりなんですけれども、その都度、さまざまな言いわけとか事情とか、説明はあったわけですが、結果的にこういうふうになってしまった。年が変わって、その残務整理等をしていく中で、ほぼめどがついた時点でやはり、それについての責任、今回これだけ先生方に頭を悩ましていただく、その原因をつくった者をそのまま放置することはできないだろうということで、懲罰委員会の方に諮問をさせていただきました。教育委員会といたしましては、その結果も十分踏まえながら、今後執行の方に力を尽くしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長の方から今、答弁いただきました。まず流用の問題で、いろいろ言うてくれてはるのはよくわかるけども、私は答えを出せとは言っていないけど、前向きなある程度の答えを欲しかったから、さらっと流しているだけで、今の答弁聞いたとったら、今議論したことは俺何にもわかってもうていないなというふうに思いますんで、もう一度その点をお聞かせいただきたいと思います。

その技術職の問題とそれと今言われたように、まあ言ったら業者の方も技術職が足りないとか、こういう経験があります。こんなもん、入札するとき条件つけるの当たり前の話を副市長、私に言うてはると思います。ただ単に、こんだけの仕事してください。はい、何社。それぞれ経験なかったら、受けられへん。それは普通常識の話やと私は思います。そやから、今言うているように、なんでこのぐらい不落があるんやということをしつかりと検討してもうてるのかと、私聞いているわけや。そりゃ、副市長も答弁難しいやろと思うけども、通り一遍の答弁ばかりされたら、私がどうですかと聞いていることに対して、やっぱり答えてもらいたい。処分の問題、そりゃ、懲罰委員会の中身のことまで言えて私は言うていませんよ。そやから、懲罰委員会で今の市の規則というんか、その中で、何十年前の規則をそのまま使っているのか、新たにされたんか、それは知らんけども、もし、変えやないかんという雰囲気になっているんやったら、やっぱり隣接の市町村のことを見ていったら、かなりきつい処罰を受けている市町村もある。そやから、それを見直すんなら見直すとか、ある程度のその答弁をもらえたらなというふうに思ってたけども、ただ通り一遍、さーつと言われたんでは、私は質問に対する答えになっていないというふうに思いますんで、もう一度お願いしたいと思います。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

質問の内容が変わってきておるように存じますが、まず、1点目の流用につきましては、委員会の各個別の款ごとの審査のときも含めまして、再三にわたり誠実にかなり時間をいただきましてご答弁申し上げているはずでございます。流用につきましては、まずは手続き、その当時のやむを得ない状況、軽微性、重要性、緊急性等をしつかりと把握しながらやるべきであろうと。ただ、私、先ほどご答弁申し上げたように、その中で、やはり予算編成時点でどこまでしつかり見積もれるのかという項目も入っているかと存じますので、その辺の予算編成につきましても十分に注意をしながら、しつかりとした予算を編成し、執行におきましても、遵法意識をしつかりと考えながら、適切な執行に取り組んでまいりたいという答弁を申し上げたはずですが。件数ではないということは委員もおっしゃっていたとおりです。私もそう思います。内容につきまして、不要な流用をすることのないようにしつかりと執行については取り組んでまいりたいといったご答弁でございます。

それから、2点目の技術職につきましては、これも委員のご質問の中で技術職が足りないという、総務部長のご答弁の中で、多少、説明の行き違いがあつたのではないかということをお願いただけで、基本的に委員お述べになっている内容自体は、市側の技術職員の数が足りなくて、その分がしつかりと機能していないから、予算執行に支障が生じているのではないかと。それについて、機構改革も含めて、いろんなやり方ができるんじゃないかというのが、そもそものお問いであつたかと存じます。そちらのご指摘につきましては、同感でございますので、いろんな研究をしてまいりたいと存じます。

なかなか、いろんな問題が山積しておりまして、十分に処理が実現できたものもあれば、できていないものもございりますが、実は以前ご紹介をした考え方の中で、特に土木も問題で

はありますが、建築の方が残念ながら、建築の資格を持った専門職員、さらに建築職として勤務をしている職員は2名、そこに本人ももう1人、建築の資格を持った者もおりますが、その者も入れたとしても3名しかおりません。この3名が別々の場所に勤務をして、それぞれの所管の事務をしているわけですが、こういたしますと、建築の専門知識そのものについて、例えば、先輩から後輩への技術移転でありますとか、皆で集まって相談でありますとか、これがなかなかしにくい状況になっております。そういった意味におきましては、委員がそのご提案、言及されたように彼らを一ところに集めて、実際に事業をする課からの依頼を受けて、そのサポートをやっていくような組織をつくってはどうかとか、いろいろと組織論、人事論の中で、検討すべき課題は山積しておりますので、ここにつきましては、委員のご提案を参考にさせていただきながら、引き続き検討をしてまいりたいと存じます。

それから、懲罰委員会のそもそもの基準につきましては、既に残念ながら、ご紹介をしたような道の駅関連の部分も含めまして、国の指針の変更等についても、それは迅速に対応もしておりますし、周りの市町村がどうであれ葛城市として、しっかりと厳正な対応をしていくように、それは基準も見直しもしながら、あわせて、どの基準に照らして、事実をどう判断をするかということにつきましては、やはり懲罰委員会というその委員会の権能でございますので、個別に具体的に議論をしていきたいと存じます。

個々の判断の内容について、本当に個別具体的につまびらかに、この場でその内容を開陳するのは不適切だと存じますが、ご心配いただいている当該課長補佐につきましては、いろんな事情がある部分は十分に考慮、情状酌量の余地が十分にあるという認識のもとに、それでも管理職であるという立場も含めて、教育委員会全体での問題の把握であるとか、その対応の内容も踏まえた中で、訓告の中でも一番軽い内容ではございますが、そういった判断を申し上げたということでございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 3回目ですので、答弁もらえないと思いますけども、私はその流用の問題でいろいろ。

松山副市長 1点、ちょっと文言の修正だけ。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 ご答弁の中で、職員の処分の関係で、戒告という表現いたしました。訓告でございます。懲戒処分の懲罰の範囲内に入っているかどうかという意味では差が違いますので、訓告でございます。失礼いたしました。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 流用の問題で、副市長おっしゃることもようわかっているわけやけども、私は、ある程度前向きな考え方をしてもらえるように、どうですかと言うているわけやけども、まあまあその答弁が返ってこない。そやから、私はある程度、全体から見ていったら、平成31年度、令和元年度の後半、あるいは次年度について、平成30年度のような流用をなくす方向で検討してもらっておるなというふうを受けとめたいと思いますんで、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。

組織の見直しをせえということについては、おっしゃるように建築の資格持っている者、今2人か3人がおる。これは事実です。しかし、その職員が仕事ができるような配置、なかなかこれも難しいかわらんけども、やっぱり、例えば、福祉関係に建築があるとしたら、2年、3年たたんでも、ぼんとそこへ配置がえをして、その仕事を見るとか、そういう方法を私は考えるべきやというふうに思っていますのと、今言っているように、どうも新しい技術者が入ってきても、いわゆる経験が少ない。そういう新しい職員に経験のある者がこうです。ああです。指導する時間もない。そういうようなことで、今若い入ってきた人は気の毒やなというふうに思います。学校何ぼ出てきても、やっぱりこういう仕事というのは経験が大事ですんで、先輩の人が自分の経験を若い人に教えてやる。これは一番大事なことやと思うんで、そういう話をしました。副市長の方から、やりますというようにことやないけど、前向きにそういうようなことも頭に入れて、検討をしていきますとこういう答弁いただいていますんで、次年度、私も期待していきたいというふうに思います。

3つ目の懲罰の関係ですけど、私は何も大きな処分や小さい処分や訓告や戒告やと、そらこれもあるけども、やっぱり処分には変わらないというように、やっぱり今後いろんなことで、考慮できるものは考慮していく。あるいは、まあ言うたら道の駅の問題もいろいろありました。そこで、本当にこの処分が正しいんかと言われたら、なかなか解釈の仕方によって難しいというふうに思いますけども、今後、ぴちっとしたそういうような処理の仕方をしてもらいたいというふうにお願いだけをしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、議長。

藤井本議長 オブザーバーということになりますので、質疑等はできませんけども、ちょっと懸念する部分がもう高ぶってまいりましたので、2点についてお話をさせていただきたいなというふうに思います。

まず、今回の決算委員会で、なぜこの時期に出てきたのかわかりませんが、流用というお話が出てまいりました。この流用はお話にもあったように、いわゆる法的に認められているものということでございます。

流用という言葉自身がイメージがよくないですね。何か、こっちのものを使いこむ。で、見てはる人もあるんで、お話しときたいですけども、とりあえずは款と項の流用は認められない。いわゆる教育費を土木に使うと。こんなんは流用じゃない。こんなんはあってはならないことですね。項についても認められない。いわゆる、教育委員会なら、教育費の中でも小学校費を歴史館に使うとか、こんなんもできない。こんなんは流用じゃないわけです。認められるのは、目と節と、地方自治法施行令のところで認められているわけです。ただ、項につきましては、人事異動があった場合ということで、予算書の中で、今回でしたら平成30年度の予算書の中で、予算の流用という項目ありますから、これを予算の時点で認めているというのが議会の流れであります。ここは、議会我々もしっかりと押さえておかなければならない。このように思います。

先ほど、冒頭に申し上げたように、なぜこのときに、今、今回出てきたのかというのと、私が懸念するのは、今度の予算書から、今年度から事業別の予算書に変わっていくわけです。ということは、流用というのがよくわかるようになってくるであろうと思います。今のような議会の方から言ってみますと、非常に職員の方、それだけでなく申しわけないですけども、仕事がスムーズに円滑に素早く進んでいるかということ、そうも言い難い中で、ここを余り制限してしまうということについて、非常に問題があるかというふうに思っております。

副市長、答えてはるように、目的から逸脱したとか、何ぼ、目とか節の中で、これは、だめですけども、例えば、今回の委員会の中で何度も出てきていますけども、我々議会が研修に行く分、当初は行き先もわからんと予算組むわけですよ。電車で行くのか、飛行機で行くのか、バスで行くのか、わかんない。電車で組んどいたけど、バスになりましたよと、こんな正直しゃあないです。また、県会議員選挙、この前ありましたけども、これも無投票になりました。ほなら、予算組んであるけど、これも無投票になった。これも無投票ですという、またお知らせもせんなんし、いろんところで費用出てくる。こんな、しゃあないですやん。これを余り規定に基づいてやっておられること、これを余り言うということについて、また、来年度から予算書の中でそれをもっと公開していく、ちゃんとしていくという中で、このところは我々議会もしっかりと仕事をしていただくという意味では、職員のやっておられること、いわゆる応援するというんじゃないですけど、早くやってもらうという方向に目を向けなければならないのかなというふうに思います。

また、今回の議会の中で、私は全部座っていたわけじゃないですけども、こんなもありました。委託料として出していたけども、職員の努力によって、職員が自らやっとなってきたと。そうなってくると委託料は払わんでいいけども、そりゃあ、機材なり資材なり、維持費とか消耗品費とか要るでしょう。こんなは一々やっっていくと、職員の行動、仕事は成り立たないだろうと私はそのように大きく懸念をしております。ここは、議会も一緒になって、あかんことやったらだめですよ。ちょっと先ほど委員の中から流用にふさわしくないものもあったというものが言葉としてありましたけども、これは取り消していただくか、理事者の方から、そんなものはないというご答弁をいただきたいなとそのように考えておりますので、この流用という問題、もう少しお互いに我々議員も含んで臨んでいきたいなというふうに思います。前向きにせんなんものはせなあかんし、先ほどから言うように、数の問題ではないとこのように思います。ここんところは、私の方で大きく気づきましたので、よろしくお願ひしたいなと。

もう一つございます。2点目は先ほど、教育委員会の中で職員の仕事の怠慢と言っていいのかな。それで事業ができなくなった。教育長はそれについては、おわび申し上げますとこういうふうにおっしゃられた。また、委員会の中では、教育部長は今後そういうことがあり得ないように、月に1回とおっしゃったのかな、事業の進行について確認をしていくと、こういう前向きなお話をされたんで、これはこれでいいのかなと思うんですけど、私の懸念しているのは、どうも理事者側と教育委員会が、確かに、教育委員会の執行側は教育長ですよと、こうなるのかわかんないですけども、この、これは先ほどから議員からも出ていたと

思うんですけど、このタイアップが今のようなことで行くと、教育委員会は教育委員会、理事者、市長、副市長は市長、副市長やと。先ほど市長の言葉にこういうのがございました。1つ、体育施設の中で補正予算までつけたのに、職員のことで、できなかつたと。職員は処分しました。非常に残念です。私はそれだけで終わること自身が、私にとっては残念で、もう少し教育委員会と一緒にやろうという、そういう姿勢というものが、皆さん方、ここにおいで部長、主となって進められる人もおられるので、こういうことを私はお願いしておきたいなと思います。

話をしかけたら長くなるので、以上でございます。

増田委員長 それでは、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 討論ですけれども、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私は、日本共産党は、今回、平成30年度予算案に賛成しております。その賛成した立場からこの執行状態について、この間決算委員会でも発言させていただいたところであります。私としては、本予算におきましては、葛城市の特徴である、子ども・子育て支援については、この成果報告書にもありますけれども、特に保護者、小さい幼児を抱えておられる保護者に対する手厚いさまざまなサポート事業とか、こういうことは他市町村にも大変ネットかつツイッターでしょうか、若い親御さんを通じての葛城市は子育てしやすいというふうなことが広がっているようで、若い世帯が葛城市に流入してくる大きな特徴になってるかと思います。

また、一方では、さまざまな文化教室やサークルなど公民館とか文化会館等を利用して、大変活発に高齢者の方々も集っておられます。そういう形で非常に葛城市というのは、住みやすい行政を進めてきたなどは思っているわけでありまして。その意味で、予算案にも賛成いたしましたし、また、成果を見ましても、そういう成果が上がっているなどと思うので、賛成の立場でありますけれども、ただし、先ほど来から私も意見述べてまいりましたけれども、予算の執行におきましては、やはり幾つか問題があるかと思えます。この点につきましては、先ほど教育長自ら謝罪されたこともありますし、こういう不適切な、私から見れば議会軽視のような形で、せっかく緊急に補正予算を組んでも、それが執行されないというふうな状態で不用額になってしまったということも含めて、大変遺憾な思いをしておったわけでありまして、そういう形で行政もしっかりけじめをつけていただいたということもあって、今後ともそういうことがないようにしていただくことを願ひまして、賛成討論といたします。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号は認定することに決定いたしました。

私の方からも一言だけ、この一般会計予算決算につきましてお願いと申しますか、意見を述べさせてもらいたいと思います。今回、非常に流用という言葉と申しますか、に関する質疑が多く出てまいりました。十分な質疑討論ができたかどうか、若干不安なところはございますけれども、地方自治法220条にのっとりやっただいて、また、具体的には予算規則に従って、所定の手続きで処理をしていただいて事務がスムーズにいくという原点で、この流用を行っておられたということでございます。ただ、予算編成を十分にさせていただくことによって、避けられるものも十分あるのかなと、こういうこともお聞きをしたり、感じたりしたところでございますので、令和2年度の予算編成につきましては、流用の発生の極力起こらないような予算編成をお願いをしておきたいなとこういうふう感じておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時20分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、認第2号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

平成30年度葛城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳出の方からご説明申し上げますので、157ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費でございます。全体では555万5,909円でございます。主なものとして、13節委託料322万8,319円でございます。2目連合会負担金といたしまして、19節負担金補助及び交付金で553万9,569円の支出でございます。3目共同事業負担金といたしまして、19節負担金補助及び交付金で614万7,000円の支出でございます。2項徴税費、1目賦課徴税費241万4,844円でございます。主なものとして、12節役務費199万1,814円でございます。ページをめくっていただき、158ページ、3項運営協議会費、1目運営協議会費として13万8,000円の支出でございました。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費では、19節負担金補助及び交付金で22億7,914万2,666円の支出でございます。2目退職被保険者等療養給付費では、19節負担金補助及び交付金として1,235万8,017円の支出でございます。3目一般被保険者療養費では、19節負担金補助及び交付金として4,569万1,196円の支出でございます。下のページ、4目退職被保険者等療養費では、19節負担金補助及び交付金で11万6,361円の支出でございます。

ます。5目審査支払手数料では、12節役務費で766万1,757円の支出でございます。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者高額療養費、合わせまして3億1,680万880円の支出でございます。3項高額介護合算療養費、1目一般被保険者高額介護合算療養費、2目退職被保険者等高額介護合算療養費、合わせまして19万7,167円の支出でございます。めくっていただき、160ページでございます。4項移送費の支払いはございませんでした。5項出産育児諸費、1目出産育児一時金、19節負担金補助及び交付金で1,342万3,940円の支出でございます。2目支払手数料では、12節役務費として6,510円の支出でございます。6項葬祭諸費、1目葬祭費では19節負担金補助及び交付金で135万円の支出でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、下のページ、1項国民健康保険事業費納付金、1目国民健康保険事業費納付金では、19節負担金補助及び交付金として8億9,895万7,721円の支出でございます。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金では、19節負担金補助及び交付金として560円の支出でございます。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費では3,414万2,822円の支出でございます。主なものといたしましては、13節委託料2,769万2,611円でございます。2項保健事業費といたしましては、全体で719万7,847円の支出でございます。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金、25節積立金では52円の支出でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、1目一般被保険者保険税還付金、2目退職被保険者等保険税還付金、3目一般被保険者保険税還付加算金、4目退職被保険者等保険税還付加算金、5目償還金、合わせまして5,805万677円の支出でございます。2項療養費等指定公費立替金といたしまして、1目療養費等指定公費立替金、19節負担金補助及び交付金で4万5,092円の支出でございます。

8款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計といたしまして36億9,493万8,587円の支出でございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。152ページに戻っていただきまして、1款国民健康保険税でございます。1項1目一般被保険者国民健康保険税、全体といたしまして7億500万6,510円の収入でございます。2目退職被保険者等国民健康保険税といたしまして、合計418万3,724円の収入でございます。

下のページ、真ん中、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料といたしまして18万400円の収入でございます。

3款県支出金では、1項県補助金、1目保険給付費等交付金として27億2,055万7,682円の収入でございます。

4款財産収入、1項財産運用収入、ページをおめくりいただき、1目利子及び配当金では52円の収入でございます。

5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では2億4,288万9,282円の収入でございます。2項基金繰入金はございません。

6款繰越金といたしまして、前年度からの繰越金で9,100万6,213円でございます。

7款諸収入では、1項、下のページに移ります。1目一般被保険者延滞金といたしまして952万3,592円の収入で、2目退職被保険者延滞金はございませんでした。2項受託事業収入、1目特定健康診査等受託料では959万2,852円の収入でございます。3項療養費等指定公費返還金でございます。1目療養費等指定公費返還金といたしまして4万5,092円の収入でございます。4項の雑入でございます。1目滞納処分費はございませんでした。2目一般被保険者第三者納付金といたしまして679万3,479円の収入、ページをめくっていただき、3目退職被保険者等第三者納付金はございませんでした。4目一般被保険者返納金といたしまして33万7,696円、5目退職被保険者等返納金はございませんでした。6目雑入は3万2,000円で、歳入合計37億9,014万8,574円の収入でございました。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 私から1点だけ、基本的なことについてお伺いいたします。

158ページの2款保険給付費なんですけれども、どれだけの方が、その1年間の間に医療を受けられるかということ予測するというのは、なかなか難しいことではないかというふうに私なんか思うわけですが、1目の中の一般被保険者療養給付費を例にしてあげますと、不用額が7,085万円の何がしかの不用額が出ております。まず、予算を組まれる際の算定根拠、こういう方法であるというふうなことをご答弁いただきたいのと、あと、不用額につきましても、大体、理由、これなりの不用額が出た理由と、あと、想定範囲内なのかどうかというふうなことを、まずお教えてください。

増田委員長 葛本課長補佐。

葛本保険課長補佐 保険課課長補佐の葛本です。よろしくお願いをいたします。

ただいまの委員よりの質問でございますが、まず予算の段階で保険給付費をどのように見込んでいるかということでございます。保険給付費、見込みますに当たっては、毎月の保険給付費の状況というのを、まず見させていただきまして、毎月、保険給付費の支払いが進んでまいりますので、その増嵩、これまで予算を立てるまでの間の流れ、下がっているのか、上がっているのか。また、並行して被保険者数の増嵩、伸びを推移させていただきまして、それに基づいて、判断をしていくこととなります。もちろん、いろいろな法改正であるとか、そういった内容も加味していくわけでございますけれども、おっしゃっていただいたように、いかんせん使われる方、どれぐらいの医療費になるかという伸びが見込みにくい状況にございますので、ある程度、過去の直近3カ年の伸びであるとか、そういったものの伸びを加味した中で、出てきた答えがほぼほぼ前年度と同等であれば、それ相応の予算を見させていただきまして、明らかに伸びが見込まれる場合、理由がたつ場合には、そういった予算の編成をさせていただいております。

実際には12ヵ月ぴったりの予算編成をしますと、特異な例とかが出てきましたときの対応

もできませんので、おおむね、少し多めの予算を見させていただきまして、ひと月の保険給付費、今見ていただいた一般被保険者の保険給付費で約2億円前後の給付がございますので、その半分の範囲内であれば、あながち外れてはなかったのかというふうに判断しておりますので、今回の決算については、ある程度見込みの範囲で終わってもらえたかというふうに判断しております。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 よくわかりました。不用額があらかじめ出るということを想定して、足りなくならないようにというふうなご答弁であったというふうに思います。わかりました。反対に、不足額が出ないようにというふうに、予算組みをされているということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願ひします。この平成30年度の決算につきましては、奈良県の国保、県単位化に伴う事業の最初の決算になろうと思ひます。今後令和6年にかけて、毎年、葛城市の国保税は引き上げられていくと。県の統一保険料水準に合わせて、引き上げられていくということになりますので、主に歳入の部分について、幾つかお伺ひいたします。

152ページの1款国民健康保険税の調定額でありますけれども、収入額は未済分もありますから、あれですから、調定額の部分で昨年度と比べて、いくら、この調定額が増加しているのか。それは、国保税の引き上げに伴っているわけでありましてけれども、1世帯当たり及び1人当たりの国保税が昨年度と比べてどの程度増加して、このような調定額になっているか。昨年度との比較でよろしくお願ひいたします。

それから、2つ目でありましてけれども、その横の不納欠損額というのがあります。これは、どのような事例、具体的に主な事例で結構ですので、どのような場合に、この不納欠損にされておられるのかということについて、お伺ひします。

それから、3つ目ですけれども、収入未済額であります。つまり、調定額に対して、納付がなかったものでありますけれども、これについて、昨年度との比較でどうかということで、収納率がどうなっているか。昨年と比べて、この保険税の収納率がどうなっているか。この3点、お願ひいたします。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしくお願ひいたします。

まず、1つ目の質問ですけれども、調定額のベースでは、一般現年分で合計、平成29年度6億6,332万8,489円に対しまして、平成30年度は7億1,666万9,567円で8%伸びております。退職分も含めると、平成29年度6億7,182万4,900円に対しまして、平成30年度は7億1,948万8,500円で7.1%の伸びとなりました。決算額のベースでは一般現年分合計で平成29年度6億2,662万8,560円に対しまして、平成30年度は6億7,097万8,899円で7.1%伸びております。退職分も含めると、平成29年度6億3,486万2,575円に対しまして、平成30年度は

6億7,369万375円で6.1%の伸びとなりました。

あと、1人当たりの調定額でございますが、成果報告書の方の66ページ、平成29年度は6万5,000円、平成30年度といたしましては7万1,000円となっております。伸び率といたしましては9.2%伸びております。

以上でございます。

増田委員長 和田課長。

和田収納促進課長 収納促進課の和田でございます。谷原委員の2つ目と3つ目にかかわる部分で、回答させていただきたいと思えます。

まず、2つ目の不納欠損の主な理由なんですけれども、一番大きな金額としてあげられるのが財産なしということで、この分については777万3,051円の欠損額となっております。次に多いものとしたしましては、消滅時効ということで580万3,463円。それから、3つ目のご本人さん等の所在が不明ということで178万1,201円。その次に、生活保護を受給されている方に関しまして49万1,600円。最後に国外転出の方が1万7,000円ということで、合わせて1,586万6,315円となっております。

それから、3つ目のご質問の中の収納率に関してなんですけれども、今年度の収納率が93.63%ということで、昨年度は94.5%となっております。それ以前をさかのぼりますと、平成28年度が94.3%、それから、平成27年度が93.92%、平成26年度が93.34%、今、お伝えさせていただいたのが現年課税に関してなんですけれども、現年と滞納繰越を合わせた合計で申し上げますと、平成30年度が76.94%、平成29年度が75.32%、平成28年度が75.11%、平成27年度が73.69%、平成26年度が73.48%ということになっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。今ありましたように、これはもう引き上げになっているわけで、今後とも収納率のところ、やはりこれは厳しくなるのかなと思いましたが、今年度については、現年度分については、過去と比べてそう大きく変わっていないと。むしろ、昨年と比べて伸びている部分もありますので、ただ、この点については、しっかり見ていきたいと思っております。

また、不納欠損につきましても国保加入者の所得が大変低いこともありまして、こうした形で法律にのっとって、不納欠損が出ていくわけでありまして、できるだけ払える国保にするという目的で、また質問をしてまいりたいと思えます。この件については、とりあえず確認ということですので、以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 よろしくお願いたします。ページ数ですけれども161ページ、5款1目13節委託料の中の特定健康診査委託料。

お受けになった内容というか実績をお願いしたいことと、それと、この不用額に関しても、不用額の内容を教えてくださいたいことと、次に、162ページの2項保健事業費の1目、19

節人間ドックの助成、これも何を受けられたかというところをお願いします。この不用額に関しても、理由、この2点、まずお願いいたします。

増田委員長 東課長。

東 健康増進課長 健康増進課、東でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、ただいまの内野副委員長のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。まず、最初に、今年度の特定健診の実績等でございます。

最初に、平成30年度の実績について、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。令和元年7月25日時点での法定報告に関する見込み数値でございますけれども、受診対象者が6,150人です。それに対しまして、受診者数は2,014名でございます。受診率に直しまして32.7%となります。過去2年の受診率でございますけれども、平成28年度は31.4%、平成29年度は32.4%、昨年度より0.3%の上昇を見ているところでございます。また、奈良県の平均でございますけれども、平成30年度の現時点での市町村国保分といたしましては32.0%となっております。葛城市の受診率と比較いたしますと0.7%上回っております。今後におきましても、創意工夫を凝らしながら受診率の向上につなげてまいりたいというふうに思っております。

続きまして、不用額についてでございます。不用額につきましては、県の補助金を財源といたしまして、特定健診結果に基づく事後指導教室を委託により実施していたものが、平成30年度より補助金が廃止されたことに伴いまして、教室実施を自主事業に切りかえ、案内書作成に係る業務のみ委託したことによるものでございます。

以上でございます。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。2つ目の質問です。人間ドック助成に関しての不用額と、あと実績の方です。

実績の方ですけれども、葛城メディカルセンターと奈良県健康づくり財団において、いつも人間ドックの方、実施しております。平成30年度はメディカルセンターの方で105件、健康づくり財団の方で138件、合計243件になっております。過去2年間、平成29年度におきましてはメディカルセンター92件、健康づくり財団の方148件、また、平成28年度、内訳ちょっと持っておりません。総数が、平成29年240件でございます。平成28年は225件、平成27年は247件となっております。不用額につきましては、予算で見込んでおりました件数よりも低くなっておりまして、81万7,562円不用額となっております。

以上でございます。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。特定健診は若干奈良県の平均よりもちょっと上回っているということで、縷々いろいろと市民への周知等々いろいろと当該部局におかれましては努力していただいているところであります。

で、クーポン事業が、40歳から60歳まで5歳刻みで無料のクーポンがいただけるということで、クーポンの受診率はわかりますでしょうか。クーポンを送っておられるところの受診

率がわかれば、それも教えていただきたいことと、40歳から60歳までクーポン券を使って無料で受診をされるんですけれども、例えば、60歳から74歳までの方にはクーポン券が発行されないということになっていきますけれども、やはり健康寿命を、健康寿命率を高める1つの方法として、特定健診も受診を無料にすることについて、どうでしょうか。その辺のこともちょっと聞かせていただけたらと思います。

人間ドックに関しては、大体200人以上の方が毎年受けられているということでございます。年齢等々ははばっていないということがあって、たくさんの方の数の方がお受けになられているのかなと思います。人間ドックの方はわかりました。ありがとうございます。特定健診の方、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。無料クーポンの交付枚数の方ですが576人、対象者に対しまして、131人受診されております。率で言いましたら22.74%となっております。また、あと、対象者年齢の引き上げにつきましては、近隣の市町村の状況等も確認しながら、また今後考えさせていただきますしたいと思います。よろしく申し上げます。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。やはり、葛城市の皆さんの健康寿命を上げるためにも、今後、特定健診の無料化も考えていただきたいと、そのように要望させていただいて終わります。ありがとうございました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは、歳出の方で幾つか質問させていただきます。

歳入で先に関連がありますので、歳入の方で、先にちょっと質問させていただきます。153ページの3款県支出金の1項県補助金の1目の中の2節特別交付金であります。この特別交付金の中身を教えてくださいませんか。かなり昨年と比べて増額、調定額でも増額しておりますので、その増額理由も含めてお願いいたします。

続いて、歳出の方でありますけれども、162ページの1目特定健診等事業費の中の19節特定健診一部負担金補助とありますけど、この内容について教えてくださいませんか。それから、同じページの2項保健事業の1目保健事業費の中の13節委託料、医療費分析業務委託料ということで、医療費分析ということになさっているようですが、この内容について、ちょっと教えてくださいませんか。

増田委員長 葛本課長補佐。

葛本保険課長補佐 保険課課長補佐の葛本です。

まず、1点目のお問い合わせです。特別交付金の内容についてということでございます。この特別交付金の中には、従来の国庫金及び県費による特定健康診査等負担金、また、国の方から交付されておりました特別調整交付金の市町村分、こういった継続して市町村ごとの財源となる費用につきまして、平成29年度までは国の方から直接金額が入っておりまして、科目をつくらせていただいておりますが、平成30年度以降は一旦県の方で受けていただき

まして、県の方からこちらの科目で特別交付金という形に含まれまして、交付されるようになりました。それと同等で、内容といたしましては、特定健康診査等負担金ということで822万6,000円、それから、国の特別調整交付金といたしまして2,016万9,000円。それと、平成29年度まで県の方から特別調整交付金として交付されておりました、現在、県2号繰入というメニューになっておりますが、こちらの方で680万3,000円、それと、保険者努力支援制度といいまして、保険者の努力に対して国の方からご支援いただける部分というところで、1,196万7,000円の交付を受けております。合わせまして4,716万5,000円の交付という形になっております。

それと、次お問い合わせいただきましたのが、歳出の方の特定健康診査の特定健康診査一部負担金補助の方の内容ということでございます。先ほど、ちょっと話に出てきておりました無料クーポンということで交付させていただいております内容となりまして、節目年齢に当たる方、40歳以上60歳までの間で、5歳刻みで節目年齢に当たる方につきましては、1,000円の一部負担金、特定健診を受けていただく際にお支払いいただく1,000円の一部負担金について無料クーポンの方を交付させていただいております。この内容ということになります。

もう1点、医療費分析業務のことで、内容につきましてお問い合わせいただいたかと思えます。こちらは、葛城市国民健康保険第2期保健事業実施計画、データヘルス計画と言われるものですが、こちらのPDCAサイクルの実施に係る委託料ということで、平成29年度の各種データを用いて、医療の分析、あと、疾患等の分析を行いまして、これをもとに第2期保健事業実施計画の内容が現状と相違していないか。そういったPDCAのチェックを行うための分析をしていただいております。平成30年度の実績といたしましては、平成29年度の各種データを分析いたしまして、主な傾向といたしましては、いろんな心疾患、脳血管疾患について年度によって、医療費の増減が激しいことや糖尿病性腎症等の腎疾患の増加傾向にあることがわかっております。この内容をもとに確認させていただいたところ、現時点で計画の方向性に大きなずれがないことということが確認できておりますので、引き続き生活習慣病を起因とする糖尿病性腎症の重症化予防等、今現在計画しております保健事業にまた力を入れさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最初の特別交付金でありますけど、その中には保険者努力制度の中で、手当てしている分があるということです。これもうちちょっと詳しく。つまり、それで費用が動くのかどうか、何らかの指標があって、補助金に対する費用が動くのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

それから、歳出の方でありますけれども、医療費分析業務委託料ということで、私も国保の運営協議会に出席しておりますけれども、その中でかなり詳しい分析を資料として出させていただいて、確かに糖尿性腎疾患がふえていると。そうすれば、当然、人口透析等多額な費用を国保会計にかかわるようなものが懸念されるということで、いろんな取り組みをそこに集中しようというふうなことで、大変、こういう医療費分析というのは大事だろうと思うん

ですけれども、その中で、要は男女の違い、ざっとした傾向を、もしわかりましたら、教えていただきたいんですけれども。男性と女性の受診率とか、1件当たりの例えば、医療費、それについて傾向がわかれば教えていただきたいと思うんですけれども、以上2点、再質問します。

増田委員長 葛本課長補佐。

葛本保険課長補佐 保険課の葛本です。まず最初に、保険者努力支援の内容についてということでお問い合わせいただきましたので、お答えしたいと思います。

内容的には、かなり細かいものになっておりまして、保健事業への取り組みであったり、それ以外に保険者としてあるべき取り組みについて、細目に分けて点数化されるようなことになっております。その中で、収納率の向上であるとか、特定保健指導の実施率の内容であるとか、こういった出てくる数値的に評価されるものもあります。こちらの方では、例えば、医療費通知の実施、後発薬品等の差額通知の送付など、あと、保健事業のいろんな取り組み、こういったところで点数が取れるものに関しましては、手をあげさせていただいておるところでございます。ただ、当然、その点数に対して、評価をいただくんですけれども、今まで、例えば、されていなかったところも、どんどんいろんな事業取組まれますと、母数が大きくなってしまいますので、同じ取り組みをしても、満点をもらっても、いただける費用というのは変わってくるという可能性がございます。

以上でございます。

増田委員長 東課長。

東 健康増進課長 健康増進課、東でございます。ただいまの谷原委員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思うわけなんですけれども、あいにく、男女別と受診率というのがちょっと手元にございませぬので、また後日お知らせしたいと思います。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 最後に意見だけ述べさせていただきます。

今、男女別の受診率等を国保の運営協議会に、私、資料出ていましたので、おもしろい傾向が出ているなと思ったんです。65歳以上の特に高齢者の方につきましては、医療費がかさんでくるということで、国保会計に、それなりに大きな負担になっていくわけでありまして、女性の方がいろいろ受診率が高いんです。男性よりも。そのかわり男性の方が1件当たりの医療費が非常に高くなっていると。つまり、女性は小まめに受けて、ワンデイサポート当たりの費用も安いと。だから、早期にやっぱり診察を受けておられるんだろうと思います。男性の方は忙しいとか、働いておられる方もおられますし、結構重篤になって、かかるということがあろうかと思います。

私は、特定健診等も含めて、早期発見ということが、非常にこの間一生懸命取り組んでこられたと思います。また、その早期発見の中で、いろんな健康教室もやってこられて、やはり医療費を抑えるというのは、やっぱり早期発見、早期治療、あるいは健康意識だろうと思いますので、ここをどうやって行くかによって、国保会計、支出を抑えることができるのかなど。収入を、先ほどあったように一生懸命頑張ってやっても、国の補助がそう大きく変わ

らないというふうなことでありますから、そこを抑えていく方が妥当なのかなと思います。

その上で、先ほど、施策の成果に関する報告書の66ページ、調定額の推移で伸びているということがあった、その下に賦課割合、賦課割合で例えば、所得割、資産割、均等割、平等割というふうに国保税の賦課が、この比率が決まっているわけですけど、奈良県では基本的に応能割と応益割が半々で行くということですので、言ってみれば支払い能力だけではなくて、1世帯あるは1人当たりのかかる費用がそのまま計算されるということで、これは所得に関係なく、負担させられるわけでありますから、言ってみれば国保税が所得の低い人ほど、大変厳しい支払いになっていくと。私が聞いておるのは、やはり、国保税は払いますと。当然、払いますと。ところが家計が厳しいので、なかなか医療機関に行けないと。どうしても遠慮して抑えてしまうと。結局、受診抑制になるわけです。受診抑制になると、結局行かざるを得なくなったときに、大きな医療費がかかるということになって、悪循環になるので、私は、国保税は払えばいいものではなくて、やっぱり医療をちゃんと受けられるということが前提でありますので、できるだけ、国保税は負担が少ないようにするのが、私は国保制度そのものから見ても、また、財政の健全化からしても、私は非常に必要なんだろうと思います。

国保税が医療費が高くなったから、上げればいじゃないかと、上げたらまた余計医療費がかかるというふうな悪循環になっていくわけですから、私は支払える国保にしていくということで、この間、訴えさせていただいたところでもあります。この決算額でも、要は繰越金が結構出ております。9,000万円ほど出ております。それから、基金に1億円ためておるわけでありますから、子どもの均等割りについて、私は一般会計でも申し上げてきましたけれども、こういうところも、財源、これは今後の見通しによって、国保税が上がっていく中で収納率が悪くなっていけば、こうした繰越金も取り崩していくことになろうかと思うんですが、そこそこ財源はあるなと思って、見させていただきました。やはり支払える国保にしていくために、今後とも努力が必要だということをご意見申し上げまして、終わります。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 1点だけ教えてください。成果報告の65ページの中段ぐらいの1人当たりの医療費の中の退職のときの平成30年度の非常に金額が増額になっております。伸び率も44.8%と、平成29年度の県の平均よりも、かなりふえているということで、葛城市全体、平均以下というふうに私たちは確認しておるところなんですけど、この平成30年度の増額の要因を教えてくださいませんか。

増田委員長 葛本課長補佐。

葛本保険課長補佐 保険課の葛本です。退職者医療制度に係る分の1人当たり医療費が伸び率が高いということなんですけれども、退職者医療制度というものが、平成27年3月末で廃止をされております。ところが、それまでに既に対象となっておられた方につきましては、65歳に到達するまでの間、引き続き退職者医療制度の対象となります。今現在、もう7名の方しかお

られないという状況で、減少幅が大きくなっております。どうしても分母が少なくなりますので、1人の方、数人の方が医療費を大きく受けられただけで1人当たり医療費が大きくなるということがございます。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 制度の改定ということに伴うことで、理解できました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 私は、この決算に反対する立場から討論に参加いたします。繰り返しになりますけれども、奈良県国保単位化によって、この平成30年度の決算から、葛城市民に対する国保税の引き上げが始まりました。今後7年間連続して引き上げられるということになるわけでありまして、従来、葛城市は県下12市の中で最も低い国保税でありましたし、県全体で見ても下から3番目ということで、医療費の総額も1人当たり含めて非常に低くて、健康意識の高いまちで、そういう医療費の国保税の負担が低いという一面もあったわけでありまして、国保税、県の統一水準ということで、インセンティブが全く働かないということで、だけど、やっぱり健康は大事でありますから、何としても葛城市民の健康を守っていくために、さまざまな取り組みをされていることには敬意を表しますけれども、やはり払えない国保税になりますと、どうしても医療を受診することを抑制ということになってまいります。そうすると、重篤になって、かえって医療費がかかるということになりますので、やはり支払える国保にしていくということが私は大事だろうと思っております。

その上で、この支払える国保をということを考える上で大事なものは、生活保護との関係もでございます。実は、私も生活保護を受給したいという方の相談にのることがあります。皆さん、生活保護というのは非常に生活に誓約がかかりますから、受けたくないわけでありまして。しかしながら、受ける最後の理由は何かということ、やっぱり医療費なんです。医療費です。つまり、高齢になられて、何とか生活は切り詰めていくと、しかし、自分の体の具合が悪いときに医療にかかれないということになるわけです。国保税も真面目に払っている。いろんなものも真面目に払っているけど、その医療費の分が不安で、生活保護を受けたいんですというふうなことになってきます。

今、年金暮らしの方が大変ふえて、高齢者の方がふえて、年金だけで生活されている方もふえているわけでありまして、2人では暮らせても、1人では暮らせないという年金水準になっておりますし、今後、高齢者の方の生活保護について、社会問題になっていく可

能性があります。そのとき、やっぱり医療の問題が非常に大きいと私は考えております。そういう意味では支払える国保にしていくという努力というのが必要なんですけれども、残念ながら、奈良県の場合は県下全体で国保税を維持するということでもありますけれども、他府県を見ても、要は地域の医療水準が違うのに、県下でどこでも同じ医療費にするというふうな、そうした画一的な医療費の決め方をしている都道府県は非常に少ないわけでもあります。私が調べたところでも5、6件であります。ほかの県はやはり医療費の地域の水準が反映するような医療費水準にしているわけでありまして、私としても支払える国保にしていくという観点から、こういう非常に画一的な県単位化のもとでの決算になったことについては反対いたします。

ご努力をさまざまされていることはよくわかっておりますし、いろんな取り組みの中で、私も特に健康意識の高めるための教室、非常に人気があります。腎症の問題でも、地元の先生方がわかりやすいお話をしていただいたり、国保の医療費を削減するために、非常に努力をされていることはわかるんですけれども、こういう県単位化のもとで画一的なこうした引き上げに反対するという観点から今回の決算、反対いたします。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 私は、このたびの決算につきまして賛成の立場で討論をさせていただきます。先ほどから、話に出ていますように、平成30年度、国民健康保険制度は大きな変革を迎えました。これまでは、市町村が財政運営の責任主体として運営をしてまいりましたけれども、持続可能な国民健康保険制度を構築するために、都道府県が市町村とともに国保運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体となって中心的な役割を担うことにより、国保制度の安定化を図ることとされたわけであります。

本年度の決算は制度改正後初めての決算となります。奈良県では令和6年度に保険税率を統一することになっております。これまで、一般会計からの財源補てんにより低い税率を葛城市では保ってきたわけですが、税率の引き上げが不可欠な状況でありましたけれども、県と市と協議を重ねながら、激変緩和措置を活用することで保険税の急激な引き上げを抑え、段階的に引き上げる方針が示されました。この取り組みにより、一般会計繰入金の財源補てんを受けることなく、黒字決算を保つことができしております。国民健康保険事業を持続的に維持する、円滑に運営するために努力された決算であると評価をするものであります。

このような決算の中で、特定健診受診の節目年齢対象者への無料クーポン券の交付やきめ細やかな受診勧奨、重症化予防の取り組みなどの継続的な保健事業の推進により特定健康診査、特定保健指導の受診率は年々向上しております。被保険者への健康への意識啓発も図られ、その結果として1人当たりの医療費が、県内において継続して低い数値を保っていることにつながっているものと考えます。

また、保険税の現年課税分の収納率につきましては、保険税の引き上げの影響もあり、93.6%と前年度94.5%を0.9%下回ったものの、滞納繰越分の収納率では17.56%と前年度が

15.79%でしたから1.8%上回っており、保険税全体でも前年比で1.6%上回っていることから、継続して収納率の向上に努められた中での結果であるものであると考えます。国民健康保険は被保険者である住民の皆さんにとって、大切なかけがえのない制度であります。引き続き、県と共同して安定した制度運営に取り組むとともに、保健事業の推進による医療費の適正化や保険税収納率の向上による歳入の確保に努められ、今後においてもより一層、経営努力を重ねられることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、認第2号は認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後0時16分

再 開 午後1時30分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認第9号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

認第9号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算書につきまして、ご説明申し上げます。歳出の方からご説明申し上げます。

事項別明細、歳出、263ページをお願いします。

1 款総務費、1 項総務管理費では1 目一般管理費として332万4,955円の支出でございます。

2 項徴収費101万4,011円の支出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金として4億1,254万1,915円の支出でございました。

3 款諸支出金でございます。1 項償還金及び還付加算金では、ページをおめくりいただき、1 目保険料還付金で1万7,200円、2 目還付加算金で1,200円の支出でございました。

4 款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計4億1,689万9,281円の支出でございます。

次に、歳入でございます。ページを260ページにお戻しくください。

1 款後期高齢者医療保険料といたしまして3億997万5,200円の収入でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、2 目督促手数料といたしまして2万3,400円の収入でございました。

3 款国庫支出金、1 項1 目総務費国庫補助金として154万4,000円。

下のページ、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では1億568万3,481円
でございました。

5款繰越金、1項1目1節前年度繰越金として57万3,100円でございました。

6款諸収入でございます。1万8,800円で、2項1目1節保険料還付金といたしまして1
万7,600円、2目1節還付加算金といたしまして1,200円でございました。ページをおめくり
いただき、3項預金利子、4項雑入ともにございませんでした。

歳入合計4億1,781万7,981円でございました。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 質問を1件お願いします。261ページです。一般会計からの繰入金ということで、4款繰
入金のところの1目ですけれども、そこに右側の備考欄に保険基盤安定繰入金ということが
載っております。この保険基盤安定繰入金というのがどういうものなのかということです。
それから、あと、その他一般会計繰入金とあります。それ、ざくっとなつていきますので、こ
れが内訳がどういうものなのかについて、教えていただけませんか。よろしくお願
いいたします。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。よろしくお願いいたします。

まず、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金の分です。保険基盤安定制度というのがあり
まして、低所得者等の保険料軽減分を公費で補てんする制度です。このため、市は徴収する
当該年度分の保険料について、低所得者の均等割額を軽減した額の合計額、また、被用者保
険の被扶養者であった被保険者の均等割額の合計を一般会計から後期高齢者医療特別会計に
繰り入れなければなりません。令和元年より後期高齢者医療の均等割額の軽減特例の旧被用
者であった方の低減特例が見直され、一般会計からの繰り入れは減少するものと思われてお
ります。

保険基盤安定負担金として8,528万2,915円、また、その他の内容といたしましては、事務
費、共通経費負担金として1,762万9,000円の方を充てております。あと、保険料3億963万
円の方も合わせて入っています。

以上です。

谷原委員 こちらの一般会計の方で、どこからそれが入っているのかということを知りたかつたん
です。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課、新澤です。一般会計の方の科目の方は、59ページになります。59ページの上
から4つ目、後期高齢者医療保険特別会計繰出金、これがその他の方の繰入金になります。
で、もう一つの方、もう少し下になります。3目のところで、後期高齢者医療保険医療助成
費繰出金、ここになっております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 一般会計の方から1つは低所得者の均等割りの部分の軽減分が入っているということでありまして、次年度からこれが制度改正等ということでもありますけど、ちょっとそこから辺での説明がありましたら、お願いできませんでしょうか。均等割りの件で、この分が来年度から負担が少なくなるというふうにおっしゃっていましたが、その件についてちょっとお伺いします。

増田委員長 新澤課長。

新澤保険課長 保険課の新澤です。保険料均等割りの軽減特例というのが、後期高齢者医療制度の創設、平成20年から当面の暫定措置として特例的に実施されておりましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、介護保険料の軽減の強化や年金生活者支援給付金の支給に合わせて、制度本来の仕組みに戻すこととされておりました。医療保険を将来にわたり、安心できる制度にするための見直しであるということでご理解いただきたいと思います。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 暫定的に、この制度導入に当たって、それまでは老人医療費というのは無償でありましたから、後期高齢者医療ということで高齢者の方に負担いただくということで、こういう軽減措置が取られてきたわけでありまして、それを暫定的な措置であったのでなくすということでありました。

新聞等でも報道されておりますけれども、後期高齢者医療制度、医療費負担が1割でありますけれども、これを所得に応じて2割にしていこうかというふうな話も出て、後期高齢者医療制度に当たって、高齢者の方の医療負担が今後ふえていくんだなということがわかりました。

質問は以上にしておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 後期高齢者医療保険特別会計の決算について、反対の立場から討論いたします。

予算のときにも、私、これ反対いたしております。ですから、予算執行にあえて、執行においては適正であるとは考えますけれども、そもそも制度上、先ほど述べましたように後期高齢者の方が安心して医療を受けられるということを考える上で、従来無償化であったものをこういう制度を入れて有料化にしていくと。さらに暫定措置も切れた上で、負担を再度求めていくということが今後、強くなっていくものと予想されます。本来であれば、高齢者の

方が最期まで安心して医療が受けられるようにするための制度であるべきだと考えますので、以上の理由で反対いたします。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 私、認第9号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算につきまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年度からスタートした医療保険制度でございます。超高齢化社会において被保険者の被保険者数や医療費が増加する中、保険料の軽減措置、納付方法の見直しなどさまざまな改革が行われてきたことにより、着実に制度が定着し、成果を上げられると思います。奈良県全体でこれからますます増加が予想される高齢者の医療費に対し、広域連合が運営主体となり、医療費適正化や健康保持増進のための保健事業を積極的に取り組まれていることで、医療費の伸びをできるだけ穏やかなものとし、安定的で健全な制度の運営の継続につながっております。今後も本市においては、奈良県や広域連合と連携を図りながら、本医療制度が被保険者である高齢者の方々にご理解をいただき、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層の努力をしていただくことをお願いしまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、認第9号は認定することに決定いたしました。

次に、認第7号、平成30年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

前村市民生活部長 市民生活部長の前村でございます。よろしくお願いいたします。

認第7号、平成30年度葛城市霊苑事業特別会計歳入歳出決算書に基づきまして、事項別明細の歳出からご説明申し上げます。240ページをお開きください。

1款霊苑事業費でございます。1項、1目霊苑事業費では555万2,256円の支出でございます。主なものといたしまして、13節委託料184万5,855円、23節償還金利子及び割引料348万8,000円でございます。

2款諸支出金といたしまして、1項基金費、1目霊苑整備基金費、25節積立金545万2,634円でございます。

3款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計1,100万4,890円でございます。

ページを238ページにお戻しいただきまして、歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、1 項管理料、1 目霊苑管理料として288万6,840円、2 項手数料、1 目霊苑手数料として2,400円、3 項使用料、1 目霊苑使用料として414万円の収入でございます。

次の2 款繰入金といたしまして348万8,000円の収入で、霊苑整備基金からの繰り入れでございます。

3 款繰越金といたしまして、1 節前年度繰越金102万2,880円でございます。

4 款財産収入といたしまして、下のページに移ります。霊苑整備基金利子収入の46万4,980円でございます。

歳入合計1,200万5,100円でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは質疑をしていきます。240ページ、霊苑事業費の中の23、償還金利子及び割引料で一応説明欄でA区画が2つ、B区画11、C区画2つと、それぞれ返還しておられるわけですが、今現在までの墓地の返還区画数というのかな、トータルどのぐらいが返還されているのかということと、いわゆる滞納の分やけども、ほとんど管理料が滞納になっている。永代使用料の滞納は一切ないということでもいいわけやんな。それ、今、計算したら、滞納分と収入分、差し引いて約34万円ほど滞納になるのかな。その分について、一応督促だけをされているのか、どんな方法で滞納処理をされているのかという点をお聞きしたいと思います。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。どうぞよろしく申し上げます。

償還金のトータルの返還数ということでございますけども、こちらのただいま持っております資料では、平成25年度から平成30年度までの資料は、今ここに持ち合わせておりますので、その分で報告させていただきます。平成25年度から平成30年度までの返還数の合計は75件でございます。

それと、2点目ですけども、滞納の取り組みの状況でございます。滞納につきましては、毎年9月、12月、2月に督促状を発送して収納に努めております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 今、5年間ということで、大体トータル75件、大体年に15件ぐらいの返還があるということやんな。初めからのやつからしたら、かなりの返還数が出てくると。約5年で75件やったら、少なくともこの3倍ぐらいはあるのかな。かなり返還をされている。質問変えたらあかんけど、その返還される理由、大体どういう内容で返還されているのか、つかんでおられると思うんですけども、その環境を教えてもらいたいのと、結局前から言うように、管理

料の滞納、年3回いわゆる9月、12月、2月で督促、なかなか基本的にはここに住所するということになつてわけやけども、購入して、よそへ行ってはる人も何人かおると、しかし、基本的には市内ということですので、ある程度の督促をしながら収税課やないですけども、やっぱり足を運んで滞納整理するという考え方、あるのかないのか。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。返還の理由につきましてですけども、墓守がない、別の墓を購入、遠方に転出等が上げられます。それと、滞納分の徴収の仕方についてですけども、今までは督促状を発送して徴収に努めてまいりましたけども、今後は訪問という形もちよっと検討させていただいて、考えていきたいと思えます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 返還の理由、いわゆる跡継ぎがおらない、遠いところに転出したというようなことで返還されているというのが1つの理由やな。滞納については、一応今まで督促やったけども、今年から足を運んで整理をしていくとこういう前向きな姿勢やということやな。

わかりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 関連なんですけれども、お墓の返還理由の1つとして聞かせていただいて、跡継ぎがないということがあるということで、私も前に1回一般質問をさせていただいたんですけども、今、広陵町などの合葬墳墓、檀原の方も合葬墳墓を見させていただいて、これからのニーズに合った形じゃないかなと思えます。要望なんですけども、今後、また合葬墳墓について何か考えておられることがあるんやったら、ご答弁いただきたいんですけども、なければもう要望にさせていただきます。

以上です。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

合葬墳墓につきましては、奈良市、檀原市、今年6月からは広陵町もされているということですが、市民の方からの、そういう合葬墓に関する問い合わせというのは、今まではちょっと問い合わせいただいておりませんので、引き続き、近隣、状況調査してまいりまして、考えさせていただきたいと思えます。

以上でございます。

内野副委員長 ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、議論になっているところにかかわってなんですけども、今、督促の件でありますけど、管理料の督促の件で、ずっと督促しても払っていただけない方がおられるんでしょうか。というのは、これは日本全国でも、ちょっとぼつぼつ大きいところでは問題になりつつあるよ

うですけれども、跡取りさんがいない、墓を管理する人がいない、全くいなくて、もう10年間放置で、そこは草ぼうぼうで荒れて、とにかくお墓をしまわなければいけないという、全く連絡もとれないというふうな墓があって、そういうことが自治体で問題になりつつあると思うんですけれども、葛城市の場合、その点は、つまり督促をずっと続けて所在不明の方とか、あるいは墓地管理が不十分だということが出てきているのでしょうか。ちょっとその点についてお伺いします。

増田委員長 庄田課長。

庄田環境課長 環境課の庄田でございます。

連絡先不明の方というのはございません。督促状を送りますと、全て着きますんで。それと、墓地の管理でございますけども、夏場等は草も生えてきますんで、所有者の方には草刈りのお願いも文書で送らせていただいております。

以上でございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第7号は認定することに決定いたしました。

次に、認第3号、平成30年度葛城市介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

異保健福祉部長。

異 保健福祉部長 保健福祉部の異でございます。

それでは、認第3号、平成30年度葛城市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

事業勘定2つありますので、少しお時間いただきたいと思っております。決算書の167ページをお願いいたします。保険事業勘定の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額28億4,043万4,000円、歳出総額27億2,616万7,000円、歳入歳出差引額、実質収支とも1億1,426万7,000円でございます。

次に、173ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の実質収支に関する調書で

ございます。

歳入総額2,406万4,000円、歳出総額2,406万4,000円、歳入歳出差引額、実質収支ともゼロでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書よりご説明申し上げます。183ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では173万3,238円の支出、2目連合会負担金では92万9,102円の支出、3目計画策定委員会費では7万2,000円の支出でございます。2項徴収費、1目賦課徴収費では112万6,935円の支出でございます。3項1目介護認定審査会費では836万3,043円の支出でございます。ページめくっていただきまして、2目認定調査等費では1,927万3,189円の支出でございます。

続きまして、2款保険給付費、1項給付諸費、1目介護サービス等諸費では、備考欄の内訳のとおり、合計22億6,424万5,559円の支出、2目介護予防サービス等諸費では同じく備考欄の内訳どおり、合計8,240万4,954円の支出でございます。2項その他諸費、1目審査支払手数料では271万1,758円の支出、3項1目高額介護サービス等費では6,307万9,682円の支出、4項1目特定入所者介護サービス等費では1億2,262万5,903円の支出でございます。

ページをめくっていただきまして、3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費では5,419万1,148円の支出でございます。2目介護予防ケアマネジメント事業費では1,024万9,823円の支出、2項1目一般介護予防事業費では1,914万6,681円の支出、ページをめくっていただきまして、3項包括的支援事業・任意事業費、1目総合相談・権利擁護事業費では286万1,185円の支出、2目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では296万4,777円の支出、3目任意事業費では3,095万3,838円の支出でございます。

4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金では911万4,350円の支出でございます。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金では6万400円の支出、2目償還金では3,005万9,050円の支出、ページをめくっていただきまして、3目第1号被保険者保険料還付加算金の支出及び6款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計、予算現額28億3,208万4,000円に対しまして、支出済額27億2,616万6,615円、不用額1億591万7,385円でございます。

戻っていただきまして、178ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入でございます。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料では7億1,348万8,875円の収入でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料では3万5,700円の収入でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金では4億5,518万6,928円の収入、2項国庫補助金、1目調整交付金では9,506万5,000円の収入、2目地域支援事業交付金（総合事業）では1,873万7,400円の収入、3目地域支援事業交付金（総合事業以外）では1,586

万3,925円の収入、4目総合事業調整交付金では293万8,000円の収入、5目保険者機能強化推進交付金では358万1,000円の収入でございます。

続きまして、4款、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金では6億8,897万4,876円の収入、2目地域支援事業支援交付金では3,033万円の収入でございます。

ページをめくっていただきまして、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では3億8,990万6,670円の収入でございます。2項県補助金、1目地域支援事業交付金（総合事業）では1,171万875円の収入、2目地域支援事業交付金（総合事業以外）では793万1,962円の収入でございます。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金では1万989円の収入でございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金では3億1,674万2,475円の収入、2目地域支援事業繰入金（総合事業）では1,044万8,456円の収入、3目地域支援事業繰入金（総合事業以外）では708万111円の収入、4目その他一般会計繰入金では3,146万1,807円の収入、5目低所得者保険料軽減繰入金では684万1,680円の収入でございます。2項基金繰入金の収入はございません。

8款1項1目繰越金では3,296万8,535円の収入でございます。

ページをめくっていただきまして、9款諸収入では、3項雑入、1目第三者納付金112万8,053円のみ収入でございます。

歳入合計、予算現額28億3,208万4,000円に対しまして、調定額28億6,361万5,389円、収入済額28億4,043万3,317円、不納欠損額573万6,800円、収入未済額1,744万5,272円でございます。

続きまして、191ページの方をお願いいたします。財産に関する調書でございます。

1、基金、(1)介護給付費準備金では、前年度末で現在高4,583万7,000円、決算年度中増減高が911万4,000円の増で、決算年度末現在高は5,495万1,000円でございます。

続きまして、193ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では379万5,720円の支出でございます。

2款サービス事業費、1項1目介護予防支援事業費では2,026万8,442円の支出でございます。

3款諸支出金及び4款予備費の支出はございませんでした。

歳出合計、予算現額2,800万円に対しまして、支出済額2,406万4,162円、不用額393万5,838円でございます。

戻っていただきまして、192ページをお願いいたします。介護サービス事業勘定の歳入でございます。

1款サービス収入、1項1目介護予防サービス費収入では1,771万7,458円の収入でございます。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金では634万6,704円の収入でございます。

3款諸収入はございませんでした。

介護サービス事業勘定の歳入合計、予算現額2,800万円に対しまして、調定額、収入済額とも2,406万4,162円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の方、どうぞよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 幾つかお聞きします。167ページの実質収支に関する調書というところで、説明がございました保険事業勘定のところになりますけれども、実質単年度収支、これ、繰越金がずっとあると思います。かなり繰越金があるんですけど、この繰越金がどうなっているかということもありますので、実際、実質単年度収支、どれだけ単年度で黒字になったかということをちょっとお聞きしたいと思います。

めくって、歳入の方から、その関係でお伺いしますけれども、168ページのところに調定額ということで、保険料として今年度の調定額、収入済額でありますけれども、昨年度と比べて、これは大幅に増額しているわけです。これは第7期の介護保険事業計画で、平成30年度3月に基準月額を引き上げたということの影響が出ているんだろうと思いますけれども、前年度の比較で、こういうふうに調定額が上がったというのは、そういうふうに理解しているのかどうかということについて、確認したいと思います。

以上、2点お願いいたします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、1つ目の単年度収支かどうかということですが、先ほどおっしゃいました1億1,426万7,000円につきましては、平成30年度の歳入と歳出の収支の決算額になっておりますので、この分につきましては、単年度、平成30年度の決算の収支額になっております。

続きましての調定額が増加したということですが、先ほどおっしゃっていただきましたように第6期計画が平成29年で終わりました、平成30年度の方から第7期計画ということで保険料の方を増額いたしましたので、そのことによりまして調定額の方が、もちろん人数もありますけれども、調定額の方が増額しているのはおおむね保険料の方の増額によるものであります。よろしくお願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 私が聞きましたのは、実質単年度収支ですから、平成30年度の実質収支から平成29年度の実質収支を引いていただいたら、実質単年度収支が出て、単年度の黒字分がはっきりわかると思いますので、その数字をちょっとお伺いしたんです。単純に繰越金がどれだけふえたかということでも結構です。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。先ほどのご質問です。平成30年度の収支額が1億1,426万6,000円、平成29年度の収支額が3,296万8,000円ございま

した。その差額といたしまして8,129万8,000円が出ております。

お願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 約8,000万円程度、今年度、第7期の介護保険事業計画に基づいて、これは毎年ではありませんが、これから計画、3年間でまた見直しをするということになっているわけでありまして。ですから、私は、どれだけ黒字になるのかなということが気になったんです。つまり、上げ過ぎていたら、かえって具合悪いやろうということなんです。実際に繰越金もかなりあるわけでありまして、その点について、この計画がどうだったかということも含めて、ちょっとお聞きしましたので、よろしいでしょうか。そういうことでお聞きしました。実際に、収入額に対して支出がどうかということもありますし、それが毎年積み上がるのであれば、やはり介護保険料については月額、基準額が多かったのかなということもありますので、どこも見直しはしておるんですけど、3年に1回、余りにもたくさん繰越金がある場合はそれで調整していると思うんですけども、それでちょっとお聞かせ願いました。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、2点ばかり質問していきます。

まず、不納欠損の内容ですけども、結局滞納金額2,318万2,000円ほどあって、そのうち、573万6,000円、不納欠損落としてある。この主な内容について、どのような内容になるのか、それから、184ページ、185ページにかけて、1目の介護サービス諸費、それから、2項の1目審査支払手数料、3項1目高額介護サービス等費、流用してあるわけやけど、介護保険の補正は9月、12月、3月に補正をしてある。なぜ、こう流用されたんかの内容と流用された時期、例えば、10月にしましたとか、それを教えていただきたいというように思います。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、不納欠損の内容についてでございますが、不納欠損処分におきましては、介護保険料におきましては、徴収権の時効により納付義務を消滅させております。主な理由といたしまして、その中におきましては、居所不明、死亡、徴収見込みなしというのは訪問しても不在や反応がないとかというものと、あと生活保護受給などとなっております。

また、不納欠損してしまいますと、その分の保険料が納付できなくなり、介護保険を利用する際に給付制限が発生してしまいますので、そうならないために催告する際には、その旨をお知らせして、また、分納相談を受けた滞納者につきましては、順次納付していただくということで対応させていただいております。件数におきましては、平成30年度2年間の時効によるものとして84名、573万6,800円となっております。

続きまして、流用です。保険事業勘定、保険給付費の方におきまして、国保連への審査支払手数料と高額介護サービス費について、流用をさせていただいております。こちらの方に

つきましては、年度の最後、3月、議会過ぎました後に、国保連から請求がまいります給付費につきまして不足が生じたので、流用させていただきました。よろしく願いいたします。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 不納欠損については、いわゆる、時効、居所不明、死亡、通常のやり方の不納欠損やということ。最終的に平成30年度84人については、いわゆる時効ということで、時効2年やったのかな。それが大半やとこういうことやんな。流用については、国保連から3月補正以後に通知があったんで、やむを得ず流用したとこういうことやんな。

わかりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今の岡本委員との関連のところでありますけど、不納欠損ということなんでありますけれども、178ページの1款保険料で1目のところですけども、この中に備考のところにも書いてありますけれども、特別徴収保険料と、それから、普通徴収保険料というのがあります。特別徴収保険料は天引きであります。年金等から天引きされるもので、これが普通一般的であるということをお聞きしているんですが、普通徴収料がなぜ発生するのかということがあります。このことについて、お伺いをしたいと思います。

あと、歳出の方で幾つかお聞きいたします。186ページのところでありますけれども、3款地域支援事業費の1目19節負担金及び交付金であります。ここで不用額がかなり発生しております。支出額が5,200万円に対して不用額2,200万円ということで、かなりの予算に対する不用額が出ているんでありますけれども、この理由が何なのかということについて、お伺いをいたします。同じく187ページになりますけれども、この1目8節報償費でありますけれども、ここも、予算額を278万円ほど計上してありますけれども、支出額が90万円ということで、不用額が180万円も余っているということで、この事業執行について、どういうことだったのかということについてお伺いします。

以上3つです。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。

まず、特別徴収と普通徴収のことでございます。特別徴収というのは、先ほどおっしゃっていただいたように、年金からの天引きになりますので、収納率も100%ということで収納の方、お願いできております。で、それ以外の普通徴収につきましては、年金額の方、基本は年金額の年額が18万円未満の方につきましては、年金からの天引きという方法ではなく、普通徴収と言いまして、納付書の方なり、通知書の方を直接市役所の方からお送りさせていただきまして、直接納付いただくという方法をとることになっておりますので、その方たちが普通徴収となっております。

続きまして、186ページの介護予防生活支援サービス負担金の不用額についてでございます。当初の予算といたしましては7,500万円の予算を組んでおります。執行額の方が5,270万

8,334円となっておりますので、2,229万1,000円余りの不用額が出ております。こちらの方につきましては、もともと予算といいますのは、計画、今回7期計画になりますけれども、7期計画の上で精査いたしました金額の方を計画値というのを予算額としてあげております。

実際のところ、平成30年度の方ですけれども、いわゆるこちらの方は要支援1、要支援2、で、あと、事業対象者と申しまして、そういうチェックリストがあるんですけども、こちらの方で該当になった方に対する支援の訪問介護と通所介護についての給付費とかサービス費になっております。

ちょっと、この不用額につきましての要因なんですけれども、計画を立てたときよりも、若干、要支援の区分が出た方が計画値のときよりも減ったことと、また、要介護の方にどうしても移られた方が多いということが1つ原因なのと、あとは私どもの包括支援センターの方で予防支援事業いろいろやっているんですけども、こちらの方の事業が少しは効果が出て、こういう支援のサービスに結びつかずに済んでいる方がいらっしゃるのかなということもあると思うんですけども、まだ、平成29年からこちらの方、始まりましたので、もう少しちょっと検証はしていきまいたいと思っております。お願いいたします。

もう一つ、187ページの報償費の方ですけれども、その中で主に不用額として大きく出ているのが、地域活動支援事業講師謝礼でありますけれども、その部分におきまして200万円余りの予算を取ってございましたけれども、執行の方が57万7,000円となっております。こちらの方は、予定としましては新規の自主運動教室、地域でしていただく予防のための自主運動教室を立ち上げるための運動指導士さんを派遣させていただいて、その方に指導いただきながら自主の運動教室を開設するための支援として、予定をしていたんですけども、実際のところ57万7,000円というところで済みました。それ以外については、実際においては介護予防リーダーや市役所の保健師やその他ボランティアの方で、支援を行っている部分もありましたので、そこまでの講師先生の方を派遣していただかなくて済みましたので、不用額となっております。よろしく申し上げます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。普通徴収、特別徴収の件でありますけれども、年金収入が年間18万円以下の方については、天引きじゃなくて支払えるということなんですけども、そもそも非常に低年金の方なんです。介護保険は免除制度がありません。いわゆる第一段階の方でも保険料月2,980円払うわけです。だから、これがこの介護保険制度の非常に大きなネックになっておりまして、それで、保険料を払わなかったら、介護サービス、10割ですから、これがなかなか大変なんです。生活保護受けるときにもこの問題が後までずっと尾を引くような問題で、これ非常に制度上の私は欠陥だろうと思っております。ほんまに、絶対に全額特別徴収でいくんだったら、これも100%だから、いざとなったとき、介護保険を受けることができるんですけども、この18万円ということで、そもそもない中からまたそれで払いなさいですから、非常に無理がありまして、そこでまた不納欠損でないですけど、そこで取りたてというふうになると、現実これ難しいようなことだろうと思うんです。これは制度上の問題ですので、ちょっとご意見だけ申し上げておきます。これは葛城市でどうこうするという問題ではないの

で。

それから、先ほど、ありました、幾つかの不用額が出ていることについてでありますけれども、ほかにもちょっとお聞きするようになると思いますが、計画は立てたけれども、下回りましたということで、介護予防生活支援サービス等、計画立てたけど下回ったと。しかし、こういう計画を積み上げて、言うたら、第7期の介護保険料を決めているわけです。私は、この前の第7期については、葛城市の引き上げ幅、非常に大きかったと、他の市町村と比べて、だからこういうふうな計画料が過大じゃなかったのかというふうに私は思って、ちょっとご批判申し上げて聞いているわけです。不用額が多いと。これは一体何やということなんです。そういう視点でちょっと質問させていただきました。ほかにも幾つかありますけど、以上にしておきます。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 介護保険料の引き上げといたしますか、第6期が5,000円でありまして、第7期の方から基準額の方が5,960円になったかと思っております。それにつきまして、今、この介護予防につきましては、不用額の方が出ております。もちろん、歳入と歳出の差として収支の方も出ております。ただ、その金額の方につきましては、準備基金の保有額として、基金に積み立てていかしていただく金額の1つの要因になっていくかと思うんですけれども、この金額について適正かどうかということになるかと思うんですけれども、奈良県の12市の平成29年度の基金残額が県より集計されておりまして、その基金総額といたしましては、葛城市は12市の中で12番目となっております。人口規模がそれぞれ違いますので、金額だけでは計ることはできませんので、その金額を65歳以上の方の被保険者の数で、1年間だけということで割り戻してみましても、葛城市の方はやはり12番目になっておりまして、基金の保有額はまだまだ少ないもので、これから何かあったときにも介護保険を柔軟に運用していくためにはせめて平均値までは基金も保有していくことも必要かなと思っておりますので、今回の保険料につきましては、適正であったかとは思っております。よろしくお願いたします。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。委員の方から介護保険制度の運営におきまして、保険料の設定が適切であったかどうかという問題提起だと存じます。多分、委員も既にご承知おきいただいていることとは存じますが、現在、第7期に入っておりますが、実は第3期、第4期、第5期と都合9年にわたりまして、4,100円でずっときておりました。で、第6期が5,000円と、今回第7期ということで、それでもということなんですけど、そもそも第7期の保険料を策定するに当たりまして、いわゆるその当時の介護保険安定基金といたしますか、その基金の残高を幾ら充当して、介護保険の保険料の上昇を抑えられるかということも十分検討はした結果でございますが、他の市町村でありますと、結構この基金が潤沢に持っておられるところにつきましては、その上げ幅を抑制できたところではございますが、残念ながら葛城市の場合、そういった状況ではなくなっているということでございます。

なお、これも一方で、委員のご指摘のとおりでございますので、当然3年間でサービスの見

込み料、全く同じ見込みで3年ではなくて、それぞれのサービスにつきまして、徐々にそのサービスの利用料が上がって行く格好で、それぞれの基金のシミュレーションはしておりますが、総じて3年間ですので、初年度、2年度、3年目と徐々に上がってまいります中の1年目につきまして、3年間のトータルでちょうど収支が取れるようにという形で、保険料の設定をしております関係上、やはり初年度におきましては、どうしても実質収支、単年度収支のお尋ねもございましたが、そういう見方をいたしますと、初年度は翌年度へ送る金額が多く出るというのは、もう介護保険の保険上の構造でございます。

したがって、今度また委員のご指摘につきましては、この第7期の介護保険の保険料の検証をしつつ、第8期に向けて、これまた適切な保険料が設定できますように、そこはそれぞれの介護保険の3年ごとの見直しの中で、適正な保険料の設定に向けて、いろいろ調査研究をしてみたいと存じます。

あと、地域支援事業につきましては、やはり従来の介護予防的な視点の中でいろんな取り組みをしておりますので、介護保険の本体の方のいろいろなサービスの見込み料の推計とは多少政策的な意図をもって、誘導したいといった部分と、まだまだ実質的にサービスが追いついていないと、サービスの利用が追いついていないところ等もございますので、こちらにつきましても、これは地域支援事業の方につきましては、単なる、言葉がうまく適切なあれですけど、いわゆる受給の見通しだけではなくて、政策的にその後の効果が上がるような形で、そこはある程度、政策的な見通しといいますか、それを踏まえて、今後とも取り組みを進めてみたいと存じます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。私も、これ第7期が始まった最初の決算でありますから、どういふふうな収支の見込みになっているのかということで、おさえた上で3年間見ていきたいと思っておりますので、今回あえて取り上げさせていただきました。

それで、あとの不用額の点でありますけれども、政策は打ったものの、その部分で十分サービスの受け手の方に伝わらなかったり、それで伸びなかったりということがあろうかと思うんですけれども、この点については、大変、長寿福祉課におかれましては、大変よく職員の方も働いておられて、いろんな要望に応じてあつぱあつぱしているような様子が見られるぐらい、人手が足りないような状況の中で、本当によくやっているとはいえると思いますけれども、見通しの段階では、先ほど言いましたように保険料の基準月額に跳ね返ってまいりますので、この点については私も研究したいと思います。どの程度、例えば、基金に必要なのか、従来葛城市は市民の方の負担を抑えるということで、基金をできるだけ最小限にしながら、12市の中でも低い介護保険料でやってきたと思うんです。だから、この基金がどの程度かということは、やっぱりよく議論した上で市民負担がないようにしてまいりたいと思っておりますので、この点については今後研究していきたいと思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 ただいまの谷原委員の方からもご質問ありましたように、第7期、この平成30年度の決算が初年度ということでございます。それまでが、基金の余裕があり、一応基準額として、非常に県内でも低い介護保険料であったと。5,000円から5,960円になったと。960円上がったということについて、この3年の間に収支を取っていくというお考えの中に、この介護保険料、これから、この引き上げ率をどうされていくかという、この7期の計画の中に、もちろん介護予防支援事業とか、非常に積極的な取り組みをされたということはわかっているんですけども、やはり今回不用額が出ているということについて、私も懸念する部分がございます。結局このままで、同じ上げ幅で、次の8期は、またそれだけアップしないと収支がとれていかない。葛城市の高齢者が、これから、どれぐらい高齢化率が上がっていったら、介護を必要とされるかという、介護を必要とされない事業を進めていかないと、この上げ幅というのは解消していかないというふうに私は思っております。

この上げ幅を抑えていくために、今、この介護地域支援事業等介護予防生活支援サービス事業を積極的にやっていただいている中で、どんなことが進んでいないのか、この保険料を抑えていくために、もちろん介護、要介護にならないということが大前提なんですけれども、もちろん要支援にならないためにということも、非常に汗かいていただいているのはわかるんですけども、私も介護審査会、介護の方の審査会の方に行かせていただいたときに、計画策定に行かせていただいたときに、座長の先生が、何がどういう取り組みをやって、7期はこのまま保持しながらも、次は上げないでいくかということも、多分質問されたと思うんですけども、ここについて、明確な答えもなかったなというふうに思っております。

今回、次の8期に向けて、絶対大きな目標とれて上げ幅を縮小していくという、今、この7期は非常に重要な時期やと思っております。特に、その意気込みはどの辺にあるのかというのを私も聞かせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

増田委員長 阿古市長。

阿古市長 ご心配、本当にありがとうございます。先ほど副市長の方から説明ありましたんですけども、介護、葛城市の場合は過去において、余り上げなかったから基金の積み上げができていなかったんです。正直に言います。そんなもんで、今回上げさせていただいた。7期については900円ほど上げさせていただいたというわけなんですけども、それでも正直なこと言いますと、計画から言ったら若干上げ幅抑えております。実際にどれぐらいないといけないうちの中で、3カ年見るんですけど、初年度は黒字、2年度はプラスマイナスゼロ、3年度は赤字という計画を実は組み上げた中での保険料設定をするわけなんです。

それで、これ非常に難しい問題ありまして、葛城市、介護といいますか、老人福祉については非常に手厚いんです。本当のこと申し上げます。ですから、当然のことながら、手厚ければ手厚いだけの料金がかかるというのが事実でございます。

県下いろいろ調べますと、非常に珍しいデータ出てきます。樫原市が介護保険料、安いんです。香芝市が安いんです。それは何を意味するのか、一応研究しろという話はしています。それ、考えますと、1つ、葛城市には老人福祉施設が非常に数が多いというのは事実なんです。

す。ですから、そういう意味で言いますと非常に手厚いサービスをしているということは言えるんやろと思います。これが、住みよさにもつながっている部分なんですけど、ある種それはバランスやと思います。介護保険料を上げないでということは、現実には人口構成から言いますと難しい場面があるやろと思います。でも、やはり若い世代を取り込むことによって、やはり葛城市の高齢化率を若干なり抑えていくということが、歩いていく道の中では一番大きな要因にできるのかなという思いがあります。

やはり、保険料をいただくわけですから、それなりの手厚いサービスをしていくということが大前提でありますので、できるだけ、そういう立場になられた方には手厚い福祉をしていくというのが考えていきたい部門なんですけども、じゃあ、それをどうやって抑えていくのか、介護予防だけで果たして防げるのかということ、やはりそれは無理があるのかなという思いがしております。やはり年齢を重ねますと、どんな元気な方でも介護を受けなければいけないような状況になりますので、それはある種、人生が非常に100年というような表現をされる状態を考えますと、やはり厳しい状態になるのであろうということは考えながら行かないといけないのかなと思っています。

やはり、一番根本的な解決に、ほかの医療保険が、その地域が市という地域を離れましたけど、介護保険は今現在では市単位の規模で扱えますので、やはり葛城市としては人口構成を、人口の年齢構成を考えていくということが一番のやはり介護保険を上げていかない1つの対策になるのかなという思いでいます。

以上でございます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 市長から、今、これからの介護事業の方向性というものを聞かせていただきました。結局下支えする若い世代を呼んで、若い人たちによって、高齢者を守っていくという方向であるというふうに、私、今、聞かせていただきましたけども、なかなか理想を言えば、今、日本国中その思いでいっぱいやと思っております。節約という言葉は、じゃあ高齢者に手厚くしないのかという言い方になっても、そういうふうに聞こえるかもしれませんが、きちっと、地域ケア会議等を行う個別のケースとかにも、ここにも実績ございますけれども、やはりこの個別ケース、個々の介護が適正であるかという小さなチェックの積み重ねで、本当に節約をしていける部分、高齢者の方に我慢をしていただかないといけない。手厚くすればその分介護保険料は上がる。その構図をやっぱり理解もしていかないといけないし、介護保険料を幾らでも上げたら、いくらでも手厚い介護はできると思います。そのバランスがもっとも難しいところで、市長は若い人が来てくれたら、それを解消するというふう一言でおっしゃいましたけれども、やはり、保険料を抑えるための努力というのでは、やはり課題を抽出していただいて、これからも、し続けていっていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 ページ数が188ページの3目任意事業なんですけども、こちらの報告書の中にさまざま

まな任意事業が書いてございますけれども、予算でここにある認知症初期集中支援事業ということで、今後やっぱり認知症になる前にしっかりと予防することが大事と思うので、今後やっぱり、この事業というのは、すごく大事になってくると思うんです。22件ということであっていただいているんですけども、本来は、専門医がおって、保健師、看護師等々、専門の方々がその認知症のサポート医の助言、指導を受けて、認知症の地域支援推進員とともに、この連携を図りながら支援を行っていくという事業なんですけれども、22件とっていただいているということで、予算は36万円、上がっているんですけども、この内容、教えていただけたらと思います。

それと、ここに、任意事業の中に、毎日訪問員派遣事業、これはひとり暮らしの65歳以上の方に、毎日安否を確認しに行く事業かなと思うんですけども、すばらしい事業なのに、ゼロ人と書いてあって、昨年も多分ゼロ人やったのかなと思うんですけども、この実績がゼロ人というのはなぜかという理由を教えていただけたらと思います。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、認知症初期集中支援の内容と申しますか、金額の内容でよろしい。

内野副委員長 金額の内容と、あと22件、どのように。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 わかりました。まず、予算でとっております金額といたしましては、まず、委託料の方で、お医者様へチーム委員会会議を開いたときの報償費と申しますか委託料といたしまして、医師に2万円掛ける12回ということで24万円と、精神保健福祉士さんに対しまして1万円、12回開いたときのための12万円ということで、合計で36万円の予算をとらせていただいておりますが、平成30年度におきましては、チーム委員会会議というものは、確かに開いておりませんので、委託料としての金額は発生しておりませんが、包括の方で、保健師やケアマネージャーなど、介護職と福祉職と一緒に、もちろん、そういう方につきまして、訪問、もちろん会議も行いまして、医療なり、介護にはきっちりつなげていっておりますというのが、今の状態になっております。

その次に、毎日訪問派遣事業につきましては、ひとり暮らしの高齢者で近隣に扶養義務者がいない人に対しまして、毎日訪問員を任命いたしまして派遣することにより、孤独感の解消及び認知症の予防を図る事業として、予算をとらせていただいております。執行といたしましては、平成30年度、もちろんゼロ人、平成29年度もゼロ人となっております。事業といたしましての申し込みと申しますか、対象者は平成30年度もいらっしゃいませんでしたが、現在、生活体制整備事業などにおきましても、助け合い、支え合いのまちづくりを進めているところでありまして、その中で地域での見守りにつきましても、今後この事業について、当てはまる方がいらっしゃるかもしれないというところで、現在も実績がないというところではありますが、事業としては残している状態であります。よろしくお願いいたします。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。お医者さんが今回、チーム委員会会議に来られなかったという

ところと、あと、また精神保健福祉士さんが来られなくて会議が成立しなかったということで、36万円浮いてきたと。この認知症初期集中支援事業というのは、そのお医者さんとか精神保健福祉士がいなくても、それは成立するものなんでしょうか。そのところ、ちょっとまた聞かせていただきたいのと、この毎日訪問員派遣事業なんですけども、今最近、農協とか郵便局の方々が、息子さんとか娘さんが、うちの親、元気にしているかということで、訪問事業を始められていると思うんですけども、過去に、同党の松林議員がヤクルトをとっていただくことで、安否確認とか、訪問してちょっといろいろと話をすることによって、安否確認ができるということで、他市でやっておられるみたいなんですけども、それをふるさと納税に加えていただいて、ご家族の方が、事業を葛城市でふるさと納税として取り上げているというようなところも、他市ではあるみたいな感じなんで、そういうようなことも、ちょっと考えていただきながら、毎日訪問やないけども、ヤクルトとの事業の提携も1つ、効果を発揮するんじゃないかなと思いますので、そういうようなことも、ちょっとまた視野に入れて、毎日訪問事業を考えていただいたらなと思います。

まず、さっき言ったケア会議、集中支援チームの会議に専門医がいなくていけないんかどうかというところをお願いします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 まず、認知症初期集中チーム委員会なんですけれども、実際申し上げますと、現在の御所の秋津病院の方で専門医がいらっしゃるんですけど、何かあったときには、そちらの方ということでお願いをするようにはしているんですけども、何分、お医者様の方も指定医といいますか、認定を受けられたお医者様が数が少ないということを知っておりまして、なかなか、こちらの方も病院の方に行き、そういう会議を開かないといけないというところもありますので、そこまで行くまでに、私どもの職員の方、ケアマネージャーなり、主任ケアマネなり、保健師、社会福祉士の方で対応できる分については、対応させていただいて、受診時のもちろん同行、お医者様への同行ももちろん行っておりますし、病院の地域連携室への対応も職員の方で去年は行わせていただいたところですので、なかなか人員といいますか、お医者様の方の来ていただくことも、なかなか難しい状態ですので、実際のところ、去年はチーム委員会としては一度も開けていない状態であります。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 今後また努力していただきながら、その認知症の方にはサポート医でないと、専門のお医者さんでないとだめだということなんで、また、ちょっと探していただきながら、このところ22件、半年にわたって、しっかりと見ていって、認知症にならないような、いろんな手だてをしていただけるという、本当に現場でご苦労されると思うんですけども、今後ともしっかりと認知症初期集中支援事業、取り組んでいただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 簡単に、ちょっと気になったんで。報告書で行かせてもらいます。75ページ、一般介護予防事業費、僕も予防に関して、こういう事業はすごい頑張らなだめなんじゃないと思うんですけども、これが900万円ぐらい、前年度と比べて変わっているんですけども、どういった方向性といいますか、こういうことをするから、こう。何か去年のやつより減っていたりするんです。安心メール事業とか、これは新しく、生活応援サポート支援とか、ふえとるんですけども、どういったことをやっているのかお聞きしたいのと、その下の包括的支援事業任意事業費というのが、去年は1万6,000円やったんですけども、今年はもう286万円、なんでこんな上がるんかというのを、この2点お聞きしたいです。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、一般介護予防事業費の成果報告書75ページの1番の介護予防啓発とか支援事業の内容についてでよろしいですか。

まず、いきいきヘルス事業ですけれども、こちらの方は介護予防に関する講演や個別相談やレクリエーションなどを、平成30年度につきましては、社会福祉協議会に委託しまして、22回実施し、延べ979人の方に参加いただいている事業です。続きまして、誰でもできる水中運動教室につきましても平成30年度は、社会福祉協議会に委託しまして、運動習慣を身につけるための講座といたしまして、ゆうあいのプールを利用するということでしていただいております。前期と後期で開催しておりまして、各16回で計69人の方に参加いただいております。

続きまして、元気アップ教室につきましては、地域で運動が継続していけるように、リハビリ職による運動の指導教室を行っております。平成30年度につきましては、當麻文化会館とニチイケアセンター葛城におきまして、講師の先生に来ていただきまして、運動教室の方をしております。人数としては38人の方に参加いただいております。はつらつ健康教室といえますのは、平成30年度につきましては、ウェルネス新庄の方で運動教室の方をいただいております。こちらの方は、全部で年間75人の方に参加いただいております。続きまして、地域活動支援事業の運動機能と口腔機能といえますのは、自主運動教室の方になっております。次に、認知症予防教室というのが、今年、平成30年度、新規で行っております教室です。こちらの方も、平成30年度は社会福祉協議会の方に委託をしまして、地区の公民館で認知症に関する知識の普及、また予防のための脳の活性化のゲームなどをしたり、頭の体操などをしたりしております。地区の公民館に出向かせていただきまして、大体24回、合計で457人の方に参加いただいております。

最後の生活応援サポーターにつきましては、生活応援サポーターの養成をすることと生活応援サポーターの方が地域の人に出向きまして、ボランティアとしてさまざまなお手伝いをさせていただいたときに、ポイントとしておつけさせていただいている事業になっております。

去年に比べましての差なんですけれども、まず、安心メール事業というのは廃止しております。こちらの方は、内容としましては、郵便局と協力して、安心メールを手渡して、安否の確認をするものでしたが、この事業を始めたころとは体制も変わっておりまして、事業の継続に関して金銭的な負担も求められていて、また、安心メールは年に3回あるのに対し、対象者である緊急通報設置者には業者より毎月様子もお伺いさせてもらっているところもありましたので、重複するところもあるというところで、一旦こちらの方は廃止させていただきました。

あとは、金額の方の差といたしましては、職員の人件費に要した経費というのが随分変わっておりまして、平成30年度は、職員の人件費の方をこちらの一般介護予防事業費の方に割り当てておりますので、その分が少し金額としてのっております。あと、先ほど申し上げました認知症予防教室が新規で行っております。それぞれ差し引きがありまして、金額の差が90万円ほど出ております。次に、包括的支援事業の任意事業費の方ですけれども、こちらの方も人件費の方で増額になっておりまして、こちらの嘱託員の方を採用することができた部分について、経費をのせさせていただいております。

以上です。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと難しいこと聞いちゃったみたいで、思ったより長くなってごめんなさい。僕聞きたかったのは、安心メール事業に登録された方は、その後ちゃんとそれで確認できているのか、引継ぎできているのかなというのをお聞きしたかったのと、あと、人件費、ふえているのはすごいわかったんですけども、それは、もうここに力を入れるという意味合いで正社員になられたということなんですかね。今の話でしたら、そういう意味ではない。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 まず、安心メールの方につきましては、先ほど申し上げました近況通報装置事業の方がありますので、そちらの方でカバーしておりますので、漏れているとか、なくなってできていないということはありません。

あと、人件費の方につきましては、それぞれの一般会計とかに張り付けていた職員をこちらの特別会計に張り付けたり、嘱託員で採用できたときあるときについては、この包括的支援事業の方に張り付けさせていただいたりしておりますので、ちょっとその年によって人件費は前後しているかと思うんですけども、お願いいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、人件費の話が出ましたので、関連ですから、188ページの2目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費の中の1、報酬というところ、これ、嘱託員報酬ということだろうと思いますけれども、予算が139万8,000円計上されていますが、支出額が20万9,000円ということで、不用額が118万円ほど出ております。で、右側の方に嘱託員報酬で20万9,000円となっております。これ、当初予定をどれだけ採用されようと言われていたのか、なぜこういう不用額が出たのか。私としては、人がなかなか地域包括も含めて非常に忙しくされているので、

こういうふうな形でなぜ不用額が出たのかなというふうにはちょっとお聞きしたいと思います。

同じく、3目任意事業、これは報償費の方なんですけれども、これにつきましても8節報償費、3目8節報償費で、予算が72万5,000円計上されています。支出額は9万4,000円ということ、これも63万円ほど報償費を余らせているわけでありまして。先ほどありましたように、いろんな事業の目的で、受け手の側がなかなかそこまで、ついてきていただけなかったと、目標も過大だったということ、あるのかもわかりませんが、この人件費について、この見積もりが、このように大きく食い違うのが、どういうことなのかということについて、お伺いします。

同じく、この下の189ページの扶助費でありますけれども、この扶助費の中の備考欄、家族介護慰労金支給事業、これについては先日来の決算委員会でも議論になったところでありまして、この予算見込みがこれ95万円ほどあったんです。それが54万円の執行ということで、これなどは事前の計画段階で、要介護4、要介護5の方で、家庭で介護されている方に対する給付でありますけれども、これなんか把握できているんじゃないかなと思うので、なぜ、こういうふうに大きな食い違いができたのか、そもそも、そういうことは把握できていないのかどうかということも含めて、お聞きしたいと思います。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、包括的継続的ケアマネジメント支援事業の報酬の方ですけれども、こちらの方は当初の予算としては139万8,000円の分になりますけれども、こちらの方の主任ケアマネの嘱託ということで、お願いをして、募集もしていたんですけれども、なかなか先ほど言っていたように、応募いただく方がありませんで、最終的に去年の年度末の1月分のところで、採用させていただくことができましたので、年度の中では1月分だけの報酬分が出たというところになっております。

続きまして、任意事業の報償費ですけれども、中でも、不用額として一番の金額が大きく出ているのが、地域ケア会議委員報酬という部分でありまして、そちらの方で当初は地域包括ケア委員の報償費8,000円を4人、12回すると予定の38万4,000円を組んでいたんですけれども、最終的に、結果といたしましては、会議の方が開かれたのが合計で10回は開くことができたんですけれども、中で委員報償費として成立できたのが6万6,000円分ということだけになりましたので、不用額の方が大きく出ているところでございます。

あとは、家族介護慰労金支給事業につきましては、当初の予算としましては、要介護4、要介護5の方に対しましても25人を仮定しておりまして、その予定と全くサービスが利用がないという方について、お二人という予定で予算をとっております。最終的には9月1日を基準日に要介護4の方が18人、要介護5の方が同じく18人、全くサービスがないという方についてはゼロ人という結果になりまして、予算のときには例年なんですけれども、見越した金額の方をとらせていただいておりますので、人数といたしましては少し多めにとらせていただいたところがありますので、このような形になっております。

よろしく申し上げます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。なかなか私も保育と介護の部分は大変事業も多岐にわたり、制度改正も幾多行われて、この介護保険の決算を見ても、物すごく量の事業をやっておられるわけですが、それを遂行する人の採用ということが、非常に厳しくなっているということで、余計、現場は大変だろうと思うんです。この保育士と同じですが、こういう専門職がなかなか確保できないという実情について、やはり、これはやっぱり保育も介護も人だと思しますので、待遇面も含めて今後研究していただかないと、結局これだけの事業をせつかく予算化しても、なかなか遂行しきれないということになると、これは本当にそういう点では介護保険料をいただいた上で、そういうサービスができないということになると困りますので、人の手当をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

家族介護慰労金につきましては、多めに設定ということで、特にそこで把握されているわけではないということで、見込みだということで、よくわかりました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

川村委員 最後1点だけ。先ほどの杉本委員の関連にもなると思ひますが、成果報告書75ページの一般介護予防事業費の中の1の表、生活応援サポーター支援、この内容についてでございますけれども、ボランティアポイント6万6,400ポイント等だから、ポイントと何かほかにはあると思ひますけれども、このポイント、1ポイントの金額というんですかね、そのポイントの精算はどんなふうになっているのかというところの内容についてをお聞かせいただきたいと思ひます。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願ひします。

ポイントの還元といいますか、金額のお話ですけれども、ポイントとしましては、行っていただいて30分1ポイントとしまして、1ポイントを100円として還元させていただきます。年間の上限額は5,000円とさせていただきます。平成30年度につきましては29名の方に対して427回、回数としては行っていただいたんですけれども、ポイントとしては6万6,400ポイントなんですけれども、それぞれ上限額があったりするので、最終的にお金としてお支払いさせてもらったのは5万6,800円となっております。

それ以外の生活応援サポーター支援の等というところですが、まず、報償費としまして、この生活応援サポーターに対しまして、事業をしていく上での講習といいますか、先生に来ていただきまして、講習をしております、そのときの講師謝礼と、あと、ボランティア保険というものには加入しなければいけませんので、そちらの方には加入させてもらっている金額の合計額がこの75ページの10万7,760円となっております。よろしくお願ひします。

増田委員長 川村委員。

川村委員 細かくありがとうございます。これから、非常に、このボランティア活動というか、応援

を広げていっていただかないといけないんじゃないかなと思います。1ポイントで30分、介護を受けて、介護の報酬で精算すると、それなりの金額になると思うんですけど、それをボランティアでやっていただくということは、ありがたい支援なんですけれども、これをぜひとも広げていっていただくような方法をとっていただきたいんですけども、この30分1ポイント100円というのは、この今言う地域包括支援ケアシステムの構築、各それぞれ市町村、されていると思うんですけども、各市町村との対比というのは可能ですか。ほかの市町村はこんなことをされているのかというのは、わかるのかわからないのか。もしされているのであれば、その有償対価というのは、どのぐらいなのかというのはわかりますか。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 中井でございます。

先ほどのポイントのお金の還元率なんですけれども、私、ちょっと言い間違ったかもしれませんが、もう一度、言い直しをお願いいたします。30分でスタンプ1個押させてもらいます。1個が100ポイントになりまして、1ポイント1円ということで還元させてもらいますので、お願いいたします。

先ほどの近隣のお話ですけれども、こういうふうなポイントをつけて、ボランティアに還元しているというのは、ここら辺最近もいろいろ近隣の方ともお話を、包括支援センターの方はさせていただいたりするんですけども、こういう方式のところは、なかなかないようでして、やっぱり有償のボランティアとかワンコイン制度をやっておられるところとかは、しかも、それも社協さんの方でされているというところが多いと思います。自治体の方で、直営でやっているところ、近隣ではちょっと聞いていないような気がします。また、確認をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

増田委員長 川村委員。

川村委員 他市との比較ということで、社協に委託されていて、社協の事業として、ワンコインをとかいうふうなことが、ぼちぼち各市町村でもされているような方向でございます。高齢者の年金プラスアルファのボランティアの気持ち、また、それに対して社会貢献という部分では、やっぱりこのポイント制によって、金額還元というのは広まっていくだろうなと私自身も思います。ぜひ、私にもできることがあるという、この高齢者、必ず高齢者の方じゃないですけども、このサポーター、元気な高齢者の方でもいいわけでございますので、こういったことを広げていただくということは、これから研究していただきたいと、前向きな取り組みやということは、1つ評価させていただいて、しっかりとこれから研究をしていただきたいなど、ぜひ、多くの人数の方がこの事業に参加していただけるように、ご努力いただきたいと思います。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 平成30年度の介護保険特別会計の決算に、私は反対というか不認定ということで、討論に参加いたします。

予算に、そもそも、私、反対しておりますので、執行がどうのこうのということではありません。最初に私述べましたように、介護保険というのは大変低所得者の方に対しては厳しい制度になっております。所得がなくても、この介護保険料取られるし、払わなければ、その介護のサービスを受けられないということになっております。私は政治の仕事というのは、本当に恵まれない方に対して、しっかりとセーフティーネットを張って、生存権、基本的人権を守っていくというのが政治の大きな役割だと私は思っておりますので、このような介護保険制度のあり方について、私は認めるわけにいきませんので、そういう観点でこの決算について、反対いたします。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

川村委員。

川村委員 私は、認第3号、平成30年度葛城市介護保険特別会計決算の認定に対しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本年度の決算につきましては、第7期の事業計画の計画値と比較すると、保険給付費におきましては昨年の97.74%に引き続き、97.49%となっております、ほぼ計画どおりの決算となっております。介護給付準備基金につきましては、残高5,495万円ということで、今回そういう形で、平成30年度決算に基づいて7,690万円が積み立てられる予定であり、介護予防対策などは、地域支援事業の取り組みには一定努力されたと評価をするものでございます。平成30年度は第7期事業計画の初年度としまして、計画どおり、計画値を上回ることなく、介護保険事業を運営いただきました。令和元年度には第7期介護保険事業の中間年として、実績値が計画値を大幅に上回ることはないように、介護予防対策と介護保険事業の健全な運営を行う必要があると考えます。今後、高齢者人口がふえて、要介護認定者もふえていくだろうという中で、介護サービスの必要とする方と、そういった方々を支える地域づくりのために、生活支援体制整備事業などの地域包括ケアシステムを推進して、支援などが適切に行える体制づくりに大いに努力していただきたいと思っております。そして、介護給付費準備基金の適切な活用と介護保険財政の円滑な適正な運営を図っていただくことを要望しまして、本決算認定につきましては、賛成とさせていただきます。

以上です。

増田委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本件を認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

増田委員長 起立多数であります。よって、認第3号は認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午後3時24分

再 開 午後3時35分

増田委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、認第8号、平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

巽保健福祉部長。

巽 保健福祉部長 保健福祉部の巽でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、認第8号、平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書245ページをお願いいたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1,488万7,000円、歳出総額、同額の1,488万7,000円でございます。歳入歳出差引額、実質収支ともにゼロ円でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書よりご説明申し上げます。251ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目介護認定審査会一般管理費では、職員1名の給料など909万460円の支出、2項審査会費、1目介護認定審査会費では、審査会委員の報酬など519万6,828円の支出でございます。ページをめくっていただきまして、2目市町村審査会費では59万9,448円の支出でございます。

歳出合計、予算現額1,800万円に対しまして、支出済額1,488万6,736円、不用額311万3,264円でございます。

戻っていただきまして、250ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目介護認定審査会共同設置負担金では657万1,501円の収入、2目市町村審査会共同設置負担金では18万1,498円の収入でございます。

2款繰入金、1項繰入金、1目介護保険特別会計繰入金では771万5,787円の収入、2目一般会計繰入金では41万7,950円の収入でございます。

歳入合計、予算現額1,800万円に対しまして、調定額、収入済額とも1,488万6,736円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 1点だけ確認をいたします。251ページなんですけれども、1目介護認定審査会費の報酬の認定審査会委員報酬なんですけど、5人で1組で専門家の方が認定をされるというふうに聞いておりますけれども、これが予算額に対しまして、不用額が54万円ほど出ております。何回、審査会が行われたのかということと、それから、不用額が出た理由についてお伺いいたします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、審査会費の認定審査会委員報酬につきましては、先ほど教えていただいたように、1回に5人の先生方に来ていただきまして、介護認定の審査会を開催しております。年間を通しての開催回数といたしましては89回となっております。1組5人の先生6班体制で行っていただいております。その中におきましても、5人皆様が出席されるときもあれば、中には欠席される方もいらっしゃいますので、その中でどうしても不用額というのは出てまいりますのと、もしものときのために少し回数は多めに予算を取っておりますので、このような形になっております。よろしくお願いいたします。

増田委員長 吉村始委員。

吉村始委員 よくわかりました。必要なものについてはフルに審査会は開かれたということで理解をいたしました。ありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 251ページの1款1項1目14節使用料及び賃借料で、これも私はずっと一環して、この決算でこれをお聞きしているんですけども、予算に対する支出額と不用額が余りにも極端に違うものについては、ちょっと説明をいただいているわけですけども、この200万円ほど予算を組んで、実質上59万3,000円しか、支出されていなくて141万円ほど不用額になっているわけですけども、これはどういう理由なのかということについて、お伺いしたいと思います。

それから、先ほど吉村委員が質問したところと関連するんですけど、その下の段の1目の1、報酬、これが昨年と比べて、かなり増額になっていると思います。支出がふえているんですけど、介護認定に係る回数が、方々が多くなったというふうに理解したらいいのでしょうか。会合、今、先ほど、5人で89回というふうにおっしゃいましたけど、昨年度から比べて、やはり、高齢化社会ということで、この認定の回数がふえてこういことになっているかと、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 長寿福祉課の中井でございます。よろしくお願いいたします。

まず、介護認定システムの使用料及び賃借料の件なんですけれども、これにつきましては介護認定の支援システムの使用料になっております。これにつきましては、平成31年1月か

ら3月までの3カ月分のみ賃借料になりましたので、その分あと残りが不用額になってしまって、機器交換により支払い方法が変わりましたので、不用額になってしまっております。

あとは、認定審査会につきましては、前年度は73回行っております。平成30年度につきましては89回行っております。審査人数もふえたこともあり、緊急で去年度につきましては、何度か開催させていただきまして、先生方のほうにお世話をかけたところです。よろしくお願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 審査会の方は、それでよくわかりました。先ほどのちょっとシステムの使用料、機器の賃借料ですけど、3カ月しか必要なかったというんですが、残りはどないなつたんでしょうか。残りの9カ月は。ちょっと説明がどうもよくわかりませんでしたので、お願いいたします。

増田委員長 中井課長。

中井長寿福祉課長兼いきいきセンター所長 中井でございます。よろしくお願いいたします。

平成29年度に一旦リースが切れてしまいまして、手続きの関係でその間は保守等ができない状態で利用して、リースが切れた期間があったんですけども、そのまま利用して。確認させてください。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。不明瞭な説明で失礼をいたしました。

委員ご案内のとおり、こういったコンピューター関係の機器の費用につきましては、リース料の本体とそれから保守の2種類の金額がございますが、リースについては、既にリースアップしておりましたので、賃借料発生いたしません。あとは、その保守料なんですけど、これも保守も定額の保守期間が切れましたので、何かあれば対応しようということでスポット保守を行いながら、次の機器を選定をすると、選定に当初よりも少し、選定のタイミングが後ろにずれ込んだ結果、選定後は機器のリース料も必要なわけでございますが、機器のリース料が、選定がちょっと後ろ倒しになった分だけ、余ったと、そういった意味での不用のようでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっと私もよく理解できにくいんですが、どういう商習慣なのか、商慣行なのか、わかりませんが、リースアップしたということは、リースというのは契約して、期限を決めて契約しているわけですから、期限が切れたらそれで終わり。それで再契約して、またリース継続なりしていくというふうに、そういうふうに認識しているんですけども、リースアップということは期限が切れた後、言ってみれば費用を払わずに使用していたかのように聞こえたんですが、保守の方はその分の費用が発生するということだったんでしょうけれども、ちょっとわかりにくいんですけども、そういうものなんでしょうか。もうこれは、私は全然わからないので、一般常識的なところから考えるとどうもよくわからないので、再度できたらご説明お願いします。

増田委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。行きがかり上、続けましてご答弁を申し上げたいと存じます。

パソコン機器のリースにおきましては、リース後、使用を継続する場合には、その所有が借り側に帰属する形の契約の中でやっておりますので、機器自体はそのまま使用し続けられるといったことで、費用の発生なく、機械を使用し続けること自体は問題ございません。ただ、そのときに気をつけなければいけないのが、故障したときにどうするかという意味で、通常リース費用とセットで保守についても契約をしておりますので、その契約期間に何かあれば、その契約の中で、いわゆる定額保障みたいな形で対応してまいるわけですが、そのリース期間が切れてしまった後、使用続ける分につきましては、もし何か故障等がありましたら、その都度、その都度、対応する形で、スポット保守という形で対応しておりました。

一方で、リースの費用が余ったことにつきましては、もともと、もう少し早く年度内の早期に新しい機器に入れかえをして契約を開始しようとしていたわけですが、一方ではL2WANという、こういう行政の中で使うネットワークの、いわゆる閉じた行政内だけのネットワークでの仕様の変更等がどうもあったようでございまして、余り、申しわけありません、詳細について具体的にまでは私ご説明ができるほどの知識が、今、確認できていないわけですが、そのあたりの対応で時間がかかって、結果的に契約が当初よりも後ろ倒しになったと。その結果として、リース料が余ったということでございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

9カ月経過しているわけでありますから、これについては適切なことを、もうちょっときちっと計画的にやっていただきたいなということを申し上げまして、以上としておきます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第8号は認定することに決定いたしました。

次に、認第5号、平成30年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

森井教育部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

ただいま議案となっております、認第5号、平成30年度葛城市学校給食特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

211ページの方をごらんください。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額といたしまして3億4,941万8,000円ございました。また、歳出総額といたしましては3億4,916万5,000円ございまして、歳入歳出差引額25万3,000円となっております。このことから、実質収支額につきましても同額の25万3,000円となっております。

次に、事項別明細書の218ページをごらんください。歳出についてでございます。

1款教育費、1項学校給食費、1目学校給食総務費におきまして、支出済額が1,894万7,454円となっております。この費目では、嘱託員1名、職員1名の人件費が主なものとなっております。それ以外には委託料63万840円、19節負担金補助及び交付金99万2,698円となっております。

次に、2目学校給食管理費では、3億3,021万7,212円となっております。主なものとしまして、需用費2,651万7,394円、委託料1億899万8,456円、原材料費1億9,403万3,080円となっております。

歳出合計といたしまして、支出済額が3億4,916万4,666円、不用額としまして1,165万6,334円となっております。

次に、216ページをごらんください。歳入についてでございます。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目教育費負担金では1億7,694万7,305円となっております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目教育使用料では3万1,500円となっております。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では1億7,216万円となっております。

次に、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金では22万9,327円となっております。

次に、5款諸収入、1項雑入、1目雑入では4万9,380円となっております。

歳入合計といたしまして、調定額3億5,276万3,869円、収入済額3億4,941万7,512円、収入未済額といたしましては334万6,357円となっております。

次に、220ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

平成30年中の増減はございません。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 給食費の未納のことについて、3つほど伺います。今回、監査委員のご意見としまして、滞納繰越分について年々増加傾向であるという指摘があり、早急に徴収方法の抜本的改革に取り組んでほしいと。なぜならば、やっぱり公平性の確保だというふうなご意見がござ

いました。

まず、1つ目なんですけども、平成30年度の未納金額の金額はいくらでしょうか。それから、2つ目に、累積で今どれだけになっていますでしょうか。それから、3点目なんですけど、過去の一般質問でも、ほかの議員も聞かれておりましたが、回収の体制について、監査委員も徴収方法の抜本的改革というふうな言葉がありましたけれども、そのとき、学校でのみ対応されてきたのを、給食センターも協力して徴収するというふうにおっしゃったというふうにご記憶しておるんですが、その確認も兼ねて、どのように対応されるようになっているかどうか、それをまず確認をさせてください。

増田委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。よろしくお願ひします。

ただいまのご質問につきましてですが、まず、未納についてということですが、平成30年度の給食負担金につきまして収納率等、申し上げます。平成30年度の現年分につきましては、調定額1億7,702万6,420円に対しまして、収納額が1億7,652万3,320円、収納率といたしましては99.72%となっております。こちらの方の未納額につきましては50万3,100円でございます。過年度分、滞納繰越分につきましては、調定額326万7,242円に対しまして、こちらの方での収入が42万3,985円となっております。こちらにつきましては、現年分の未納額が50万3,100円に対しまして、滞納分の収入が42万3,985円ということで、若干足りずに未納金の方が少し増加している形となっております。

こちらの方の回収の体制につきましては、以前から、それぞれ学校の先生方によりまして、収入事務の方を実施いただいております。未納額が委員ご指摘のとおり年々増加している現状があります。これにつきまして、徴収の体制につきまして、前任から強化の方法をいろいろ探っておるわけなんですけども、こちらにつきましては、学校給食の方の会議で主任者会議というのがありまして、学校の代表の先生、校長会の代表の先生とか、給食担当の主任先生が集まる会議なんですけども、そちらの方に集まる機会がありまして、こちらの方から徴収についての何らか、先生と相談して徴収の体制を整えていきたいというふうなことを提案はしておるんですけども、具体的な、まず考えられる方法としましては、学校だけで任せずに給食センターの方にもご相談いただいて、何らかの徴収、滞納整理といえますか、その辺のご協力をさせていただきますというふうなところと、あと、もうちょっと回収の方法を精査しまして、徴収がうまくできている学校の体制も伺った上で、給食代金の方の未納について、苦勞されている学校の方ともお話の方をさせていただきたいと思ひます。でも、やはり、未納の方を抱えておられる学校についても、結構保護者さんと密にお話合いとかされておりまして、やっぱりそれなりの方法をとっておられますので、それ以上、踏み込んだ形で、また、それぞれ学校の事情もございましょうと思ひますので、相談しまして、徴収の強化に努めていきたいと思ひます。

それとあと、過去の分についても体制の方、考えていきたいと思ひます。

以上でございます。

増田委員長 吉村委員。

吉村始委員 今お話をお伺いをしまして、まずは、うまく行っている学校とうまくいっていない学校があり、その方法を精査するというので、回収のスキルといいますか、それを共有しようというふうに、そういう工夫をされているのかなというのが1つと、もう一つは、今、現時点では、困っておられる先生は個別に給食センターの方に相談に来られた場合に、対応されているというふうに理解してよいのかというのを、もう一度確認させてください。

それから、もう一つは、卒業とか、あるいは転出で回収不能になっている例もあろうかと思うんですが、その金額というのはわかりますでしょうか。また、それに対して、どのように対応しようというふうにお考えになっていますでしょうか。

増田委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 ただいま回収の方が困難となっております分につきましては、まだ正確な分については把握しておりませんので、これから困難な分と徴収可能な分と、学校とも相談いたしまして、精査していきたいと思えます。

未納額の合計ですね。平成30年度現年度の分と滞納繰越分、合わせましての令和元年度の方に繰り越した分につきましては、未納額の合計は334万6,357円となっております。よろしくお願ひします。

増田委員長 よろしいか。わかれへんて言うたんな。卒業とかは、よう追うていないということやな。吉村委員。

吉村始委員 わかりました。これにつきましては、引き続き、もうご努力をお願いするというほかないとは思いますが、やはり公平性の確保、こういう観点からしてもいろいろとまた工夫の方もよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

増田委員長 確認しますけども、卒業しても請求はしているということでもいいんですか。そういう認識で。

油谷学校給食センター所長 そのようにさせていただいています。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 よろしくお願ひいたします。僕、記憶がちょっと曖昧なんですけど、前の予算か何かで、小学校、中学校の生徒、電気代のこと、僕、多分質問したと思えますけども、小学校、中学校の生徒はふえていくというふうにご答弁いただいたと記憶して、表ももらったような気がするんですけど、この報告書の中、見る限り、中学校は60人ぐらい減っているのかな。小学校は30人ふえていて、幼稚園はちょっと減っているみたい。これは、中学校は私立に行ったりするとかいう原因なんか、ちょっとその辺、教えていただきたい。前はふえるとおっしゃっていたような気したんで。

あと、もう1個、216ページ、歳入の2款使用料、1目1節行政財産使用料3万1,500円になっているんですが、昨年、多分6万何ぼになっていたと思う。何で、こんな下がったんか、この2点教えていただきたいです。

増田委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 学校給食センターの油谷です。ただいまの質問の中に、まず、行政財産使用料につきましては、こちらの方は、自動販売機の設置に伴います使用料でございまして、こちらの方、平成30年度の予算上では2台みていたんですけども、こちらの方の使用頻度が低いのであろうかと思われまして、こちらの方、1台分の方に減っております。今現在は自動販売機の設置はございませんので、また、今年度については、なしになっていく方向になります。

それと、もう一つの、生徒数の増減についてなんですけども、こちらの方の中学生の予想につきましては、1年生の入学予定とか、その辺を見込んでおりますが、やはり、予算のときと入学者の数が、おっしゃっているような私立に通われる子どもさんもあろうかと思えますし、転入転出の部分もあろうかと思えますので、こちらの方につきましては、そのような答弁でよろしくお願ひいたします。

増田委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。自動販売機の方は納得しました。これ、来年はゼロになるということですね。あと、学校の生徒数に関して、ちょっとだけ、私学行ったり引っ越したりというのはわかるんですけど、ある程度、人数の把握というか、こうやから、こうというふうに、次からはお願いしたいです。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

内野副委員長。

内野副委員長 1つだけ、ページ数219ページ、2目13節委託料、食物性残渣廃棄物処理委託料というところに、これ給食の残渣やと思うんですけども、過去も含めてなのかな。平成29年度は1月時点で20トンほどあったと思うんですけども、平成28年度が27トンということで、平成30年度の残渣量、教えていただけたらなと思います。これ、食べ残しだけなんか、どうかなんかというところも。

増田委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 こちらの方に上がっております食物残渣につきましては、調理段階で出てくる調理残渣、それと学校の方から戻ってくる給食残渣の合計でございまして、こちらの処理量につきましては、水分を切った状態で計量しております。こちらにつきましては、平成29年度の最終が23.97トンで、平成30年度は20.45トンとなっております。こちらの方は3.52トン減少しておる状態であります。

以上でよろしいでしょうか。

増田委員長 内野副委員長。

内野副委員長 ありがとうございます。本当に、食品ロスに努めていただいているのが感じさせていただけました。今後ともどうかよろしくお願ひいたします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 最初、単純な質問なんですけれども、219ページ、2目学校給食管理費の中の13節委託料

のところに、学校給食センター調理配送等業務委託料というのがあるんですが、これ昨年度、1目学校給食総務費の委託料の方に、この費目が入っていたんです。これちょっと、どういう基準でこの費目が1目と2目の方に移っているのか、どういうことなのかというのがちょっと、単純なことなんですけれども、性格上の問題ですので、ちょっとよろしくお願ひします。これが1つです。

2つ目ですけれども、同じく219ページの2目16節原材料費のことですけれども、給食材料費が計上されております。この内訳、例えば、主食、副食、それから、あと地産地消の観点から地元の食材料利用率等、いわゆる地産地消率と言うんですか、それがわかればお願ひします。

増田委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 給食センターの油谷です。よろしくお願ひします。

まず、最初のご質問の調理配送委託料の費目が学校給食管理費の方に移ったことについてですが、こちらの方、事業の方の性格を考えて、予算費目をこの学校給食管理費の方に移されたものと思われます。

それとあと、原材料費についてなんですけども、こちらの方、支払先についてなんですけども、まず、主食の御飯についての金額が4,210万1,194円となっております。あと、パンの分につきましては、パンの加工賃としては243万5,159円、それと、小麦粉、パンの原料となる小麦粉等は学校給食会から購入しておるのですが、こちらが支払元なんで、奈良県産の食材の方も一部入っております。これが全て小麦粉代ではないんですが756万3,510円が学校給食会への支払いとなっております。そのほか、大きいものにつきましては、牛乳代につきましては3,748万2,520円となっております。

次に、地産地消にかかわる分でございますが、平成30年度の野菜類の使用料は6万5,589.9キログラムで、そのうち葛城市産を除く県内産は4,751.7キログラムで地産地消率が7.24%です。それとあと葛城市産は2,008.9キログラムでこちらのパーセンテージは3.06%です。野菜の方の使用率につきましては10.3%となっております。それとあと、米につきましては4万7,322.3キログラムと、平成30年度につきましては全部県内産でございます。今年の1月以降は葛城市産を使用しております。1月以降につきましては1万1,863.2キログラムをお米として使用しております。それと、米と野菜類を合計した、県内産の地産地消率は47.90%となっております。野菜類につきましては、このあたりで栽培されている葉ねぎであるとか、タマネギ、ジャガイモ、キュウリ、キャベツなどは、できるだけ地元産を使用するようにしております。

以上でございます。ありがとうございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。細かくなると、またあれですので、今回は置いておきますけども、消費税のことについて、ちょっとお聞きします。

増田委員長 別の質問ですか。

谷原委員 そうか。2回目であれか。じゃあ、別の。

増田委員長 これ、終わりですか。さっきのは。さっきの続きでないですか。

谷原委員 さっきの地産地消のことについては終わって、別のことなんで、地産地消のことだけ一言言ってもう座ります。また、ほかの方に譲ります。

地産地消の件でありますけれども、野菜の方の副食費の方は先ほどあった、米、パン、牛乳、小麦以外の金額がいわゆる副食野菜というふうにかけていいんでしょうか。そこをちょっとお願いします。副食の方、どうやったかってことを聞いたかったんで。

増田委員長 油谷所長。

油谷学校給食センター所長 先ほど申しました分につきましては、主食の分でございます、それ以外、主食以外につきましては牛乳と、あと、ほかの部分につきましては、副食費というふうな形になります。

増田委員長 主食は何ですか。パンと米ですか。

油谷学校給食センター所長 はい。

谷原委員 ありがとうございます。副食費となれば野菜以外にもいろいろ練り製品とかあろうかと思えますので、先ほどの金額以外が副食に充てられるということで理解しておきます。この点については、地産地消率の件なんですけども、県内産あるいは地元産ということでもありますけれども、この納入業者も含めて、やっぱり体制をつくって、ぜひ葛城市産の野菜も、お米の方は1月から全量、葛城市産ということで、これは増田委員長の方も度々この問題取り上げられてこられましたけれども、米については地元産になったので、今度は野菜の方です。これは集荷の方が非常に大変になろうかと思うんですけれども、いろいろ工夫していただきまして、今後とも高めていただきますよう、よろしくをお願いします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 消費税の関係でお聞きいたします。この給食材料費につきましては、食料品ですから、いわゆる消費税は8%で上がらないにしても、この食材費に係るさまざまな材料費とか、配送費とか、そういうことについては、当然10%の消費税が乗ってくるわけありますから、今後この給食材料費については、お子さんが月々、保護者の方が払っておられる給食費、これについて、消費税は上乗せするというふうな条例も出ておりませんし、これについては上乗せをせず、消費税を取らずに、そのまま給食費でいくということであれば、これは一般会計から若干、多分今年度と比べたら、この10月以降については、消費税分で多分食材費の方も必要量買おうとすれば上がってくるかなと思うんですけれども、それについては一般会計から補てんしていくという考え方なんでしょうか。そのことについて、ちょっとお伺いいたします。

増田委員長 森井部長。

森井教育部長 教育部長の森井でございます。

ただいまの消費税の関係、先日、一般質問のときにも出てきていたんですけれども、給食費の値上げについて、今年、運営委員会の方でも議論していただきました。当然、この10月以降、直接材料費には消費税は8%のままで入ってきますが、それ生産するために、一定額

値上がりが予測できます。かといって、すぐにそれに合わせて、給食費を消費税、上がっていないのに上げるというのはやはり一般市民の方々からのご理解も得られないということで、まず、それを抑えるためにはどうすればいいのかということも検討するようというお話がありました。そこから出てきたのが、先日お話をさせていただいた、楽しくおいしい給食を目指そう。そのためには、おいしい部分をどないか、ほかに、材料だけにこだわらずに、味つけとか、調理でできないのかというご意見もいただいております。

そこから、今回、補正予算でも上程させていただいた専門家の方のご意見もひらいながら、できるだけ給食費を上げないで、材料費も多分上昇圧力は入ってくるやろうけど、まずはそこからさせていただいて、それでもどうしてもだめな場合は、やはり一般会計の繰入の部分にもお願いしないといけない場合も出てきます。ただし、これにつきましても、ただ無制限に一般会計繰入というわけにはいかないということも、そういったところで、お話をさせていただいてまして、今現在、繰入額全体の大体8%前後で収まるように、私どもも繰り入れさせていただいているという自覚をしております。この8%のもとというのは、従来からの8%の消費税分を一般会計から繰り入れていただいているということで、それを超えるようなことであれば、給食費の値上げを考えていくということについても、そういった議論をさせていただいているところでございます。

ただ、今回につきましては、消費税の8%のままでございますので、給食費については8%のままということから、そのままの額で当面行かせていただいて、それをどないか維持できるように、努力をさせていただいた上で、次の時点として、給食費の金額についても検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 これは意見になりますけれども、実際には副食費、特に野菜と練り物もそうですが、上がると思います。で、葛城市の給食費は近隣の市町村と比べても低く抑えていると。私も知り合いの小学校の先生とか、この地域を回られますよね。葛城市以外にも大和高田市で勤めたりとか、いろんなところで勤めておられる方に聞いたんですが、葛城市の給食おいしいですと、おいしいですけど、やっぱり給食費低い分、やっぱり他市町村の給食と比べるとちょっと見劣りするの仕方ないですねという意見をお伺いしています。それはそういうものだと思います。これは値段相応ということで、副食費にかける値段によって、そういうことになるわけですから、その見劣りする副食が、更に見劣りするようなことになると、これはやっぱり子どもの成長期を考える上で好ましくないと思いますので、特に10月以降年度末まで、その分では同じ給食費で行くということであれば、若干、副食費、食材費の中で、要は値上がりしていく部分、どう吸収するかということにつきましては、配慮いただけたらと思います。

増田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第5号は認定することに決定いたしました。

次に、認第6号、平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

松本都市整備部長。

松本都市整備部長 都市整備部の松本でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま議案となっております認第6号、平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の223ページをお開きください。実質収支に関する調書により説明させていただきます。

歳入総額104万3,241円、歳出総額103万3,656円、歳入歳出差引額9,585円、実質収支額9,585円となっております。

続きまして、事項別明細書につきまして、歳出より説明申し上げます。229ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費でございます。10万9,656円の支出でございます。

続きまして、2款1項1目一般会計繰出金でございます。92万4,000円の支出でございます。

歳出合計、予算現額104万円に対しまして、支出総額103万3,656円、不用額6,344円でございます。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。1ページ前に戻ってください。

1款1項1目雑入でございます。104万2,085円の収入でございます。

続きまして、2款1項1目繰越金でございます。1,156円の収入でございます。

歳入合計、予算現額104万円に対しまして、収入済額104万3,241円、収入未済額553万259円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第6号は認定することに決定いたしました。

次に、認第4号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部の西口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま議題としていただきました、認第4号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明申し上げます。

まず、実質収支に関する調書からご説明申し上げますので、197ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございますが、1、歳入総額は15億5,683万4,000円、2、歳出総額は15億5,672万7,000円となっております。3、歳入歳出差引額は10万7,000円で、5の実質収支額も同額の10万7,000円でございます。

次に、事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、204ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費合わせまして2,047万6,967円で、一般職2名分の人件費でございます。

以下、主なものとして、11節需用費におきまして274万3,312円で、マンホールポンプ等の光熱費の支出でございます。13節委託料では3,797万820円で、使用料徴収委託料等の支出となっております。次に、205ページに移りまして、15節工事請負費では601万8,300円で、マンホールポンプ場の修繕工事、マンホールポンプ監視制御システム更新工事等の支出でございます。19節負担金補助及び交付金では2億4,445万693円で、主な支出といたしましては、流域下水道維持管理負担金等の支出でございます。27節公課費では消費税として2,130万円を支出いたしております。

続きまして、2款1項公共下水道事業費でございます。1目下水道建設費では、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、合わせまして3,080万927円で、一般職5名分の人件費となっております。206ページに移りまして、13節委託料では1,983万8,520円で、測量設計等委託料の支出でございます。15節工事請負費では1億2,179万5,920円で、下水道管渠布設工事、取付管及び弁設置工事等の支出となっております。2目流域下水道事業費、19節負担金補助及び交付金では1,020万6,352円の流域下水道建設負担金等の支出でございます。

続きまして、3款1項公債費でございますが、1目元金では、23節償還金利子及び割引料で8億2,878万6,583円の支出、207ページにわたりまして、2目利子では、償還金利子及び割引料で2億468万1,946円の支出となっております。

以上、歳出合計で15億5,672万7,029円の支出となっております。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、202ページにお戻りください。

1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料では3億7,681万6,450円、2項手数料、1目下水道手数料では43万5,000円の収入済額でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目公共下水道事業費国庫補助金では1,600万円の収入済額でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金といたしまして7億1,400万円の収入済額でございます。

次に、203ページにわたりまして、4款1項1目繰越金として55万7,016円、5款諸収入、1項1目雑入として1,152万5,378円を収入いたしております。

6款1項市債、1目下水道債でございますが、1節公共下水道事業債といたしまして4億2,740万円、2節流域下水道事業債では1,010万円の収入済額となっております。

以上、歳入合計15億5,683万3,844円でございます。

以上、簡単な説明となりましたが、平成30年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 下水道の件で、幾つかお聞きしたいんですけれども、私、これ見ていまして、収支の大きなところへ行きますと、収入が、使用料があると、それから、あと一般会計からの繰入があると、支出については、工事等あるんですけれども、公債費、つまり、過去の今も市債で行っておられますけど、借金を返すために、多額の一般会計から、そういう形で支出されているのかなというふうに思うんですが、下水道事業の見通し、これがどういう形になるのかというのを、ざくっとした話で申しわけないんですけど、お聞かせ願えたらと思うんです。

この施策の成果に関する報告書の方にも出ておりますけれども、83ページのところに普及率が98.96%、整備率が91.01%で、水洗化率は91.97%、これは水洗化するかどうかは、各ご家庭の環境もあろうかと思うんですけど、要は下水管を敷設していくという事業については、ほぼ終わりの方に近づいているのかなという気もするので、この見通し、葛城市の下水道事業の見通し、それから、あと公債費、かなり多額の公債費を返していかなければいけないと。また、これが今年度経常収支比率の中に、下水道事業に対する繰入金が経常収支比率の計算として、新たに算入されることで、葛城市経常収支比率が上がったということがありますので、公債費がかなりあって、使用料が少ない中で、一般会計から繰り入れていかなければいけないということになりますので、ここら辺の事業見通しが、今どういうところ辺に来ているのかということをお聞かせ願いたいんです。ちょっと漠然とした話になっ

て申しわけないですけども。

増田委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、下水道事業の整備につきましては、ほぼ一定程度の整備を終えまして、今後は未普及地対策に入っておりますが、事業費としても縮小していくことと考えております。それと、公債費につきましては、今、平成30年度決算におきまして、元金利息償還を合計いたしますと、10億3,346万9,000円程度、支出しております。この元金と利息の合計した支出というのが、今ピークと考えておりまして、令和元年度以降、これは縮小傾向に向いていきます。試算によりますと、現在10億数千円あるものが、令和10年には7億円を切る見込みを持っております。それに伴いまして、繰入金の方も減少していくと見込んでおります。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。見通しがわかれば、一般会計の方のことについて考える上で、参考になりますので、どうもありがとうございます。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 まず、下水道建設費の中で、流用してあるわけやけども、補正が12月、3月に補正して、流用、いつしたのかということを知りたいのと、それから、下水道の改造助成金、毎年50万円組んでいるわけやけど、平成30年度、件数、どのぐらいの件数やったんか、決算に出ているんで、わかりません。

それから、歳入、あちこち飛んで悪いです。歳入の雑入で消費税の還付金、なかなか、わかりにくいとは思いますが、補正する時期までに金額が決まらなかったのかということをお聞きをしたいと思います。それから、いつも言うてますように、大口の需要家、ほとんど下水道に接続されているのか、いやいや、まだだいぶ残ってまんねんというのか、その辺の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

増田委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。まず、流用につきましてでございます。下水道建設費の需用費のうち、修繕料が不足いたしましたことから、まず7月31日に9万9,000円を流用いたしております。これは、現在、所有しております自動車の車検修繕にともなう費用が不足となったため、備品購入費から流用させていただいたものでございます。

同じく9月25日にも備品購入費から修繕料に1,000円の流用をさせていただいております。こちらは、公用車に係りますパンク修繕料に当たるための流用でございます。流用につきましては、以上でございます。

次に、改造助成金、平成30年度の実績はございませんでした。

それと、雑入の消費税還付金でございます。平成30年度におきまして、平成26年、平成27年、平成28年分の修正あるいは更正申告をさせていただきました結果、582万2,400円の還付

を受けることとなりまして、それを歳入いたしております。補正予算にはあげさせていただいておりました。

続きまして、大口需要者の整備状況でございますが、現在、数件の大口需要者におきまして、まだ下水道の方につないでいただいております事業者は幾つかございます。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 流用について、7月30日、9月25日とぽつと言うてくれてはるわけやけど、この修繕費とかそんなんで、こんなけ流用せんなんてことになって、6月の時点でわかってあるはずやと思うわけやけども、できるだけ補正をすべきところはするということやないと、1,000円流用しましたとか、簡単に言うてもらたら困るんで、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

ほんで、私、雑入、勘違いしとって、えらい済みませんでした。補正してあるということで、申しわけございません。

それと、改造助成金がないということやけど、ずっと今まで、毎年50万円組んでいるわけやけど、ないということは、申し込みがないからない。それと、下水道課として、例えば一般の人でもチラシ配っていろいろやってはると思うけども、なかなか一般の人にまだ5万円あるということがもう認識されていないんと違うんかな。マンネリみたいになってしまって、そやから、新しくつないでも、もらわれへんと思っはるん違うんかなと私は思いますねん。そうしないと、全然、平成30年度で新しい下水道に加入した件数は聞いていなかったけども、どのぐらい加入しているのか。例えば、新しくしたときに5万円もらえませとて言うてあげたら、5万円でももらえるわけやん。それは、やっぱり改造助成金の中で支出していくということになれば、それも1つの刺激というんか、つないだら助成金もらえますよと、1つの宣伝になるんではないかなというふうに思うんで、その辺をもうちょっと答えていただきたいと思います。

それと、大口の需用家、数件あるということやから、本当にどこと、どこと、どこという形できちとつかんで、台帳にでも載せてあるのか。載せてあつたら、年に何回かでも事情はわかりながらでも、大口というのは、かなりの個人の件数からいったら、いわゆる10件分ぐらいは楽に出てくるわけやから、かなりの収入になってくる。そやから、特に、大口をお願ひしに回るとか、何とか努力しないと、もう今ちょっと余計なこと言うたらあかんけど、起債の関係、説明されて、今、大体10億円ぐらい、令和何年か、7億円ぐらいに下がるんやということになっているけど、かなりの起債があるし、だいぶ返してきたということは、借りるお金が少のうなってきたから、償還も楽になってきていると思うわけやけども、やっぱり、今から見ていって、収入と、いわゆる歳入の使用料、それが県に収める流域下水道負担金、この差額でも1億3,000万円ぐらいしか利益として上がってこない。これでは、毎年10億円も返していって、原資があるはずがないというふうなことになるんで、その辺も含めて、努力をしていただきたいと思うんで、その辺をもう一度回答していただきたいというふうに思います。

増田委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。

ただいま、まず、ご質問いただいた中で、改造助成金の方について、若干ご説明させていただきます。改造助成金につきましては、以前よりは、供用開始後3年以内に接続された方につきましては5万円支給いたしますという形でやっておりましたが、平成27年度から平成29年度におきましての3年間につきましては、その期限を廃止いたしまして、接続された方全てに5万円の支給を行ってまいりました。その期限を廃止し、適用範囲を拡大いたしました制度が平成29年度末をもって終了いたしまして、平成30年度からは元の形であります共用開始3年以内の方についてのみの助成金の支給となりました。その平成27年度から平成29年度までにおきましての3年間には277戸に対して、助成金を支給いたしましたが、そのあたりといいますか、平成30年度には助成対象となる物件がなかったということで、ゼロ戸ゼロ円となっております次第でございます。

それと、大口需要家に対しましての啓発活動でございます。こちらにつきましては、今後とも継続して、粘り強く個別訪問を実施等によりまして、粘り強く啓発活動を続けさせていただきたいと思っております。ともに、より効果的な方法方策を研究、検討してまいりたいと存じます。

あとは、収入に対しましてですが、収入と支出の関係といいますか、実際、下水道使用料といたしまして、徴収しておりますのが、現在3億7,000万円強というところでございまして、あとは、国庫からの補助、あるいは繰入金に頼らざるを得ないという収支構造になってはございます。ただ、先ほども申しましたが、現在、約8億円の元金償還をいたしまして、4億円ほどの借入を行っているところから、ここ数年は4億円ずつ、元金残高は減っていくと見込んでおります。そして、あとは、令和2年度より下水道事業会計の方が公営企業会計を適用いたしまして、現在の水道課と同じ体系になってまいります。そうなりますと、現在の経営状況、下水道事業における経営状況の厳しさ等も見えてまいることとなりますことから、その辺についても市民にアピール、アピールというのはちょっと違いますけども、わかっているだけきっかけとなるのではないかと考えております。その辺から、下水道事業の効率化を図りますとともに、今後近い将来におきましては、下水道料金の背景の検討もいたす必要があるかと考えております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 3回目の答弁もらわれへんけども、この助成金、俺も今あれっと思ったけど、予算書に、当初予算に50万円載っているわけやん。平成30年度から廃止になったと言っているやろ。それ、整合性はどうなるの。当初予算に載せといて、廃止になりましたと言われたら、俺、あれっと思うから。とは違うの。この50万円のやつは。前から、言うてるやん。3年間のやつは合併前から払いますって来たけど、途中でやめて。まあ言うたら加入率ふやさなあかんさかい言うて、前政権のときに、それも復活しますって言ったわけやろ。ほんで、毎年、聞いているわけやんか。どれぐらいあんねんと聞いてんねんけども、今は、平成29年度終わりましたということ言うてはるわけやん。これ見てたら、平成30年の当初に50万円に予算上がって

るやんか。それはまた中身が違うということ。答弁でけへんよって、あれやけども、私が勘違いしてんねんやったら、勘違いしてるでいいと思うけど。

それと、歳入歳出のバランスのことも言われたし、今、公営企業会計になるという話も言うてはるけども、これはもう前から、5年も前から話はしとるわけやから、来年から何やったらきちっとその辺も踏まえて、予算組みをしてもらいたい。そういうことだけを言うときます。

増田委員長 井邑課長。

井邑下水道課長 下水道課、井邑でございます。

ただいまの助成金につきまして、再度ご説明申し上げます。平成30年度におきまして、10件分50万円を計上いたしております。それは共用開始後3年以内の戸数、木戸地区、あるいは疋田地区におきまして10件程度でございますので、それが全て、その期限内につながれたという前提におきまして、10件分50万円を計上させていただきましたが、結果的に平成30年度における申し込みがなかったということでございます。

以上でございます。

増田委員長 よろしいか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第4号は認定することに決定いたしました。

最後に、認第10号、平成30年度葛城市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

本件につき、提案者の内容説明を求めます。

西口上下水道部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口でございます。よろしくお願いたします。

ただいま上程いただきました認第10号、平成30年度葛城市水道事業会計決算についてご説明申し上げます。16ページをお開きください。水道事業報告書でございます。

まず、総括事業の営業でございますが、平成30年度末の給水戸数は前年度より158戸増の1万4,347戸でございます。給水人口につきましても9人増の3万7,312人となっております。

近年、節水意識が浸透し、また、一部大口需要者の使用量の減少もありましたが、年間有収水量で11万3,000立方メートルの増加となりました。また、1日平均配水量につきましては1万2,342立方メートルで、ピーク時には1日最大1万4,026立方メートルの配水量となっております。

次に、17ページの建設改良費でございます。平成30年度は新庄浄水場ろ過機系改修工事ほか、各浄水場での設備改修、更新工事等を実施し、前年度に引き続き老朽化に伴う配水管布設替工事を実施いたしました。

次に、経理に関してですが、平成30年度も地方公営企業の独立採算制に沿った経営の合理化に努め、損益収支につきましては水道事業収益7億5,686万3,698円に対し、水道事業費用6億2,113万6,987円で、当該年度の純利益としては1億3,572万6,711円となっております。また、資本的収支につきましては、収入額5,239万3,820円に対しまして、支出額は6億8,382万5,814円となります。資本的収支の不足額6億3,143万1,994円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,017万1,734円、並びに、過年度損益勘定留保資金5億1,716万2,690円で補てんいたしております。

次に、水道事業の損益計算書につきましてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

平成30年度葛城市水道事業会計損益計算書でございます。

まず、1、営業収益でございますが、給水収益、受託工事収益、その他営業収益等合わせまして6億2,276万8,969円でございます。また、2、営業費用につきましては、(1)原水浄水費から(7)その他営業費用を合わせまして6億888万9,982円の支出で、営業収益から営業費用を差し引きいたしまして1,387万8,987円の営業利益となっております。

次に、5ページの3、営業外収益でございます。受取利息及び配当金、長期前受金戻入、雑収益合わせまして1億3,409万4,729円でございます。また、4、営業外費用につきましては、企業債の支払利息及び企業債取扱諸費、並びに、雑支出を合わせまして1,224万7,005円の支出でございます。営業外収益から営業外費用を差し引きしますと1億2,184万7,724円となり、結果、営業利益といたしまして1億3,572万6,711円となっております。

当年度純利益1億3,572万6,711円、前年度繰越利益剰余金16億6,963万4,641円、合わせまして18億536万1,352円の当年度未処分利益剰余金となっております。

引き続きまして、収益費用明細及び資本的収支の明細につきましてご説明申し上げますので、23ページをお開き願います。

23ページ、収益費用明細書でございます。まず、収入でございますが、1款水道事業収益といたしまして、収入額が7億5,686万3,698円でございます。1項営業収益として6億2,276万8,969円、内訳といたしまして、1目給水収益では5億5,209万7,291円の水道使用料収入で、供給単価は128円68銭でございます。2目受託工事収益では260万6,000円、3目その他営業収益は6,806万5,678円の収益となっております。また、2項の営業外収益は1億3,409万4,729円で、1目受取利息配当金として252万5,116円、2目他会計補助金として247万3,200円、3目長期前受金戻入として1億2,601万8,394円、4目雑収益として307万8,019

円でございます。

続きまして、24ページからの支出の部でございます。

1 款水道事業費用として、支出額が 6 億2,113万6,987円で、給水原価は113円25銭でございます。1 項営業費用として支出額が 6 億888万9,982円で、その内訳といたしまして、1 目原水浄水費で 2 億5,936万9,208円でございます。その主な支出といたしまして、職員 2 名分の人件費で、給料手当賞与引当金繰入額、法定福利費で計1,424万3,973円でございます。次に、5 節嘱託職員 1 名分の報酬として223万800円、18節委託料として3,505万4,411円、次に、25ページに移りまして、20節原水取水施設用地賃借料として642万8,000円、25節原水取水ポンプ等動力費として2,338万1,251円、26節は薬品購入費としまして849万9,952円、31節負担金は409万2,020円、34節県水及び原水受水費として 1 億6,255万7,727円など、それぞれ支出しております。

次に、2 目配水及び給水費は3,506万7,258円の支出でございますが、これにつきましても主なものとしましては、職員 2 名の人件費として、給料、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費で1,299万8,373円、以下、26ページの18節委託料で459万円、21節配水管等の修繕費として1,158万6,000円等となっております。

次に、受託工事費でございます。支出額が895万7,412円で、職員 1 名分の人件費として、給料手当賞与引当金繰入額、法定福利費で計636万832円となっており、35節の工事請負費で254万9,000円の支出を行っております。

4 目の総係費は8,070万1,962円で、職員 4 名分の人件費として、給料手当賞与引当金繰入額、法定福利費で計3,231万2,379円となり、以下、主なものとしましては、27ページの 5 節報酬では247万8,268円、14節光熱水費で544万7,020円、18節委託料で2,884万4,984円でございます。

次に、28ページの 5 目減価償却費でございます。1 節有形固定資産減価償却費が 2 億1,768万8,860円でございます。建物等個々の減価償却費につきましては備考欄に記載のとおりでございます。また、31ページに固定資産明細書を記載しております。

6 目の資産減耗費では685万1,582円、7 目その他営業費用では25万3,700円を支出しております。

次に、2 項の営業外費用でございます。1 目支払利息企業債取扱諸費として1,221万6,840円を、また、2 目雑支出の 3 万165円を合わせて営業外費用として1,224万7,005円を支出いたしております。

次に、29ページの資本的支出明細書につきましてご説明申し上げます。

まず、1 款資本的収入でございます。4 項負担金その他諸収入では、舗装工事の共同施工に伴う工事負担金221万6,500円を、また、6 項投資返還金として5,000万円の収入をしております。

ページをめくっていただいて、30ページの資本的支出でございます。1 款資本的支出では支出額が 6 億6,347万6,760円でございます。その内訳といたしまして、1 項建設改良費の 1 目浄水設備費で9,547万円、2 目配水設備費では 1 億5,241万5,400円となっております。4

目固定資産購入費では732万7,004円、5目リース債務支払額は18万220円の支出となっております。なお、主な建設工事の内容につきましては、19ページに記載させていただいております。

また、2項1目企業債償還金では7,456万4,136円を償還いたしました。なお、企業債明細書につきましては32ページに記載させていただいております。

3項投資、1目長期貸付金として3億3,352万円の貸付を行っております。

最後に、貸借対照表の説明をさせていただきますので、6ページにお戻りください。

まず、資産の部といたしまして、1、固定資産の(1)有形固定資産につきましては(イ)土地から(チ)建設仮勘定までの合計52億3,250万3,228円でございます。7ページの(2)投資その他資産につきましては2億8,352万円で、固定資産合計として55億1,602万3,228円となっております。(2)流動資産につきましては(1)現金から(7)その他流動資産までの流動資産合計が18億9,464万3,181円で、固定資産と流動資産を合わせました資産合計は74億1,066万6,409円でございます。

次に、負債の部でございます。3、固定負債につきましては(1)企業債の分として2億7,731万9,893円でございます。

次の8ページ、流動負債につきましては(1)一時借入金から(7)引当金の合計2億1,407万6,261円でございます。5、繰延収益につきましては26億3,398万2,219円で、負債合計は31億2,537万8,373円でございます。

次に、資本の部でございます。6、資本金につきましては(イ)自己資本金と(ロ)組入資本金を合計しまして8億7,773万995円でございます。次に、9ページの7、剰余金につきまして、(2)利益剰余金の(イ)減債積立金から(ニ)の当年度未処分利益剰余金を合わせました34億755万7,041円で、6の資本金と合わせた資本合計は42億8,528万8,036円で、負債資本合計は74億1,066万6,409円でございます。なお、この額は7ページの資産合計と合致しております。

以上、簡単ではございますが、平成30年度葛城市水道事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしく審議賜りますようお願い申し上げます。

増田委員長 ただいま説明願いました本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 最初にちょっと表の見方でわからないところがあるので、そのことについてお伺いいたします。31ページのところでありますけども、固定資産明細書のところです。そこに、表の上のところに資産の種類とあって、右の方に年度当初現在高、当年度増加額、それから、当年度減少額とあるんですけど、これは減価償却の類型額のところにも、そういうふうに反映しているところだろうと思うんですが、この当年度増加額有形固定資産の明細の当年度増加額と減少額の方、増加額の方は固定資産を購入するなり、そういう施設をつくるなりしたら固定資産、増額すると思うんですけど、減少というのは何か取り壊したか何かどういことなのか、私も金額が大きいものもありますので、これについてお伺いします。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課の福森です。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの谷原委員のご質問にお答えさせていただきます。

当年度増加額につきましては、資本的支出の中の浄水設備費、それから配水設備費、それから固定資産購入費の建設施設改良費の増加の分として、各項目別、配水管でしたら構築物、それから固定資産購入の量水器購入費とかにつきましては、各機械及び装置とか、車両運搬具とかという形で計上させていただいています。それで、その工事購入に伴いまして、当年度に工事、新たに減価償却する分の費用として、当年度減少額という形であげさせていただいています。それにつきましては、減価償却も当年度上げさせてもらった分、当年度予定した金額から工事した分の減価償却を減少額という形で上げさせていただいて、最終的に累計として年度末の償却未済高という形で掲載させていただいています。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 また、後で聞きに行きます。もうひとつよくわかりませんでしたので、また内容も含めて伺いたいと思います。まず、これだけ形式的なことを質問させていただきました。また、あと、ほかにも質問がありますけども、また後ほどにします。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉村始委員。

吉村始委員 私も素朴な疑問です。7ページなんですが、貸借対照表の2番、投資その他の資産というところで(ろ)の破産更生債権などというふうなのがありまして、そのところに貸し引き、貸倒引当金をそのまま引き当てられているんですが、これは具体的にはどういったものでしょうか。また、貸倒引当金というのは、そういうものが発生したときに、その同額を引き当てられるというような理解でよろしいのでしょうか。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課の福森でございます。先ほどの吉村委員のご質問にお答えさせていただきます。

今の貸倒引当金につきましてはですが、これは平成26年の地方公営企業の制度改正に伴いまして、導入したものであります。通常、平成30年度につきましては、これは1年未満につきましては一般債権、あと、滞納年数の2年から4年、これにつきましては、貸倒懸念債権、5年以上超える分に関しましては、破産更生債権という形で区別されております。これに伴いまして、年度末の滞納額に伴いまして、その後の毎年滞納額は変わってきますけども、その懸念される率を出させていただきまして、それがこの貸倒引当金ということで毎年金額が多分変わっていると思いますけども、そういう形で計上はさせていただいております。全体の未収金の水道料金にこれは含まれるという形で、一応懸念債権、更生債権ということで表示するように指導されておりますので、この金額になっております。

以上でございます。

増田委員長 吉村委員。

吉村始委員 ありがとうございます。よくわかりました。貸倒引当金の充てるのに、そもそも、その例えば、企業であれば売り上げの何%とか、そういうふうな充て方もあったんで、そのこと

で聞かせていただきました。よくわかりました。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 いつも聞くことですが、純利益、当該年度1億3,572万6,000円とこう出ているわけやけども、いつも同じこと聞くけど、実質の利益はどのぐらいになっているのか。今、単純に給水原価から受水のやつ引いて、利益が単純に15円40銭ぐらい出ているのかな。数字上。それで見たら、7,000万円弱の利益になるわけやけども、単純計算できないと思うけども、どのぐらいの実質の利益になるのか。

それと、25ページの県水受水費、それから、貯水受水費とあると思うけども、県水のいわゆる受水量、それから、源水の受水量、いくらになるのか、それに基づいて、県水の全体の量から見て、県水の割合、25%ぐらいに収まっているのか、あるいはいやそれ以上県水受水していますとなるのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

実質の利益につきましては、先ほど部長がご説明いたしました4ページ、損益計算書を見ていただきまして、そこで営業活動に伴う営業利益、4ページの下に営業利益ですが、それが実質営業活動ということで1,387万8,987円、これが営業活動。言葉悪いけども実質の黒になっております。前年度が約1,857万3,678円で約450万円の営業利益の減となっております。平成30年度につきましては、平成29年度の台風の影響によりまして、取水池が一部水質の悪化により取水できなかったことにより、県水道の受水費約120万トン、前年度が100万4,729トンとなっております。約11万6,000トンの増になったため、源水浄水費がかなりの増加になったことに、営業費用につきましては、1,200万円の増加となっております。ただし、給水収益全体の営業利益の給水収益におきまして約1,507万円の増収があり、その他の分担金を差し引いた額として約800万円、当初よりは約800万円の増額があったため、その差引として約460万円の出がふえたため、営業利益としては前年度より460万円下がっている状況でございます。

続きまして、県水受水費ですが、全体の配水量として450万4,804トン、これに対して県水が120万トン、自己水が330万4,804トン、率に直しまして、県水が26.64%、自己水につきましては73.36%となっております。

以上でございます。

増田委員長 岡本委員。

岡本委員 利益については1,300万円という形になつとるわけやけど、全体から見ていつもこの利益の金額、聞いているわけやけども、非常にここ最近5、6年利益が非常に落ち込んでくる。非常に苦しい経営状態になっておるんやなというふうに思うわけですが、この水道についてはなかなか、ふやしにいくというわけには、なかなか行かへん難しい問題やと思うけども、その辺が非常に苦しい経営になってくると思うけども、努力願いたいと思うのと、いつも言うふうに、できるだけ安価でおいしい水と、これキャッチフレーズになっているわ

けやから、やっぱり県水を余り、今は26%ぐらいあったら、そんな飛びぬけてないやろうけども、やはり絶えず25%以内に抑えるような努力をしていただきたいなというふうに思います。それも1つは利益につながっていくと思うし、今言われたように災害等があった場合については、もう例外として考えんと、いつもいつもこれだけ絶対守らなアカンというわけには行かへんわけやけども、できるだけそういうふうな経営努力をお願いをしておきたいというふうに思います。

増田委員長 答えはよろしいですか。

質疑ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員 今、岡本委員の方から大変厳しい経営になりつつあるというふうなことでありましたけれども、私としては、5ページのところにある当年度純利益が1億3,500万円ほど出ているということで、非常に安価な水道料金でありながら、今なお1億3,500万円ほど、毎年利益があると。昨年度と比べても、ちょっと400万円程度減っているけれど、また、こういう利益をあげているというのは、私は企業としては非常に優良な企業だと思っておりますので、すばらしいなと思っているところでもありますけれども、14ページ、ちょっと質問なんですけど、14ページのところに利益剰余金、大変利益をあげているわけでありまして。だから、その剰余金が毎年あるわけで、それについて、さまざまに積み立てたり、あるいは今後の施設改良、建設改良積立金等に積み立ててきているわけでありましてけれども、14ページのところに、その利益剰余金の計算書があります。資本金があつて、その横に剰余金ということで、これまでの剰余金を、どのように積立金として確保しているかというのが、あるわけでありましてけれども、この剰余金の一番端の欄、資本合計の左隣になりますけれども、利益剰余金合計として当該年度の残高が34億円ほどあるわけでありまして。その隣に未処分利益剰余金として、今年度その中に含まれますけど、18億円ほどあるわけなんです。つまり、この18億円、当年度未処分利益剰余金ということで18億円も未処分として抱えて、ずっといっとるように思われるんですが、本来企業だったら、それを資本金の自己資本の中に組み入れたりとか、逆に言えば、積立金の方に積み立てるとかという形ですべきだろうと思うんですけれども、この利益剰余金を未処分のまま、こういうふうに18億円も置いておられる理由がちょっと私にはよくわかりませんので、その点について、ちょっとお伺いしたいと思います。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課、福森です。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの谷原委員のご質問ですけれども、今ご指摘のように14ページの一番下の段で、18億536万1,352円となっておりますが、利益に出た分につきましては、下の葛城市水道事業剰余金処分計算書におきまして、こちらの方に利益として1億3,572万6,711円で、あと、それを3つの区分、減災積立金、利益積立金、続きまして、建設改良積立金に振り分けて、この分に関しましては積み立てております。これはあくまで、案ですので、決算の認定がもらえることになりましたら、この案がとれまして、こういうふうに9月30日付で積立金を割り振って伝票を切る予定でございます。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 15ページのところに未処分の分をこういうふうに分しますよ。それでも、若干、16億6,900万円ほど未処理として残している。これは何ですかということも聞きたいんです。つまり、余りにも未処理のまま剰余金を置いておく理由が私よくわからないんです。それだったら、未処分利益剰余金の積み立てをもっとふやすわけいかないのか、案で出ているわけでありすけれども、なぜ、それを例えば極端に言えば、建設改良積立金の積み立てで、これやったら7,200万円ほど中からちょっとふやそうかというぐらいですけど、なぜこんなところにどんと積み増すのかという、そこら辺をお聞きしたいんです。利息等もその方が有利になるんじゃないかなと思いますので、そこをもう一度お願いします。

増田委員長 福森課長。

福森水道課長 水道課の福森と申します。ただいまの谷原委員さんのご質問ですが、積立金につきましては、利益剰余金につきましては、毎年利益が出る分につきましては、減災積立金につきましては、利益の20分の1以上、あとにつきましては、それぞれの建設改良の利益、減災積立金という形で割り振っておるわけで、未処分利益の過去の積み上げてきていますので、毎年、この積立金につきましては、利益が出た時点の積立になっておりますので、これを逆に18億円、今決算の時期にほかの積立金に振り替えることはできないようになっております。

以上でございます。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 よくわからないので、あれなんです、できないようになっているなら、そういう規則なのかどうかわかりませんが、ただ、多額の剰余金が出ていることは間違いないですし、また、積立金も含めて資本合計として42億8,000万円程度、今、葛城市水道事業が蓄えているということは、これは指摘しておきたいと思います。とりあえず、この質問は1個区切ります。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員 3つほどぼっぼっぼというふうに、なかなか、ちょっともう疲れてついていきませんので、申しわけないですが、ちょっと時間とって申しわけないです。

この給水原価と供給単価のお話が出てまいりました。今後、葛城市が今、奈良県の県域水道の問題で、水道の広域化に参加するかしないかというときに、やはり、この葛城市の水道事業の財産、あるいは収益がどういうものかということについて、議会でもある程度正確なところ、つかんでおかなければならないんだろうと思うんです。それで、一番大きい問題はやっぱり給水単価、給水原価の問題だろうと思います。

それで、22ページでありますけれども、22ページのところに給水原価表が出ております。この給水原価表ですけれども、平成30年度は給水原価が113円25銭というふうになっております。これは、給水原価ですから、受水費取水費からこういう単価が出てくるんだろうと思いますけれども、これがさまざまな例えば浄水場で浄水したり、いろんなことで、この人件

費とか動力費とか、薬品とか、こういうものが経費がかかって、供給単価は128円ということで、各ご家庭には、これで1立方メートル当たり、128円68銭で供給されているんだろうということでもあります。

私は、ここでちょっとお聞きしたいんですけど、単純な質問なんですけど、この間、厚生文教常任委員会の調査案件で水道の広域化の問題で県の出されている資料いただきましたら、事業統合のことにかかわって、県内の各市町村の料金単価表と給水原価表の比較というのがありまして、給水原価につきましては、葛城市と大淀町が113円です。正確に言うと葛城市は113円25銭ですけれども、その次に安いのが奈良市の134円となっております。つまり、20円差があるわけです。この給水原価に対して。まあ広域水道の場合は、奈良市の水道料金に合わせていきましようというふうなことが、今、話されているようでありますけれども、奈良市はもっと実際には供給単価は高いわけでありまして、当然、給水原価と供給単価が違いますからね。でも、給水原価は134円と。つまり、20円ほど、約21円です。20円としましょう。20円ほど違うわけです。もし、葛城市が20円値上げしますと、来年度から。そしたら、利益はどれだけ上がりますか。この20円分の利益は、これは給水量掛けたらいいわけですから。どうなるでしょうか。それは、経費がどうのこうのということはあるかもわからんけど。単純に20円値上げしますと、現在の経費で。だから、葛城市は本当に水道料金を抑えてきましたので、皆さん非常に努力されているわけですけども、首をひねっておられるから、もうお答えできないのであればやむを得んですけど。

増田委員長 西口部長。

西口上下水道部長 上下水道部、西口です。今の谷原委員のご質問ですが、もし20円値上げしたら、いくら収入がふえるかということですね。今計算しましたら、20円掛ける、この決算書に載っております、429万トンということで、単純に計算しますと8,580万円の増収になるという計算結果が出ております。

以上です。

増田委員長 谷原委員。

谷原委員 単純にそういうことになるわけですよ。ですから、例えば、今、1億3,000万円の利益があつて、これは真水かどうかというのは減価償却費とか長期戻入金の戻し入れとかあるので、それ差し引きすると、現金部分では大体8,000万円ぐらいになるのかなと、僕は見込んでいますけど。それでも毎年1億6,000万円ぐらいの黒字が出てくるということになりますので、今後、議会でも広域水道に奈良県の県域水道に参加するかどうかというときに、葛城市の資産、収益、それから、将来必要になる事業の改修ということを見たときに、現在ある基金、そういうのがどうなっていくか、あるいは料金値上げすると、どうなっていくかということがあるので、今後とも、こういうことの数字がずらずら並んでいるわけですけども、こういうこと、しっかり見て議論できていたらなと思っております。

以上です。

増田委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

増田委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、認第10号は認定することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました審査が全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申し出があれば、許可をいたします。

奥本議員。

(奥本議員の発言あり)

増田委員長 ほかに。

吉村優子議員。

(吉村議員の発言あり)

増田委員長 以上をもちまして委員外議員からの発言を終結いたします。

これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでございました。

閉 会 午後5時36分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長

増田 順弘

決算特別委員会副委員長

内野 悦子